

## 目 次

○1日目	1～26ページ
○2日目（一般質問）	
・丸山勇太郎議員 理念の共有と村民参加のまちづくりについて	27～45ページ
・加藤ソフィー議員 有機農業と学校給食	45～54ページ
・切久保達也議員 上下水道事業について	54～67ページ
・尾川耕議員 村への投資に伴う宿泊施設の現状	67～80ページ
○3日目（一般質問）	
・加藤亮輔議員 村民要求を実現する来年度予算の作成について	81～96ページ
・津滝俊幸議員 令和6年度予算編成方針と重点事業について ガストロノミーツーリズムの推進について	96～112ページ
・丸山和之議員 白馬村の観光の方向性について	112～127ページ
・太谷修助議員 これからの白馬村の観光について	127～142ページ
○4日目	143～167ページ

## 令和5年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和5年12月5日（火）午前10時開会

（第1日目）

### 1. 開 会 宣 告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定  
会 期 自 令和5年12月 5日  
至 令和5年12月14日
- 日程第 4 村長挨拶
- 日程第 5 承認第10号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について
- 日程第 6 議案第44号 村道路線の廃止について
- 日程第 7 議案第45号 村道路線の認定について
- 日程第 8 議案第46号 財産の譲与について
- 日程第 9 議案第47号 白馬村検診事業実施条例の制定について
- 日程第10 議案第48号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第51号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第52号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第53号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第54号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第55号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第56号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第57号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第58号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）

## 令和5年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和5年12月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建 設 課 長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 承認事項

承認第10号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

6) 議案審議

議案第44号から議案第58号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 議案第44号 村道路線の廃止について
  2. 議案第45号 村道路線の認定について
  3. 議案第46号 財産の譲与について
  4. 議案第47号 白馬村検診事業実施条例の制定について
  5. 議案第48号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
  6. 議案第49号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  7. 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  8. 議案第51号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  9. 議案第52号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
  10. 議案第53号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
  11. 議案第54号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第5号）
  12. 議案第55号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
  13. 議案第56号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  14. 議案第57号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）
  15. 議案第58号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）

開会 午前10時00分

## 1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

本定例会から、議会の申し合わせにより、本会議中、資料の閲覧、用語等の検索等に限り、パソコン、タブレット、スマートフォンの使用を許可しておりますので申し添えます。

直ちに本日の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告を行ないます。

最初に、監査委員から令和5年9月、10月、11月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書と令和5年度定期監査結果報告書が提出されております。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会令和5年11月定例会が11月20日に行なわれました。

内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第1番 丸山和之議員、第2番 増井春美議員、第3番 横川恒夫議員、以上3名を指名いたします。

### △日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和5年第4回白馬村議会定例会会期日程表のとおり

り、本日から12月14日までの10日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間と決定いたしました。

#### △日程第4 村長挨拶

**議長(太田伸子君)** 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。丸山村長。

**村長(丸山俊郎君)** おはようございます。

令和5年第4回白馬村議会定例会を招集しましたところ、委員の皆様にはご多忙の中、出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに開会挨拶の前に、このたび白馬村が所有します公用車1台につき、車検期間が満了していたにもかかわらず運行した事案が発生したことは誠に遺憾であり、村政を預かる者として、本村の信用を失墜させたことに対しまして、村民の皆様には深くご詫びを申し上げます。職員には、社会的に交通事故の発生等が大きな問題となる中、行政自らがこのような過ちを二度と起こすことのないように、それぞれの職務に対する責任感と使命感を強く自覚し、緊張感を持って業務に取り組むよう指示したところであります。

今回の事案を厳粛に受け止め、公務員としての自覚を促すとともに、組織一体となって再発防止に取り組み、信用回復に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

さて、まとまった降雪により、村内のスキー場が早期にオープンし、2023年24シーズンの幕開けを迎えました。このまま順調な降雪により、全てのスキー場の全コースが予定どおりオープンすることを願うところであります。この冬は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行してから初めてのウィンターシーズンとなるため、国内外から多くの旅行客が訪れることが予想されますが、コロナウイルス感染症がなくなったわけではなく、また、季節性インフルエンザも流行していることから、村民の皆さまにおかれましては、引き続き、日常的な感染症対策をよろしく願います。

政府は、11月2日の臨時閣議で、足元の物価高から国民生活を守るための対策をはじめとする、5つの柱で構成された事業規模37.4兆円程度のデフレ・完全脱却のための総合経済対策を決定しました。また、この裏づけとして、一般会計の総額で13.1兆円余りとなる補正予算案を持ち回り閣議で決定し、今臨時国会に提出、先月29日に可決、成立しました。この補正予算では、重点施策地方交付金の追加が盛り込まれており、低所得世帯支援枠を拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援することとしております。

特に、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、既に支給が済んでおります。1世帯あたり3万円の支援を拡大し、1世帯あたり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯あたり合計10万円を目安に支援を行なう旨が盛り込まれているところであります。

本村としましては、政府の方針を踏まえ、本定例会の補正予算案に計上させていただいておりますので、お認めいただきましたならば、低所得世帯の方々が可及的速やかに支援が受けられますよう所要の事務を進め、1月中に支給できるように担当課に指示をしたところであります。

続きまして、9月定例会以降の観光客の入り込み状況について、ご報告させていただきます。

9月は、前年比112%となる21万2,500人、10月は、前年比94%となる12万5,000人と推計しています。主要な観光施設によりますと、両月ともに天候に恵まれたことや、イベント開催による週末を中心ににぎわいが見られたとのことであります。

なお、10月の観光客数は前年を若干下回る数値となっておりますが、交通事業者からはコロナ禍前を大きく上回っているとのことでありましたし、おおかたの施設のコメントからも、回復基調が続いているような印象を受けました。11月中旬に日本政府観光局が発表した訪日外客数統計によりますと、10月の訪日外客数は令和元年同月比100.8%となる251万6,500人で、新型コロナウイルス感染症拡大後、初めて令和元年同月を超えています。個人観光の再開から1年が経過し、訪日外客数は堅調に回復しているといえます。

このような動きを踏まえますと、この冬の白馬村でもコロナ禍前を上回る外国人観光客が訪れることが予想されます。

村としましては、警察や関係団体と連携しながら、宿泊施設や飲食店などへのマナー条例の周知、啓発を行なうなど、観光客にとっての快適な滞在環境と住民にとっての快適な生活環境の両面を確保することを意識し、受入れ準備を整えてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、各事業の執行状況等についてご報告させていただきます。

最初に総務課関係ですが、11月3日に白馬村定例表彰を行ない、昨年度退任された横山前副村長、平林前教育長のほか、村の発展のために各分野で活躍された12名の方に表彰状の授与、白馬村に多大な貢献をされた2社に感謝状を贈呈しました。改めて表彰された皆様のご功績に対し、白馬村を代表して感謝の意を表します。

次に、ふるさと納税の動向であります。10月末の対前年比は、寄附額ベースでは367%、件数ベースでは284%で推移しています。これは、ふるさと納税の過度な返礼品競争を防ぐため、総務省が10月1日から、自治体が寄附を募るのに使う経費を寄附額の5割以下とする基準を厳格化した、いわゆる50%ルールが適用されたことによる駆け込み需要が主な要因であると考えられます。

本村では、国のルールを遵守しつつも、引き続き、ふるさと納税寄附の獲得に注力したいと考えています。また、年度当初から懸案事項としておりました環境専門人材についてであります。この12月中旬から1名を配置できる見通しとなりました。今年度は、残り第四半期のみ活動となりますが、年度目標で定めた自治体GX推進のための企画立案支援を柱として、取組の推進を加速



させてまいりたいと思います。

公共交通施策につきましては、令和6年度からの最適化交通体系の構築に向けて協議を進めておりましたが、10月末に開催した白馬村地域公共交通会議において、現況のふれ愛号と観光A Iデマンドタクシーを統合した新交通体系構築の方向性が示されました。あわせて、スクールバスについては、下校時の統合が効率的観点からは可能との方向性が示されましたが、スクールバス本来の運行目的である児童の安全性の確保を最優先としつつ、新交通体系の運行方法との連携が可能な技術や車両、ドライバーなどの資源の活用については、引き続き効率的な運行方法を検討していくこととして、来年度予算に向けた制度設計に着手してまいります。

次に、令和6年度当初予算編成でございますが、まず全職員を対象に、先月28日に予算編成会議を行ないました。令和6年度予算編成方針も、白馬村第5次総合計画の基本理念の実現を目指す事業に取り組むことはもちろんですが、私の公約を実現するために重点的かつ積極的に取り組む事業として、6つの柱を掲げました。

1つ目に、ゼロカーボンビジョンの実現に向けた取組の推進。

2つ目に、デジタルトランスフォーメーションの推進。

3つ目に、子育て支援の推進。

4つ目に、農地の保全と地産の推進。

5つ目に、支え合う福祉と健康の村作りの推進。

6つ目に、世界水準を意識した持続可能な観光の村作りの推進、であります。限られた財源を効率的かつ効果的に配分して最大の効果を上げるよう、これらの事業を全庁体制で進める考えであります。

現在、編成作業に取り掛かっており、3月定例会においてご審議をいただきますので、よろしくお願ひします。

次に、令和5年度白馬村一般会計補正予算（第5号）につきましても、若干説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に5億6,545万6,000円を追加し、予算総額を69億389万9,000円とするものです。補正の主なものとしては、歳入はふるさと白馬村を応援する寄附金の増額、一般財源を補うための普通交付税の増額などです。歳出は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴うふるさと納税事業や基金積立金の増額、政府の補正予算に伴う低所得世帯への給付金の増額、児童手当国庫出資金、県出資金の過年度分還付金などであり、ご審議のほどよろしくお願ひします。

続いて、観光課関係ですが、まず、今年度国土交通省の補助事業として実施している八方池山荘建替計画に係る官民連携調査業務については、これまでに敷地条件や建築条件の整理を行ない、様々な先行事例から事業手法等を検討し、現在、民間事業者に対して事業参入や連携の可能性、施

設整備や運営に関するアイデアを伺うことを目的に、サウンディング調査を行なっている段階にあります。これらの結果に基づいて、今年度末には事業手法と事業スケジュールを決定してまいりたいと考えています。

次に、観光財源の使用決定やスキーム作りの検討をお願いしている観光地経営会議ですが、10月12日に開催した第2回では、観光財源の使途に関する方針及び使途決定組織に関する素案を提示し、委員の皆さんからご意見を伺い、ある程度の方向性を確認したところです。その上で、全委員の個別ヒアリングの機会を設定し、それぞれのお考えを確認しつつ、今月14日に開催する第3回において報告書という形で示されると報告を受けています。

最後に、ウィンターシーズンに向けての恒例の行事になりますが、去る23日にはスキー場合同安全祈願祭、そして雪乞い祈願が行なわれ、多くの関係者の皆様とともに、1日も早い降雪とスキー場をはじめとする村内各所のにぎわい、そして事故のない安全なシーズンになることを祈念してまいりました。

続いて、健康福祉課関係ですが、白馬村では初めてとなる障がい者グループホームが12月1日に開所しました。白馬村からは、知的・身体・精神の障がいを持っている方6名が入所されています。今後も事業所・白馬村・小谷村の3者でグループホーム運営連絡会を開催しながら、第三者委員会としての機能を果たしてまいりたいと考えております。

また、12月2日より、新たに医療機関が1か所増え、白馬インターナショナルクリニックが開設となりました。インバウンド事業により増加した外国人観光客や外国人移住者への対応はもとより、大北医師会へも加入いただき、地域医療にも貢献していただきます。

一方で、夜勤看護師の不足により、神城医院の入床病数が12月1日より休床せざるを得ない状況となってしまいました。医療福祉分野に限ったことではありませんが、看護師や介護士等の専門職の人材不足は大変大きな課題となっております。

次に、重点支援・地方交付金による低所得世帯に対する支援ですが、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響が特に大きい住民税非課税世帯約860世帯に対し、1世帯当たり3万円を、住民税の所得割非課税世帯約250世帯に対し、長野県価格高騰特別支援金として1世帯当たり2万円を支給させていただきました。

続いて、農政課関係ですが、米価は昨年と比較し1,000円程度上昇したものの、肥料、原材料高騰を補うまでには至っていないと認識しております。地方自治体としてできることは限られておりますが、法定化された地域計画・目標地図の策定に向けて認定農業者・農業委員会等の関係者による懇談会を開催し、高齢化や人口減少による農業者の減少に対応すべく、優良農地確保・農業振興地域見直し等、本村の農業の在り方について意見交換をさせていただきました。

林務関係ですが、ナラ枯れ対策につきましては、専門家等による対策会議の意見をもとに、県や地域・林業関係者とともに対策を進めているところであります。

土地改良関係では、長野県の発注により実施している北城南部地区ほ場整備事業は、表土不足や工事計画の一部変更等の影響により工事が遅れている状況にあり、現在、県・村・地元実行委員会・施工業者で打ち合わせを行ないながら早期完了を目指しているところでもあります。また、犬川用水電動ゲート小水力発電事業については、河川法の許認可が登録・許可となり、工事発注に向けて準備を進めているところでもあります。

続いて、建設課関係では、8月から9月にかけての大雨により、村内5か所において村道施設が被災したことから、これまで災害復旧事業の申請・査定手続を行なってまいりました。現在、降雪期を控え早期に入札・発注作業を行ないたいことから、必要な事業費5,400万円ほどについて、専決処分による予算補正の対応をさせていただきましたので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

続いて、住民課関係では、12月中に顔認証専用マイナンバーカードの受付の開始を予定しています。顔認証専用マイナンバーカードは、本人確認の方法を機器による顔認証または目視による顔確認に限定し、暗証番号の設定を不要とする代わりに、利用できる機能を制限するもので、暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減を目的としたものです。

環境衛生係では、観光のにぎわいが戻った影響により、今年度、上半期の白馬村の事業系可燃ごみは、前年度比36トンの増加となりました。その一方で、生活系可燃ごみは、前年度比35トンの減少となっております。これは、村民の皆様の日常生活における意識の向上と、それに伴うごみ減量に向けた努力の結果であると実感しています。誠にありがとうございます。

そして、着工の延期が続いておりました北アルプス広域連合による白馬リサイクルプラザ建設工事も、基本設計が見直されたことにより、いよいよ来年度の完成が見込まれるに至りました。今後、さらなるごみ減量化、3R取組の拠点として活用されることを期待しております。

続いて、上下水道課関係では、白馬村水道事業ビジョンに掲げている安心・強靱・持続を目標に、上水道施設の更新に着手しています。今年度は、管路の更新8か所と、機械や計装類の更新5か所の工事が順調に進んでおります。

下水道事業では、白馬村浄化センターにおけるストックマネジメント計画の実施設計及び水処理施設の耐震診断を行っております。また、利用者へのサービス向上を図るため、スマートフォンでの決済を11月から導入し、冬期間でも検針を行なうことができる無線検針の実証を来年1月より開始する予定であります。

続いて、教育委員会関係ですが、子育て支援課関係では、12月1日にサンライズキッズ保育園白馬園が開園し、16名のお子さんが入園しました。未満児をお預かりできる施設が増え、保護者の多様な希望に添えるようになりました。来年度の保育園等の入園申し込みにつきましては、村内の3保育施設と白馬幼稚園を合わせて、0歳児7名、1歳児24名、2歳児29名、3歳児30名で、3歳未満児の総数は60名であります。

今年度新設した多子世帯出産応援交付金は、第3子以上のお子さんのお誕生をお祝いして交付し

ていますが、今年度、これまでに第3子2名、第4子1名にそれぞれ交付いたしました。また、子どもたちが安心して過ごせるための白馬村第三の居場所ですが、公益財団法人B&G財団からの補助金交付が決定し、開設に向けて準備を進めているところです。

次に、生涯学習スポーツ課関係では、9月24日に氷河調査についての今年の活動報告をウイング21で行ないました。令和2年に氷河と確認されている唐松沢に加え、不帰沢、杓子沢、白馬沢の3つの雪渓についての調査が実施され、このうち、不帰沢と杓子沢については氷河である可能性が極めて高いことが報告されました。残りの白馬沢については、今年度の調査データが十分に収集できなかったため、来年度に引き続き調査を継続する方針です。

図書館等複合施設につきましては、9月定例会における説明で、予定する令和9年度からの整備事業の開始を判断する結論には至らなかった。個別施設計画の再度の見直しと個別事業の財源内訳の精査などを踏まえ、さらに精度の高い財政シミュレーションを引き続き行なった上で、実施可能年度を判断することとしておりました。その後の経過と方針につきまして、本定例会の会期中に説明をさせていただきます。

本定例会に提出します案件は、報告1件、議案15件です。議案等につきましては、担当課長に提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の開会にあたりましてのご挨拶といたします。

**議長（太田伸子君）** これより、承認案件の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

お諮りいたします。日程第5 承認第10号は、承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思っておりますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第5 承認第10号は、承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

**議長（太田伸子君）** 挙手全員です。よって、承認第10号は、委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第5 承認第10号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

**議長（太田伸子君）** 日程第5 承認第10号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。田中総務課長。

**総務課長（田中克俊君）** 承認第10号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

令和5年度白馬村一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年10月24日に専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

おめくりいただきまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,434万円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億3,844万3,000円とするものでございます。本補正予算は、本年8月20日及び9月10日の豪雨により、野平地区や新田地区で発生しました災害の復旧を行なうものでございます。

予算書6ページ、歳入明細を御覧ください。

10款地方交付税に交付額確定分235万6,000円。

14款国庫支出金に公共土木施設災害復旧負担金として、3,468万4,000円。

21款村債に公共土木災害復旧事業債1,730万円を追加しております。

続きまして、7ページの歳出明細を御覧ください。

10款2項2目現年発生公共土木施設災害復旧費は、工事請負費に5,200万円、設計監督業務負担金に234万円を追加するものであります。

予算書は3ページまでお戻りください。

第2表、地方債の補正につきましては、災害復旧事業に係る起債1,730万円を限度額として追加するものでございます。

説明は以上であります。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。承認第10号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを、報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（太田伸子君）** 起立全員です。よって、承認第10号は報告のとおり承認されました。

次に、議案の審議に入ります。

#### △日程第6 議案第44号 村道路線の廃止について

議長（太田伸子君） 日程第6 議案第44号 村道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 議案第44号 村道路線の廃止についてご説明いたします。

道路法第10条第3項の規定により、村道路線を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。今回の廃止路線は、白馬町から八方口地区にかけての村道2125号線と、八方から和田野地区にかけての村道2147号線の2路線であります。

1枚おめくりください。村道2125号線の廃止区間を示しておりますが、白馬中学校付近から八方口地区までの延長731.56メートルを廃止するものでありまして、実質的に村道としての機能を持っていない部分を含んでおりますことから、一旦全延長を廃止し、次の議案第45号におきまして、必要箇所を再度認定のお願いをするものでございます。

もう1枚おめくりください。こちらは、八方細野諏訪神社付近から咲花スキー場付近までの延長1,581.12メートルを廃止するものでありまして、途中開発に伴う道路付け替えの必要性が生じたことから、こちらも全延長を一旦廃止し、次の議案において必要箇所の認定をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第7 議案第45号 村道路線の認定について

議長（太田伸子君） 日程第7 議案第45号 村道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口建設課長。

建設課長（矢口俊樹君） 続きまして、議案第45号 村道路線の認定についてご説明いたします。

道路法第8条第2項の規定により、村道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。今回の認定路線は、村道2273号線、村道2274号線、村道2275号線の3本でございます。

1枚おめくりください。先ほど議案第44号でご説明いたしました廃止路線につきまして、村道0106号線、これは塩の道でありますけれども、この塩の道から西側、瑞穂地区方面にかけての延長342.5メートルを村道2273号線として再度路線認定をするものでございます。

さらにもう1枚おめくりください。こちら先ほど廃止路線を説明いたしました和田野地区、村道2147号線について、新たに築造をされる開発道路をはさみ、起点側に村道2274号線、延長1,100メートル、終点側に村道2275号線延長500メートルを再度路線認定することに

より、道路としての連続性を確保したいものがございます。

説明は以上でございます。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第8 議案第46号 財産の譲与について

**議長（太田伸子君）** 日程第8 議案第46号 財産の譲与についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 議案第46号 財産の譲与についてご説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を譲与することについて、議会の議決を求めるものです。

1枚おめくりください。

譲与する財産は、土地で、原野山林36筆、19万6,331平米です。譲与する相手方は、白馬村大字神城25393番地1、飯森区区長太田洋一です。譲与の理由は、神城県行造林契約期間満了、昭和29年11月1日から令和5年10月31日に伴い、昭和28年12月1日付、旧飯森部落と旧神城村で取り交わした県行造林契約に従い、所有権を地縁団体飯森区に返還するものです。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第9 議案第47号 白馬村検診事業実施条例の制定について

**議長（太田伸子君）** 日程第9 議案第47号 白馬村検診事業実施条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤健康福祉課長。

**健康福祉課長（工藤弘美君）** 議案第47号 白馬村検診事業実施条例の制定についてご説明いたします。

1枚おめくりください。条例の本文を御覧いただきたいと思います。

第1条は、この条例の制定趣旨で、村民の健康の保持増進、疾病の早期発見、早期治療及び生活習慣の改善を目的として謳っております。

第2条から第10条では、検診の種類、対象者、実施期間、検診の回数、周知、受診手続、検診に要する費用、検診結果の通知等、裏面にまいりまして、個人情報の保護について規定してござい

ます。

第11条は、委任について。この条例の施行に関し、必要な事項については規則に定めると規定してございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を、令和6年4月1日としております。

説明は以上でございます。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第10 報告第48号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（太田伸子君）** 日程第10 議案第48号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

**総務課長（田中克俊君）** 議案第48号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は、令和5年人事院勧告に伴う、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行なうものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明申し上げますので、2枚おめくりいただきまして、2ページ、第1条関係、新旧対照表を御覧ください。

第4条第2項で、期末手当の支給月数を0.1月分引き上げることにより、これまで年間3.3月分であった支給月数を3.4月分にしたいものでございます。

1ページお戻りいただきまして、附則第1項では、条例の施行日を公布の日とし、附則第2項により、期末手当の基準日でございます令和5年12月1日から適用することとしております。

続きまして、3ページ。第2条関係の新旧対照表を御覧ください。

同様に、第4条第2項で、令和6年度以降の期末手当については、支給月数を1.7月に改正し、6月期及び12月期で均等になるように定めるものでございます。この改正につきましては、1ページの附則第1項ただし書きで、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上であります。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。



△日程第11 議案第49号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第11 議案第49号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第49号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本改正は、議案第48号と同様に、令和5年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、常勤特別職の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行なうものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明しますので2枚おめくりいただきまして2ページ、第1条関係、新旧対照表を御覧ください。

第2条第2項で期末手当の支給付き数を0.1月分引き上げることにより、これまで年間3.3月分であった支給月数を3.4月分にしたいものでございます。

1ページお戻りいただき、附則第1項では条例の施行日を公布の日とし、附則第2項により期末手当の基準日でございます令和5年12月1日から適用することとしております。

続きまして、3ページ、第2条関係、新旧対照表を御覧ください。同様に、第2条第2項で令和6年度以降の期末手当については支給月数を1.7月に改正し、6月期及び12月期で均等になるように定めるものでございます。この改正につきましては、1ページの附則第1項ただし書きで令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上であります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第12 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正は令和5年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、一般職の職員の給与を改定するため所要の改正を行なうものでございます。

最初に改正内容について簡単にご説明を申し上げます。月例給につきましては民間における初任給の動向を踏まえ、若年層が在職する号俵に重点を置き、平均1.1%の引上げ改定を行なうものでございます。

また、賞与につきましては、支給月数を0.1月分引上げ、4.5月分とすることとし、その引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしております。なお、議会議員及び常勤特別職と同様に本年度につきましては12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引上げ、令和6年度以降においては6月期及び12月期で均等になるように定めることとしております。

それでは、新旧対照表でご説明をします。7ページ、第1条関係の新旧対照表を御覧ください。第27条においては、期末手当の支給月数を、第30条においては勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引上げるものでございます。

また、8ページから13ページまで、別表第1、第5条関係の給料表は先ほども申しあげましたとおり平均で1.1%引上げるものでございます。

続いて14ページ、第2条関係の新旧対照表を御覧ください。先ほどご説明しましたとおり、第27条では期末手当を、第30条では勤勉手当の支給月数を令和6年度以降において6月期及び12月期で均等になるように改正するものとなります。6ページの改め文にお戻りいただきまして、附則の施行期日を御覧ください。

第1項におきまして、この条例は公布の日から施行としますが、後段のただし書きで第2条の施行日を令和6年4月1日といたします。また、第2項では別表第1の給料表は令和5年4月1日から、期末手当及び勤勉手当の改正規定は令和5年12月1日から遡及適用するものでございます。

説明は以上であります。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第13 議案第51号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

**議長（太田伸子君）** 日程第13 議案第51号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

**総務課長（田中克俊君）** 議案第51号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本改正は一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の提出に伴い、フルタイム会計年度任用職員が運用する給料表の改正を併せて行なうものでございます。

3枚ほどおめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。

別表第1、第5条関係の給料表を平均2.9%引上げ改定を行なうものでございます。改正条例4ページ、附則を御覧ください。この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上であります。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第14 議案第52号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（太田伸子君）** 日程第14 議案第52号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

**総務課長（田中克俊君）** 議案第52号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本改正はフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正の提出に伴い、その改定率を勘案して、パートタイム会計年度任用職員が運用する給料表を改正するほか、所要の改正を行なうものでございます。

それでは、新旧対照表で改正内容をご説明しますので2枚おめくりいただきまして、3ページ、第1条関係新旧対照表を御覧ください。

第2条第2項は、報酬額算出の端数処理において条文間で切り捨て、または四捨五入の齟齬があったことから、これを改めるものでございます。

次に、第2条第7項の改正は、報酬の時間額が長野県の最低賃金を下回る場合は、最低賃金を満たす直近上位の号級とすることができる旨の規定を加えるものでございます。

次に、別表第2の改正は除雪オペレーターの報酬額の上限を2,900円から3,500円に引き上げるものでございます。

続きまして、4ページ、第2条関係、新旧対照表を御覧ください。別表第2につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与改定率を勘案しながら、定額支給の職種の報酬上限額を300円から600円引き上げるものでございます。

2ページの改め文にお戻りいただきまして、附則の施行期日を御覧ください。第1項におきまして、この条例は公布の日から施行しますが、後段のただし書きで第2条の施行日を令和6年4月1日といたします。また、第2項では改正後の第2条第7項の規定を、令和5年10月1日から遡及適用するものでございます。

説明は以上であります。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時58分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**△日程第15 議案第53号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（太田伸子君）** 日程第15 議案第53号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

**住民課長（堤則昭君）** 議案第53号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例の改正趣旨でございますが、マイナ保険証の普及に伴う、令和6年度の保険証の廃止を見込んで、福祉医療の手續に必要な情報を個人番号を利用して活用するものです。福祉医療を受給するにあたり、被保険者証が廃止されると、保険証の確認ができないため、マイナンバーカードに紐付けられている情報を確認しなければなりません。しかし、この手続きは法令に伴わない情報の利用であることから、行政手續上、マイナンバーを利用する場合は、各市町村が制定している個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例において、独自利用ができる手續が謳われていないと、マイナンバーを活用することができません。

そこで、この手続きを可能とするために、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものです。

では、内容について説明させていただきます。新旧対照表を御覧ください。

まず、第4条にて、個人番号の利用範囲を別表第1、別表第2を設けることで明示し、第3項において、個人情報の使用の制限をし、第4項では、本人の個人番号を利用の同意について重複した承諾の手間を省く趣旨を謳っております。

それでは、改め文に戻っていただき、附則として、公布の日から施行とするものでございます。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第54号 令和5年度白馬村一般会計補正予算(第5号)

議長(太田伸子君) 日程第16 議案第54号 令和5年度白馬村一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

総務課長(田中克俊君) 議案第54号 令和5年度白馬村一般会計補正予算(第5号)につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億6,545万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億389万9,000円とするものでございます。

それでは、7ページ、歳入明細を御覧ください。主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

10款1項1目、地方交付税5,631万8,000円の増額は、普通交付税の交付額の確定によるものであります。

14款1項1目、民生費国庫負担金362万6,000円の増額は、障害者自立支援給付負担金及び障害児施設給付費負担金において、いずれも年間所要額の増加によるものであります。

14款2項6目総務費国庫補助金6,380万3,000円のうち、5,850万円の増額は、既に3万円を給付した低所得世帯に、今後7万円を追加給付するものでございます。また、530万3,000円の増額は、戸籍システムの改修に係る補助でございます。

7目農林業費国庫補助金847万円の減額は、農地耕作条件改善事業において、事業費の増加を理由に工事を取りやめたことによる減額が242万円、犬川用水電動ゲート設置小水力発電事業において、令和5年度分の事業費が決定したことによる減額が605万円でございます。

8ページを御覧ください。

15款2項4目農林水産業費県補助金642万2,000円の増額は、9月10日の豪雨により、農地や水路で発生した災害復旧に対する補助565万円、どんぐり地区などのナラ枯れ対策に係る補助として、森林づくり推進支援金244万7,000円などによるものでございます。

16款1項1目財産貸付収入650万円の増額は、白馬村振興公社からの指定管理対象施設貸付収入でございます。

9ページ。

17款1項1目一般寄附金3億6,500万円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額であります。

18款1項4目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金2,261万円の増額は、当初から基金の繰入を財源としていた事業の増額補正分の財源として追加で繰り入れるものでございます。

51目財政調整基金繰入金5,560万円の増額は、財政調整基金の取り崩しにより、今回の歳出の増額に対応するためのものでもあります。

20款5項1目雑入698万1,000円の減額は、B&G財団からの助成金で、今年度中に子ども第三の居場所の開園ができないことから、運営費分を減額するものでもあります。

10ページをお開きください。

21款1項4目農林業債210万円の減額は、先ほど説明したとおり、犬川における小水力発電事業において事業費が決定したことによるものでもあります。

10目災害復旧債127万円の増額は、9月10日の豪雨による災害復旧に係るものであります。続きまして、11ページ、歳出明細を御覧ください。

全般的に、一般職給料、職員手当等は、人事院勧告に伴う人件費の増額によるものでもありますので、説明のほうは割愛させていただきまして、それ以外の主な事業についてご説明させていただきます。

2款1項2目財産管理事業179万円の増額は、この夏のエアコン稼働に伴います電気使用料の増加による光熱水費150万円などによるものでもあります。

12ページを御覧ください。

6目ふるさと納税事業1億7,929万1,000円の増額は、歳入で説明しましたふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴い、返礼業務委託料など所要経費を増額するものでもあります。

13ページ。

2款3項1目戸籍住民基本台帳事業530万4,000円の増額は、歳入でご説明しました戸籍システムのシステム改修に係る委託料の増額であります。

2款7項3目スポーツ振興事業545万円の増額は、スキー選手育成強化費で企業からのふるさと納税を財源としておりまして、納税時にその用途が指定されたものでもあります。

14ページを御覧ください。

3款1項1目原油価格物価高騰緊急支援寄附金5,850万円は、歳入でご説明いたしました低所得世帯への3万円給付に加えまして、7万円を追加給付するものでもあります。

2目介護予防地域支え合い事業108万8,000円の増額は、岳の湯の暖房設備を修繕するための費用でもあります。

3目心身障害者福祉事業1,114万3,000円の増額は、サービス利用者の増加により、自立支援給付費を659万2,000円の増額、令和4年度障害者自立支援給付費、障害者医療費、障害児入所給付費等の国庫負担金の返還金379万9,000円の増額などによるものであります。

15ページ、同じく6目住民国保事業384万9,000円の増額は、3月までの国保出産予定者数の追加分によるものであります。

16ページを御覧ください。

3款2項1目児童手当等給付事業1,276万5,000円の増額は、令和4年度児童手当交付金の実績報告により、返還額が確定したことによるものであります。

2目子育て支援事業809万2,000円の減額は、子ども第三の居場所事業補助金843万4,000円の減額が主なもので、今年度中に開園ができないことにより、運営費を減額するものであります。

1ページ飛ばしまして、18ページを御覧ください。

4款2項1目塵芥処理事業1,010万4,000円の増額は、令和4年度の実績により、可燃ごみ量割が増加したことによるものでございます。

5款1項4目農地耕作条件改善事業242万円の減額は、工事費の増額を理由に、今年度の事業を見送ったことによるものでございます。同じく、犬川用水電動ゲート設置小水力発電事業は、国・県の事業費の確定に伴い、1,100万円を減額するものであります。

19ページから20ページをかけまして。

5款2項1目有害鳥獣被害対策事業155万9,000円の増額は、熊等の出没件数が例年になく多いことから、鳥獣被害対策実施隊員の報酬・報奨費・委託料をそれぞれ増額するものであります。

21ページ。

6款1項3目21観光戦略事業637万3,000円の増額は、松本空港シャトル便の乗客数の増加が予想されますことから、観光振興負担金等527万4,000円を増額することなどによるものであります。

5目道の駅白馬振興事業460万円の増額は、レジシステムの緊急更新によるものであります。

22ページを御覧ください。

6款2項1目商工振興事業250万円の増額は、創業支援事業補助金に対する申請が当初見込みよりも増加したことによります。

9款1項2目教育委員会事務局一般事業243万6,000円の減額は、会計年度任用職員の報酬等を北小学校教育振興事業へ付け替えることによるものであります。

23ページ。

9款2項2目北小学校教育振興事業459万6,000円の増額は、会計年度任用職員の報酬等を教育委員会事務局一般事業により付け替えるための243万6,000円と、ICT支援業務委託料216万円を中学校教育振興事業により付け替えるものでございます。

24ページにかけまして。

9款3項2目、中学校教育振興事業216万円の減額は、ICT支援業務委託料を北小学校教育振興事業へ付け替えるものでございます。

9款5項2目体育施設維持管理事業209万1,000円の増額は、グリーンスポーツの遊具を

撤去または改修を行なうために施設管理委託料を190万円増額することによるものであります。

25ページ。

10款1項2目現年発生農地農業用施設災害復旧事業805万3,000円の増額は、9月10日の豪雨により農地や水路に発生した災害を復旧するための設計委託料や工事請負費でございます。

12款1項3目ふるさと納税基金事業2億5,550万円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に基づき積立金を増額するものであります。

お戻りいただきまして、4ページを御覧ください。

第2表、地方債補正につきましては、先ほどご説明しました犬川用水電動ゲート設置小水力発電事業の減額に伴い、農業基盤整備事業の限度額の減額と、第4号補正で追加しました災害復旧事業について、工事費の査定等に伴い減額するものであります。

説明は以上であります。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第17 議案第55号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）**

**議長（太田伸子君）** 日程第17 議案第55号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

**住民課長（堤則昭君）** 議案第55号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,664万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億9,352万2,000円とするものです。

それでは歳入について説明させていただきます。5ページの歳入明細をお開きください。

2款1項1目災害臨時特例補助金は、傷病手当金に係る補助金ですが、その財源が県の支出金に振り替えられることにより、10万円を減額することとなったものです。

3目の事業補助金4万5,000円の増額は、出産一時金が増額されたことに伴う追加交付分になります。

3款1項1目保険給付費等交付金6,090万3,000円の増は、療養給付費の増額に伴い、特定財源として県の普通交付金を計上するものと、今後予定されております出産被保険者に対する税制改正に伴うシステム改修に対応する特別交付金及び先に触れました傷病手当金に係る2款1項



1目で減額した災害臨時特例補助金を組み替えて計上するものです。

5款1項1目一般会計繰入金384万9,000円の増額は、出産育児一時金の支給対象者の増に伴う支出に対応するべく、法定繰入額の範囲内で一般会計から繰り入れるものです。

それでは6ページを御覧ください。

2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金194万8,000円の増額は、ただいま説明しました1項1目一般会計繰入金同様、出産育児一時金の増に対応するべく、一般会計からの繰入に不足する額を財政調整基金から繰り入れをするものです。

それでは7ページ御覧ください。歳出明細書の説明になります。

1款2項1目賦課徴税費43万2,000円の増額は、歳入でも説明しました出産被保険者に対する税制改正に伴うシステム改修の委託費用です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費6,032万円は、同5目審査支払手数料3万4,000円の増額とともに、歳入で説明しました療養給付費の支給額の増加によるものです。

8ページを御覧ください。

2款4項1目出産育児一時金584万2,000円の増額も歳入で説明しました出産育児一時金支給対象者の増によるものです。

2款8項1目1万7,000円の増額も傷病手当金支払額の増によるものです。

説明は以上になります。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第56号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

**議長（太田伸子君）** 日程第18 議案第56号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

**住民課長（堤則昭君）** 議案第56号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算額の総額に歳入歳出それぞれ28万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,071万8,000円とするものです。

5ページの歳入明細書を御覧ください。

3款1項1目一般会計繰入金28万8,000円の増額は、人間ドック受診補助事業の支出が増えたため、その不足分を一般会計から繰り入れるものです。

6ページの歳出明細を御覧ください。

1 款 1 項 2 目 保険事業費 2 8 万 8, 0 0 0 円の増額は、同じく人間ドック受診補助事業の支出が増えたことによるものです。

説明は以上になります。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第 1 9 議案第 5 7 号 令和 5 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）

議長（太田伸子君） 日程第 1 9 議案第 5 7 号 令和 5 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第 5 7 号 令和 5 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして説明いたします。

第 2 条として、令和 5 年度白馬村水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額の 1 款水道事業費用を 9 0 万円追加し、2 億 9, 6 2 4 万 2, 0 0 0 円とし、第 3 条では、当予算第 4 条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を 1 億 9, 9 2 5 万 7, 0 0 0 円に改め、資本的支出の予定額の 1 款資本的支出に 6 0 2 万 7, 0 0 0 円を追加し、3 億 9 1 7 万 1, 0 0 0 円とするものです。この補正は、電力価格高騰による動力費、資材費の高騰や増高による工事請負費の増額、また人事院勧告による人件費の増額であります。

また、第 4 条として、既決予算第 8 条に定める職員給与費を 2 2 万 7, 0 0 0 円増額し、5, 2 4 6 万 4, 0 0 0 円とするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第 2 0 議案第 5 8 号 令和 5 年度白馬村下水道事業会計補正予算（第 3 号）

議長（太田伸子君） 日程第 2 0 議案第 5 8 号 令和 5 年度白馬村下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） 議案第 5 8 号 令和 5 年度白馬村下水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして説明いたします。

第 2 条として、令和 5 年度白馬村下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益支出の予定額、1 款下

水道事業費用を240万円追加し、4億5,765万4,000円とします。この補正は、電力価格高騰による動力費やマンホール等の緊急修繕費の増額、また人事院勧告による人件費の増額となります。

また、第3条として、既決予算第8条に定める職員給与費を20万円増額し、2,189万6,000円とするものです。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号から議案第58号までは、お手元に配付いたしました令和5年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第58号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月6日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、明日12月6日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時28分

令和5年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和5年12月6日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

## 令和5年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和5年12月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建 設 課 長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は、通告された方のうち、4名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第11番丸山勇太郎議員。

第11番（丸山勇太郎君） 11番丸山勇太郎です。久々の1番手を務めさせていただきます。

昨日の公用車車検切れに7か月気づかず、事故の報告と陳謝につきまして、ベスト・ツーリズム・ビレッジを受賞した村として、初歩的凡ミスで評判を落とすことのないよう、今後緊張感を持って事務事業を遂行いただくよう、今回トップバッターで、私副議長という立場もございますので、時節のコメントを用意しておりましたが、それに差し替えて、そのことをお願いして質問に入りたいと思います。

そして、一番手の私は、昨年8月7日の就任から、ちょうど1年と4か月となった村長ご自身に、直接伺ってみたい質問を筆頭に、村政執行上の根源的な質問をつくってみました。

題目は、理念の共有と村民参加のまちづくりについてです。

丸山村政となって1年数か月が経過しました。高い適応力を見せている村長ですが、行政経験なく飛び込んだゆえに、とらわれないフラットな感覚での役場や村の課題は、素直に感じているものと拝察します。

まちづくりに欠かせないのは村民の理解と協力ですが、村長の思い、行政の掲げる理念、目標、ビジョンは、村民皆の共有のものとなっているのでしょうか。

人口減少社会、高齢社会が到来し、人手不足が深刻になっています。予算は限られている中では、

理念やビジョンの共有と、協働の精神に基づくボランティアでの住民参加は必須です。

そのため、大切なのはしっかりとした広報と広聴であり、職員の率先垂範であり、声かけであり、村民の参加協力であり、そして、それらの協力で村が報いることです。

以上の論旨から、次のことを伺います。

1番、1年数か月が経過した村長が、素直に感じている役場や村政の課題を幾つか挙げてください。

2番、全国的に熊による人身被害が多発しましたが、本村での緊急告知情報は本当に行き届いているのか。また、行政からスマホへのメール配信を、なぜすぐにもっと様々なお知らせや啓発に使わないのか伺います。

3番、新型コロナが5類に移行したにもかかわらず、地区役員懇談会を希望地区のみとし、以前のように全地区と行かないのはなぜか伺います。

4番、夏季に2回設定した村民草刈り週間へ参加した行政区数を伺います。

5番、行政が担う業務で人手不足による人材確保が懸念される職種と、その対策として考えていることを伺います。

6番、民生児童委員をはじめ、地区に選出を依頼する様々な役職の成り手不足対策を伺います。

7番、ボランティアでの住民参加に応えるため、独自のボランティアポイント制度導入を検討する考えはないか伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** おはようございます。本日からの一般質問よろしく願いいたします。

丸山勇太郎議員から、理念の共有と村民参加のまちづくりについて、7項目のご質問を頂きましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初のご質問は、私が村長になって1年数か月が経過した今、素直に感じている役場や村政の課題ということで、幅広い内容になりますが、民間同様に行政においても資源である人・物・金という観点で整理し、お答えいたします。

まず、人、いわゆる人材についてですが、私としましては職員には目標や志を高く持ち、村民福祉向上のため、笑顔で村民に接し、日々やりがいをもって職務に当たることができる環境をつくりたいと思っていますところですが、そうした中、他の業種同様に、人員として十分な人材がいるという状況にないことは課題の一つです。

特に昨今、コロナ対策に加え全庁的にゼロカーボンやDX化等が急務となっていることから、職務の範囲が広がっており、さらに観光地である白馬村では土日や祝日に行事も多いため、限られた人材の中、職員が法令等で定める時間内で数多くの職務をこなすことは難しい状況にあります。

そのため、職務の優先順位をつけ、緊急性や重要性、必要性などを勘案して遂行することや、今

後に向け、職員個々の職務遂行能力の向上や、DX化による窓口や作業の効率化が必要になってきているものと思います。

また、長引くコロナ禍や物価高騰などにより、経済的に厳しい住民や事業者も多くなっていることから、これまでよりも手厚い支援が必要になっていることも、職員の職務の幅や量が広がっている要因になっていると考えますので、こうした状況を住民にも伝え、本当に困っている人や緊急度の高い事象から優先的に施策を講じていくことや、デジタル化に適応いただくことにご理解いただくことも、課題解決には重要であると考えます。

このような課題は、組織の在り方にも影響をしており、特に現在、総務課に職務が多く集中している状況があり、職員には課をまたいだチームワークを発揮するよう常々啓発し、その効果を期待しているところですが、一方で職務をバランスよく配分するため、組織再編も必要になってくると考えており、検討をしています。

ただ、こうした組織の改編にも、職員の手間や労力がかかり、さらに一時的に職務を増やすことにもなるため、タイミングやボリュームを考慮した上で実施していかななくてはいけないという課題もあります。

さらに、職員の年齢分布においても、これまでの経緯から、白馬村においてはばらつきがある状況があり、ある年齢では職員の数が少ないことから、今年度当初のように一気に課長職や係長職が入れ替わる年が発生するといったことが今後もあるため、急に多数の昇格・異動による職員の負担増も今後の課題となります。

そうしたことから、何年も先を見越した綿密な人員配置や早期の職員育成、年功序列にとらわれない人事などの施策が必要と考えます。

この点、会計年度任用職員の拡充のほか、民間の活力や地域おこし協力隊の活用も解決策の一つになると考えますが、こうした制度そのものが行政の制度の枠組みにおいて行なわれるため、手続の煩雑性や制度の柔軟性に欠ける点なども課題と感じています。

加えて、給与面において公務員は一般企業と比べ給与体系が一律で、年功序列制度も強く残っており、職務の成果が給与に反映されづらい状況があることから、モチベーションが上がりづらいという課題があります。

このため、さきに挙げたマネジメント体制の見直しに加え、職員一人一人が具体的な目標を立てて仕事に取り組む環境を用意し、小さな目標を設定して少しずつハードルを上げていくことによる達成感の積み重ねや、日々の業務以外の小さなタスクの設定、成果に対してフィードバックする仕組みの構築、上司に加えて同僚や部下、他部署の職員など、様々な立場にある人によりフィードバックを行なう360度評価の導入なども必要な対策であると考えます。

そのほか、白馬村に限ったことではないですが、行政が縦割り組織であることから、住民から見たときには同じ行政としての問題であるものを、自身が属する課以外の所轄問題である場合に、無



関係と感じてしまいやすい環境があることや、メディアや住民から意見を言われることを恐れて、情報発信を敬遠しやすいといったことも課題であると感じており、職員の当事者意識や責任感の向上を期待するところです。

また、行政の課題という点で申しますと、行政関係の委員もそうですが、地方自治の本旨である住民自治において、少子高齢化と人口減少に伴い、各地区の役員の成り手不足、作業等の人員不足も、小規模自治体が住民の協力で成り立っている点においては課題になっていると感じます。

幾重の加入促進などにより、多くの皆様に住民自治にご理解、ご協力いただきたいと思うところです。

続いて、物という観点から言いますと、私としては行政財産を有効に活用し、必要な施設を早期に整備して、村民福祉の向上に役立てたいと思っておりますところ、行政として持っている建物や土地などの不動産については、使用目的に制限があったり、各種手続に時間がかかるなどのことから、民間に比べて柔軟に使えずに不便であることが課題と感じます。

公平性や公共性は必要ですが、実際に活用することにより、村民利益や財政負担軽減に資するような場合に、より柔軟に迅速に使用できる方法がないか、さらに検討していきたいと思っています。

また、行政で建物を建てたり、工事・修繕などを行なう場合に、民間発注に比べ工費が高つくことは従来からですが、昨今の物価高騰によりさらに高額になることや、納期や工期が遅れること、場合によっては競争入札が不落になることが課題となっています。

また、目に見えるものではありませんが、制度や条例などについても、制定までに手間や労力や時間がかかり過ぎ、いち早く効果を発揮させることが有益であるものなどについても、実現までに時間がかかることが課題と感じ、柔軟性やスピードの向上を期待するところです。

そのほか、白馬村は他の自治体に比べ、長野オリンピックの開催によりジャンプ競技場やスノーハープ、ウィング21などの施設を多く持っているため、これらを有効活用していかななくては行けません、収益が出しづらい施設であることに加え、係る維持管理費が莫大であることが課題であると感じており、企業版ふるさと納税やネーミングライツの活用なども研究しています。

また、庁舎や学校、上下水道管等が老朽化してきており、今後改修をしていかななくては行けない施設を抱えている状況にあることも大きな課題と感じています。

最後に、金についてですが、持続可能な地域行政であるために、健全財政を堅持していきたいと思っておりますところ、先ほど申し上げたとおり、これまでに持っている施設の維持管理費もそうですが、近隣の大町市、小谷村は公共施設の新規建設に対し、財政上で特別措置され、有利な起債である過疎債を全域的に使えますが、白馬村は一部で辺地債が使えるのみですので、財政的に近隣よりも厳しくなるという点では課題と感じ、その分、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設を講じづらい環境にあります。

また、現在これまでの起債の償還時期にあたり、数年は実質公債費比率が高い水準になっていく

ことも課題と感じており、繰上償還なども検討する必要があります。

ほかにも、観光が基幹産業であることから、これまで観光プロモーションや観光客に利便が生ずるものに対し、一般財源が充てられています。これにより他の自治体に比べて福祉にお金を回せない状況があることや、除雪に多額の費用がかかり、今後さらに人手不足やエネルギー高騰により、それが増大する可能性があることが課題と感じます。

除雪については、雪国という特性上仕方ない部分ですが、観光に関する費用については、現在も検討を進めている新たな財源を導入することにより、充実した住民福祉施策へ一般財源を充てることを考えていくことが必要です。

基幹産業である観光業が活性化し、経済状況が向上すれば、住民からの税の徴収額は増加すると言えますが、その分国からの交付金が減らされてしまう状況もあることから、より充実した住民福祉のためには、新たな財源を検討していかなくてはならないと考えております。

また、人・物・金という分け方はできませんが、白馬村として昨今ある問題として、観光が基幹産業であることから、経済活性化のために観光振興を図ることが必要ですが、実際に観光が活性化され好景気になると、不動産価格が上昇し、それにより住民の固定資産税等の評価額が増加したり、住居や土地の購入価格や賃貸料が上昇したりするなどして、移住・定住の妨げになるといった矛盾が生じるといった課題があります。

そのほか、こちらは白馬村に限ったことではないですが、地球温暖化に歯止めをかけようとゼロカーボン施策に自治体として取り組んでも、実際の気温は上昇を続けており、目に見えて温暖化防止の効果が見えない中で、行政としては限りある予算を配分して、その施策にも引き続き取り組んでいかなくてはいけないという点も、一つの課題であると感じています。

2点目の緊急告知情報は行き届いているのか、また、スマホへのメール配信をお知らせや啓発に使わないのかとご質問ですが、現在、熊出没等の緊急告知につきましては、防災情報連携システムを活用して行なっております。

このシステムは、告知する情報をテキストで入力すると、その情報が防災行政無線のほかには防災アプリ、防災情報メール、行政公式ホームページ、フェイスブックにも同時に配信することができるもので、現場や自宅からでもスマートフォンで操作ができることから、緊急時には有効なシステムであります。

その情報が行き届いているかどうかを検証することはできませんが、全ての人に行き届く情報配信は、複合的な方法で誰にでも届くように多重化することが理想であると言われておりますので、防災アプリや防災メールにつきましては、引き続き周知と啓発を行ない、村民の皆様にご利用いただけるよう普及に努めてまいります。

なお、熊の出没につきましては、情報が行き届いていない場合も考慮して、情報発信後に職員が現地パトロールを行ない、歩行者等へ注意喚起を行なっているところであります。

また、メール配信を活用した行政からのお知らせや啓発についてのご質問でございますが、現在の防災メールや防災アプリにつきましては、防災に特化した運用をしており、日常的な情報配信には利用しておりません。

ただし、SNSを活用した情報発信や行政サービスの動きが全国の自治体で活発化してきていることから、現在、白馬村でも取り組んでおります業務のDX化の中で、SNS活用の可能性について研究を進めているところであります。

3点目の、地区役員懇談会を希望地区のみとしているのはなぜかとのご質問であります。地区懇談会の開催方法につきましては、年度当初の区長会議において、その開催方針について村から区長宛てにご案内し、ご説明申し上げたところであります。

今年度の方針については、各地区の開催希望に合わせて随時開催するというもので、内容につきましても、各地区から村への直接要望にとらわれず、建設的な意見提案や意見交換の場を設定したいといった、地区の考え方の自由度を高めることに重きを置いて実施しているところであります。

これまでは開催時期を限定し、期間内に全地区を対象に開催してきましたが、コロナ禍といった時代を経過する中で、「地区の要望を踏まえた柔軟な開催方法のほうありがたい」といった地区からの声も寄せられているところです。

こうしたことから、基本的には今年度の方針を継続したいと考えておりますが、全地区統一テーマに沿ったヒアリングが重要かつ不可欠であり、その手法として地区懇談会が最適であると判断したときには、今年の方針にとらわれず、全地区対象の懇談会を開催していきたいと考えます。

参考までに、今年度11月末までに開催を希望した地区数は11地区であります。

4点目の、夏季に2回設定した村民草刈り週間に参加した行政区数ですが、まずはこの場をお借りして、環境美化にご協力いただいた村民の皆様に感謝を申し上げます。

この活動は、訪れる観光客の皆様を気持ちよくお迎えできるよう、地域や個人での自主的な草刈り活動を行なっていただくもので、参加した行政区等の集計はしておりません。

私自身、SNS等で広報啓発に努めたところ、おおむね好意的な反響がありましたので、来年度以降の定着を目指したいと思っております。

5点目の、行政業務で人手不足による人材確保が懸念される職種とその対策ですが、まず先ほども申し上げましたとおり、職員全般についてですが、全国的にも公務員の新規採用職員の確保が困難になってきている中、本村におきましても例外ではなく、受験者総数の減少が常態化している状況にあります。

このような状況下に加え、先ほどの答弁と一部重複しますが、採用後におきましても、様々な理由により年度末での職員の退職に伴い、職員の年齢分布もバランスが欠けている状況です。

退職の欠員については、やむを得ずに複数係の兼務や会計年度任用職員の補充を余儀なくしているところです。実質的には、予定する事務事業に伴う職員配置数を満たしていないことも事実であ

ります。

ご質問の具体的に人材確保が懸念される職種では、いわゆる専門職といった土木系技術職、水道事業の施設管理職、保育士や社会福祉士が挙げられます。そして、専門職の採用については、どの自治体も同様の悩みを抱えており、限られた専門人材の数を民間との競争下では厳しいと言わざるを得ません。

このような中、地方公務員法の改正に伴う定年延長制度により、管理監督職などを退いた知識と経験のある高齢期職員の配置は、その対策の一つと言えると考えます。

これまで、地方自治体は厳しい地方財政の状況に対応した効率的な行政の確立に向けて取り組んでまいりましたが、近年の少子化に加え業務の多様化も生じており、民間企業の採用が法制となっている現状を踏まえると、山間地域の小規模自治体職員の在り方と懸念される業務の方針については、時代に即した整理や効率化などが急務であると感じているところでもあります。

6点目の、地区役員の成り手不足対策に関するご質問でございますが、少子高齢化による人口減少の中で、どの地区においても、村から選出をお願いしております役員の成り手を探すことには、ご苦労されていると伺っており、深く感謝を申し上げるところでございます。

村といたしましても、可能な限り事業等の見直しを行ない、10年前と比べますと4つの役職、農家組合、婦人会、交通災害共済推進員、花の里づくり推進委員を減らしてきました。

全国的な傾向を見ましても、今後ますます役員の成り手不足が深刻になってくるであろうと予想しているところでありまして、地区のご負担を減らせないか、引き続き事業の見直しや、地区を越えた役員の選出方法などを研究してまいりたいと考えております。

ただ、一方で民生児童委員に代表されるような、どうしても選出をお願いしなければならない役職につきましても、各地区ともご相談しながら進めてまいりたいとは思いますが、引き続きご協力をお願いしたいと考えております。

最後に、ボランティアポイント制度の導入を検討する考えはないかとのご質問でございますが、現在、全国の3分の1の市区町村では、高齢者の介護支援ボランティアに対し、厚生労働省の地域支援事業交付金を活用したボランティアポイント制度を導入し、ポイントについては換金をしたり、電子ポイントへの交換などを可能とするなど、住民参加の介護予防活動と、高齢者などによるボランティア活動の推進に活用されております。

白馬村としましては、今のところ直ちにボランティアポイント制度を導入する予定はございませんが、少子高齢化の進展により、村内においても今後ますます高齢者に対するボランティアニーズは高まってまいりますし、他自治体においては、独居高齢者のお宅の除雪ボランティアにこのポイント制度を活用しているなど、同じ降雪地帯として参考になる事例もございますので、それらを参考にしながら、今後研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、長くなりましたが、丸山勇太郎議員へのご質問に対する答弁といたします。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 確かに、久々長い答弁でして、私の持ち時間もあと30分ですけども、頑張って再質問したいと思いますけれども、まず最初の村長が素直に感じた役場や村政への課題、これは少々私の求めていたものとは違いますが、村長がどれだけ素直に感じたことを、こういった公式の場で討論していただけるかということを知りたかったわけですけども、これについて別に私言っていることが違うとか、そういうことは何もございません。

再質問はしませんけれども、要約しますと、この村の独自の行政の難しさ、あるいは役場内部の課題について語られたんではないかと思いますが、私、2つだけちょっと村長によく分かっているものがあるんですよ。

1つは、白馬村には行政区問題という根本問題の解決がまだ図られていないということ。この行政区問題というのは、いわゆる未加入者問題だけではございませんで、区の境の問題ですとか、区費や税外負担の問題、今もあった役員の成り手不足問題、広報が行き届かない問題。

広報が行き届かないというのは、未加入者がいるからですけども、そういうリンクしてはいますが、あるいは地区行事や共同作業の維持の問題。先日のシニアクラブとの懇談会の中にも出てきましたが、敬老会の送迎の足がないみたいなね、敬老会に行きたいんだけど、自分じゃ行けないって。これも行政区問題に絡んでいることだと思うんですよ。

そういった行政区問題がある。これが今もって解決されていない、行政支援員なんていうのも配置されていますけれども、私に言わせればその成果があまり見えていないなというのは感じているところです。

それと、もう一つだけ言いますけれども、ビッグデータの精度、これは特に観光客の入り込み客数ですとか、そういうこと。それと、いろんなこの行政の施策を推進する上での基礎的なデータ数字、特に分母となる数字をしっかりと把握できていないということ。

この分母の数の考え方や設定で率は大きく変わるわけですよ。これが、なかなかこれから触れていくことの中でも、その分母の数字がはっきりしないということがございます。

これどうしてもどこかで行政が足で稼ぐしかない数字もあるんですよ。どうしたって、例えば、住民基本台帳の世帯数なんかを分母にしては出せないものがあるんです。地区に出向かないと、出向いて足で稼がないと。

あるいは、同じく足でお願いしに歩くしかないこともあると思うんです。そういうことで、実はあまりやってきてないんですよ。そういうことが課題としてあることを私からはお伝えしておきます。

特に今、白馬村は大変大きなことをやろうとしているわけで、それは新たな観光財源の確保と公共交通方式の決定。その実現のためには、正確なデータの把握と白馬村のあるべき姿やどういう方向に進めるべきかをきちんと知らしめ、納得してもらい、行政と村民がベクトルを合わせて進まな

ければならないときだと私は考えておりますけれども、ここまでのところいかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** まず、行政区の問題に関しましてですが、丸山勇太郎議員おっしゃるとおり、そういった課題が各地区懇談会をしている中でも多く、私も耳にしておりますし、私自身感じているところであります。

先ほど支援員の話がありましたけれども、それ一つでは解決できないというところもそのとおりだと思いますし、そうした中でどういったことができるのかというところを模索しているところがありますが、一つは特に移住等してこられた方に、最初の窓口になるところでどのぐらいのアクションができるかなというところで、それは私も昨年の就任以来、特に冬場になりますと、外国にルーツを持つ方といったところもあるんですが、通年を通しましても国内外問わずそうした方が来たときに、最初の窓口でどういったアクションができるかなというところは、一つ大きなポイントになると思っておりますので、最初にそこでやり取りする資料といいますか、物の整理ということが必要だと思いますし、そうした中で、白馬村の村民憲章なのか、この間のベスト・ツーリズム・ビレッジでいただいたような認証である中の、白馬村のよさといったような理念のようなものを移住してくる皆さんにもしっかりと理解してもらった上で、これがあるというのは、やはり住民自治が成り立っているおかげだということをしかりと理解してもらった上で、行政区への加入ですか、村が行なっている様々なボランティア活動等への参加を、何とか促したいというところは考えているところでありますけれども、実際にそれでどこまで効果が出るかというところは現在分かりませんが、課題として丸山勇太郎議員がおっしゃっていることは、私もそのとおりだというふうに思いますので、一つずつになりますけれども、対策できることを試みていきたいというふうに思っております。

2つ目のビッグデータの精度については、まさにそちらもおっしゃるとおりでして、これは私も就任前から実際に観光業に携わるものとして感じていた部分でもありますし、特に実際に何人が泊まることができるのかというそのベッド数が把握できていないということですか、実際に何人の観光客が日々来ているのかといったことが把握できていないといったことは、もちろんマーケティング的な要素もありますけれども、防災等の観点からも非常に重要なことでもありますし、これは全てにこの数字が出ていることによって客観的な精度が上がっていくというふうに思いますので、何とか集めたいというふうに私自身も思っておりますが、その方法についてすごく頭を悩ませているところであるのが実態です。

実際、足でいろいろ回ってお願いするというのも一つの方法であるということも、そのとおりだと思いますし、昨今DX化というところも言われておりますが、実際に新たに事業を始める皆さんが、共通したプラットフォームの上に予約システム等を成り立たすことによって、容易に把握できるようなものができれば、今後は非常に有益ではないかなというふうに考えておりますので、何と

か現在観光局で行なっている予約版といったようなサイトも、さらに普及させていきたいというふうに思っているところですが、実際まだまだというのは私自身認識しておりますので、今後に向け、やはり今が取り組んでいくタイミングだということは非常に私自身認識しておりますので、しっかりと考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 次に、質問の前文の中にも入れておきましたが、まずはしっかりとした広報と広聴が大事だという部分ですけれども、この広報と広聴の大切さは、私これまで一般質問でも何回も取り上げてきております。

まず、広報のことを言いますと、100%という方法はどっちにしろ100%というわけにはいかないんですけれども、大切な情報や声かけ、広報を村民に押しなべて行き渡らせる術が今もってないんですよ。

それは、今度は防災行政無線のデジタル化で宅内機も普及はさせたいし、もちろん広報紙も配っているわけですけれども、それはよくても7割程度というところでとどまっているわけです。

今まで最も有効な手段だった新聞折り込みも、年々新聞の購読者数が減っているということで、だから100%はないにしろ、85%とか90%とかという世帯に行き渡らせる方法がなければいけないんですよ。

そうしますと、広報の手段は間違いなくやっぱりスマホかなと思うんです。それを目指したのが防災行政無線のデジタル化事業だったと思うんです。外部スピーカー重視の私の意見と、宅内機やスマホ重視の水かけ論は吉田副村長、当時は総務課長でしたけれども、と散々この場でやりましたけれども、宅内機はほぼ打ち止めになっているはずですから、やっぱり可能性はスマホかなと。

しかし、その登録者数、いわゆる普及率はまだまだ少ないわけですし、私がこの質問をした昨年6月時点での防災アプリ、これ防災ナビというインターフェースですけど、ダウンロード数が1,689件、昨年6月の答弁のとき、質問のときです。

現在は、この質問に当たって総務課で調べたら3,140件と。ほぼ倍にはなっておりますが、これはほかならぬ私自身が、自分で言うのは何ですけど、いいアイデアを出させてもらって、大分普及したということを聞いていますけれども。でもKPIは1万件なんですよ、総合計画の目標は。に比べれば、まだ3分の1にも届いていないと。

そして、防災メールの登録者数ですけれども、昨年6月時点では283件、これが現在は358件と、たったの85件しか伸びていないわけです。この分母となる数字ですが、総務省の国民生活におけるデジタル活用の動向というデータを見ますと、2021年の情報通信機器の世帯保有率は、モバイル端末全体で97.3%。うち数でスマートフォンは88.6%と。

これを白馬村の人口に掛けまして、私もいろいろ、もちろん0歳から小学生まで、12歳までは

それは持っていない。85歳以上の高齢者はかなり少ないだろうというようなことは当然計算に入れた上でも、村内7,000台のスマホやガラケーがあるんじゃないかと、分母としてもね。

これわざわざ住民課から最も最新の年齢別人口の数字も頂いて、私いろな数字を掛けてみたんだけど、やっぱり7,000台ぐらいになるんですよ。そうしますと、まだ防災ナビの3,140件はいいけども、防災メールの358件ってあまりにも少ないでしょう。

これが、先ほど答弁では防災情報の連携システムということになっていて、防災に特化して使っているということで、確かに防災メールと防災ナビには同じように熊の出没情報が入ります。二重に入るわけです。

だから、ずっと、村からの防災メールというのは全部熊のことだけ、バシバシって全部、一回一回取っておいてもしょうがないから消しますけどね。

ところが、先日例の国際世界観光機関のベスト・ツーリズム・ビレッジの受賞報告会とシンポジウムのお知らせが、複数回この防災メールで届いたんですよ。少なくとも3回入りました。それを私まだ保存してあります。

防災以外の情報発信に使っていいのかわからないのか分からなくなってきました。使っていいんでしょう。使えるんでしょう。そういうお知らせに。どうなんですか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中総務課長。

**総務課長（田中克俊君）** お答えします。

防災無線ですけれども、これについて防災に限ったことしか流してはいけないと、そういうことは法的規制、あるいは指導的規制もございません。それ以外のものについて流しても構わないという事はなっております。

**議長（太田伸子君）** 丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** いや、本当に使ってもらいたいんですよ。これ村長が頑張ってベスト・ツーリズム・ビレッジ取られた。そのお披露目のことだけに使うんじゃないかと、ついこないだやったはつゆきコンサートのお知らせだっていいじゃないですか。使いましょうよ、どんどんと。そういうふうには私してもらいたいんですよ。

それと、もちろんそのメール登録者数を増やすという施策も積極的にやっていただきたいわけで、これからDX今推進監も迎えて、チームもつくって2年がかりで、これからどういうことをやっていくかまだよく見えてきませんが、今のところ職員の勤退システムみたいなどころしかお知らせいただいていませんが、自治体によっては、これからの最も有力な情報発信手段であるだろうスマホを、100%目指す施策を掲げている自治体もあるんですよ、保有率100%。

もちろん、そうなりますと、高齢者にもスマホをいかに持たせるか、そこが一番ですけれども、これから先ほども大きなことをやろうとしている中に、公共交通システムのいよいよ本格的な一元化の運用という部分があるんですが、今申しました高齢者にスマホを持たせる施策を進める考えが



あるのかということと、AIデマンド方式でのスクールバスということになりますと、今中学生も7割が個人的には持っているってスマホ。ただ、学校には持って行っちゃいけないんですよね。これを中学生も学校に持っていったいいようにする、解禁するのかなど、そこをちょっとお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** では、前段部分のほうに関して私のほうから、村民の皆さんに高齢者特に普及をさせるというところですが、まず先ほど来出ている防災アプリに関しまして、ちょっとすみません、私のほうでベスト・ツーリズム・ビレッジの案内のメールに関して把握しておりませんでしたので、また終わってから確認したいと思います。丸山勇太郎議員おっしゃるとおり、今やはりスマートフォンの普及率が非常に高まっておりまして、特にアプリを使ったプッシュ型通知、これが一番効果的であるというふうにより全国的に言われておりまして、先ほど答弁の中でも申しましたとおり、このDX化で庁内横断的に設けたチームの中でその意見が出まして、これに向け今取り組んでいるというところに来ております。

ただし防災、現在持っているこのナビを活用するというふうには考えておりません。こちらはやはり緊急時、特に観光客の方にも導入していただくことによって防災、そして不測の事態に備えてというところをやはり重要視したいところでありまして、その効果が薄れないようにしたいということで、これとは別にプッシュ型の村民皆さん、スマートフォンをお持ちの方に行く手段も今研究しているところでありまして、導入に向けて検討しております。

なので、そういう意味では、より多くの方に持っていただくことを期待しておりますしそのためにスマートフォン教室といったものをこれからも定期的に開催していきたいというふうに考えております。

前段部分に関しては、私のほうからは以上です。

**議長（太田伸子君）** 横川教育長。

**教育長（横川秀明君）** 教育長、横川でございます。丸山議員からの質問で、学校におけるスマートフォン等の情報端末については、学校のほうでガイドラインを用意しておりまして、今年の5月の時点では親との共有も含めまして、7割程度の子供たちが所持していることが分かりました。

ただ、やはりルールづくりをきちんとしたところで防災とか、それから防犯に関することに限定をしまして、使用の許可をしております。その辺の使用については、やはり学校教育の中でけじめをつけたほうがいいということで、そんなことを指導しています。そんな現状でございます。

**議長（太田伸子君）** 吉田副村長。

**副村長（吉田久夫君）** それでは、村長の後段の部分について私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

まず、メール配信につきましては、私も整備の当時担当課長をやっておりまして、そのときには

メールが積み重なることによって、なかなか見逃すことも多いといういわゆる受託者等々の話もあり、一旦はそのような形にはしておりましたが、内容については何年か経過しておりますので、活用については検討する必要があるかなというふうに私自身も思っております。

それと、いわゆる高齢世帯の所有率につきましては、これは私のほうで見ているのは2023年のモバイル白書からですけれども、60代で所有率は93%、70代でも79%ということで、そのスマートフォンのICTサービスの利用率については、情報の検索が60代が92%、70代でも72%、災害情報においては、60代が83%、70代66%ということで、非常に高いということから、先ほど丸山勇太郎議員おっしゃったバスを来年度の公共交通に向けてという中で、これを何とかモバイル化に移行したいということで、ある程度今のところ考えているのは、1年間をかけてモバイルの移行に向けながら、1年間の移行期間でいわゆるスマホの操作研修とか、そういうことを来年の中でやっていこうということは、その交通体系に向けては、担当課のほうと調整はしておりますので、そういう面でもスマートフォンの普及率を高めるというところでは、既に着手しているというふうにご理解いただければと思います。

以上になります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 次に、公聴のことなんですけれども、広く聞く意味の公聴ですけれども、私はこの公聴の手段として地区役員懇談会をやっているんですよ。なかなかこの制度化した村民との意見交換会というのは難しいんです。行政も今やっているようには見えませんし、議会もやってみてはいますが、なかなか難しい。

しかし、行政側にはこの地区役員懇談会があるわけです。その昔は地区懇談会といって、全地区でやっていたんです。新型コロナの蔓延を理由にしてやらなくなり、そのまま自由意思みたいな、私に言わせればそのままの手抜きじゃないかと思っているんですけども、今年は実施予定も含めて11地区と、これ地区役員懇談会って本来はどこの水路を直してくれとか、どこの舗装を直してくれというような話をするご用聞きの間じゃないんですよ、本来は。

そういうふうになっちゃっていたんだけど、そうじゃいけないんです、本当は。その年度に役員になった人たちと村政の話をする、広く村民との意見交換もなかなかできない中で、サイレント・マジョリティーの意見の吸い上げという意味では、この地区役員懇談会というのは非常にいい手段なんです。

というのは、その年度の行政の一翼を担う役員さんたちと村政の課題について話をする、そういう目的でやりますと、なった役員もその経験を契機としまして、それから以降村政への関心を以前よりも持っていただくこともできると思いますし、そういうことを目的にすればいいと思うんですよ、地区役員懇談会というのは。

これ例えば今30地区あるわけで、1地区の役員というのは区長、惣代から始まって伍長とか次

長と違って言い方違いますけども、それとか民生委員とか消防だとか公民館だとかって役員も含めれば、1地区10人ぐらいいますよね、最低でも。

それが30地区、もしそれを2期8年やれば、10人掛ける30掛ける8って、2,400人と話ができるんですよ。えらいことですよ。10年やれば3,000人ですよ。そういう目的でやってもらいたいんです。

ただのご用聞きだったら確かにやる必要はない。もう建設課のほうでは、どこの水路を直さなきゃいけない、どこの道をオーバーレイしなきゃいけないなんていうのは、もう50年分ぐらいたまっているはずですよ。

だから、そういうことじゃなくて、その年の役員の皆さんと村政の課題について率直に、普段はなかなか役場に向かって口聞けない人たちのそういうサイレント・マジョリティーの意見を聞くという、そういう場にしてもらいたいんですけども、来年以降はそんなような趣旨から以前のように全地区とやるようにしませんか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 今年の段階で実際に地区役員懇談会ということをお面で始めている状況の中で、私自身地区の課題もそうですけれども、こちらの状況も住民の皆さんに分かっていただけるという意味では、相互理解という場では非常に有益だなということを感じているところでありますので、実際に今丸山勇太郎議員がおっしゃるように、サイレント・マジョリティーもそうですし、行政の課題を知っていただくという意味でも、非常にいい機会だということを感じておるところであります。

そうした中で理想を申し上げますと、やはり全地区と今おっしゃるような形でやるのが理想だというふうに私自身も感じております。実際に、今年11地区ということですが、それこそコロナ明けでいろいろな行事もそうですし、観光というところと言うと、様々にプロモーション活動等もしなくてはいけない中での11地区というのは、意外とスケジュールの中で私自身は結構このぐらいでないと、ほかの業務が今年に関しては回らないかなということは正直感じているところでありますけれども、来年以降業務の優先順位をつける中で、恐らく今年よりはそういった観光面でのプロモーションに関しては、今年ほどそのコロナ明けということで一生懸命やらなくていいという方をすると語弊がありますが、時間としては削減できる部分もあろうかと思っておりますので、そういう中でぜひそちらに力を注いでも、全体の優先順位をつける中で差し支えがないということであれば、やりたいと思っておりますし、理想論を申しますと、丸山勇太郎議員のおっしゃるとおりだと思いますので、理想に近づけるように努力していきたいというふうに思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は、答弁も含めあと8分です。質問はありませんか。丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 時間も少なくなっていますので、少しはしよりますけれども、ちょっと端的にお答えいただきたいんですが、広聴の範疇でちょっと聞きたいんですが、総合計画で地方自治法の改正で策定義務がなくなっていますけれども、第6次総合計画はつくる予定ですか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

村長（丸山俊郎君） はい、私としてはつくりたいというふうに考えております。以上です。

議長（太田伸子君） 丸山議員。

第11番（丸山勇太郎君） 作るなら2つお願いがあるんです。まず1つは、コンサルに頼り過ぎないこと。それともう一つは、作る時にアンケートやると思いますが、そのアンケートの内容と配布数は大幅に見直してほしいと思っています。

これ第5次総合計画、今第5次総合計画の期間中ですけども、この白馬の豊かさとは何かという哲学的なキャッチコピー、私はちょっとなじまないんですけども、無作為抽出で2,000人、男女1,000人ずつ2,000人、回答数が959しかアンケートは取っていないんですけども、その前の吉田副村長が手がけられた第4次ときには、男女別全戸配布で3,657世帯に配って、2,814サンプル取っているんですよ。

その前私が手がけた第3次するときにも、村内2,400世帯に男女各一部ずつ区長を通じて配りまして、2,972サンプル取っているんですよ、約3,000サンプル、第3次も第4次もね。

ところが、800万かけてコンサル使った第5次ときには、たったの959サンプルしか取っていないわけで、それでもサンプル数としては足りるという理論的なところはあるとは思いますが、過去にそれだけの3,000からのサンプルを取ってやっていたことには、やっぱり意味があると思っていて、それと設問が第3次以降全くほとんど同じ設問でやっているんです。

それは、どうしたって聞かなきゃいけないことはもちろんありますよ。でも、もっと工夫した質問をしてもらいたいんですよ、どうせアンケートを取るなら。

例えば、あそこの山白馬岳って言いたいですか、しろま岳って言いたいですかっていうようなアンケートだっていいと思うんです。本当に白馬岳のほうが9割ぐらいいいってなったら、国土院とNHKに向かって白馬村からあの山白馬岳って言ってくれと要望するとかね、あるいは外国人がいっぱいくるようになった状況を一般村民はどのように感じているのか、率直な気持ちを聞いてみるとか、もっと工夫した設問をしてもらいたいな、つくってもらいたいなと、そのことをお願いしておきます。

時間もありませんので、一番本当はお願いしたかったのはボランティアポイントのことなんですけれども、それを作りたいがゆえに、いろいろいろんなことを付け足したら、一番質問したかったことが再質問できなくなってしまったんですが、例えば草刈りとかごみ拾いとかの環境保全や、あるいは福祉活動、教育への地域協力、地区のなかなか面倒なやりたがらないお役目、そういったと

ころに参加してもらうには、ただ村民草刈り週間とか称しただけでは駄目だと思うんですよ。

村民がボランティアのやりがいを持って、協力参加に応える、あるいは報いるためのインセンティブ、これは以前からそういうことも私何回か発言もしておりますけれども、それと何か工夫したイベント化というのもいいと思っております、例えば「ごみ拾いはスポーツ」と称して、ごみスポーツ甲子園という催しがあるって報道にあったんですが、端的に住民課長、スポーツごみ甲子園って知っていますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。堤住民課長。

**住民課長（堤則昭君）** 存じ上げません。

**第11番（丸山勇太郎君）** はい、分かりました。

**議長（太田伸子君）** 丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** ちょっと調べてみてください。ごみ拾いをイベント化して、その一定の時間の中でたくさん集めたチームを優勝、何かインセンティブをやるっていうね、そういう楽しいことをやっているんですよ。

そういう工夫だと思うんですよね。ボランティアすることに励みやモチベーションを持っていただく動機づけ、それがボランティアポイントだと思っております、認定と付与の仕方、還元の方法がうまくいけば大いに役立つんじゃないかと。

そのポイントも、例えば地域通貨とか、できたらデジタル地域通貨、そういう工夫次第だと思いますけれども、いま一度村長のお考えを伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。あと1分40秒ですので、お願いします。

**村長（丸山俊郎君）** はい。デジタル地域通貨自体は、まず非常に我々も興味を持っていて、検討しているところです。そこと住民のボランティアのインセンティブというところがつなぎ合わせれば、非常にいいなということを感じて改めて感じたところですし、イベント化することによって楽しみながらボランティアできるような環境というのは、参加者を募る意味でも非常にいいなというのを感じたところです。

一方で、ひとつ住民はそもそも自分の責任でやらなくてはいけない部分という部分もあると思っておりますので、そちらに関してはぜひご協力という言い方になるのか、責任感をもってやっていただきたいということもありますので、そうした中でバランスを取りながら、ぜひ住民の皆さんにより多く喜んでボランティアに参加していただけるような制度を考えていきたいというふうに思っていますので、今年はずっと初めの一歩というところでごみ拾いと草刈りということをやってみたというところで、ご理解いただければと思っておりますので、我々もよりそれがいい形になるように努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、40秒です。

**第11番（丸山勇太郎君）** はい。では、最後に4つお願い。まずは、庁内で理念やビジョンをしっかり職員一人一人のものにしていただきたい。次に、あらゆる方法を用いて、それを村民に理解していただく工夫と努力、これは広報ですとか声かけ、地区役員懇談会。

そして、協働してもらうためには、ボランティア参加してもらうためには、積極的に役を引き受けてもらうためには何が必要か、どんな方法を用いるかをじっくり考える。

最後に、それを普及させ行き渡らせる工夫や仕掛け、これがインセンティブですとかイベント化、この4つのことをお願いして、質問を終わりたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 質問時間が終了しましたので、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5番加藤ソフィー議員の一般質問を許します。第5番加藤ソフィー議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** 第5番加藤ソフィーです。6月から9月まで産休を頂いておりましたので、復帰後初めての定例会となります。どうぞよろしくお願いたします。

では、通告書に従って、一般質問をさせていただきます。

農林水産省は令和3年5月、農林水産業と食品産業から発生する環境負荷を大幅に減らすことを目的としたみどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに「農林水産業のCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロ」「化学農薬の使用量を50%削減」「化学肥料の使用量を30%削減」「有機農業を100万ヘクタール、全農地の25%に拡大」という4つの数値目標が掲げられ、令和4年7月には、環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、通称みどりの食料システム法が施行されました。また、県では今年の3月に第4期長野県有機農業推進計画が策定されました。

当村においては、令和3年6月定例会にて、有機農業について一般質問させていただいた際に、当然ながら国の目標に従っていくが、まだまだ支援と技術が足りていないという認識を確認させていただきました。2年半がたち、有機農業への取組に対する進捗状況とこれからの展望を改めて伺います。

- 1、現時点での農家数及び耕作面積、そのうちの有機農家の数及び耕作面積を伺います。
- 2、現時点での有機農業に対する取組状況を伺います。
- 3、有機農業推進計画をつくる予定はありますか。
- 4、有機農業を地域で波及させていく上で、給食の食材として積極的に使うことは一つの有効的な方法で、全国で様々な成功事例が出てきています。子供たちを真ん中に、生産者と消費者をつな

ぐ学校給食における公共調達は大変注目されていますが、当村において、今後有機給食を行なう予定はありますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 改めまして、ご出産おめでとうございます。お子さんの健やかなご成長を祈念申し上げます。

加藤ソフィー議員から、有機農業と学校給食について、4項目のご質問を頂きましたので、順次ご答弁申し上げます。

1点目の農家数及び耕作面積と、そのうちの有機農家の数及び耕作面積についてのご質問ですが、国が5年ごとに実施している令和2年農林業センサスにおける農家数は438戸で、うち農業を主とした仕事とする基幹的農業従事者は158人です。耕地面積は、毎年、農林水産省及び関東農政局が調査集計している面積で725ヘクタール、うち耕作面積は約565ヘクタールと推計しています。

有機農家数ですが、有機JAS認証を受けている農家は2社で、そのうち1社の耕作面積は233アール、内訳は水田27アール、大豆50アール、園芸作物156アールです。もう1社は園芸作物80アールで、2社の合計は313アールとなります。

2点目の有機農業に対する取組状況についてのご質問ですが、まずは、対象農家を農業経営基盤強化促進基本構想に基づいた認定農業者として位置づけ、村独自の農業機械、または農業用ビニールハウス等の購入設置及びリースに要する経費の補助として、対象経費の2分の1以内、上限50万円の補助のほか、国・県の支援、例えば農業経営改善計画の達成に必要な、長期かつ低利の資金であるスーパーL資金の貸付けにおいて、当初5年間の金利負担の軽減等を受けやすい環境を整えております。

その上で、村独自の支援策として、令和4年度に創設した有機JASの認定・更新等に係る経費の3分の1以内、上限5万円を助成する有機JAS認証支援事業の活用を進めております。

また、法定化された地域計画、目標地図策定や、北城南部地区圃場整備事業に伴い、見直しを図る農業振興地域整備計画に、新たに有機エリアを農振農用地に設定したいと考えており、11月22日に開催した白馬村地域計画懇談会においても話題に上がったと聞いております。

このように、農振農用地内に編入することで、国の環境保全型農業直接支払交付金の対象区域の見直しを図れるものと考えています。

3点目の有機農業推進計画策定の予定についてのご質問ですが、先ほど答弁しました地域計画、目標地図策定等、農業振興地域整備計画の見直しを優先することとしているため、現時点では有機農業推進計画策定の予定はございません。

地域計画、目標地図策定は、令和7年3月末までに公告することが義務づけられておりますし、農業振興地域整備計画は、変更届出書の提出があった際に年1回の随時見直しを行なっていますが、

今後、基幹的農業従事者数の激減が予測されるため、優良農地の選別、いわゆる総合見直しが必要と考えております。

これらの状況から、当面はこの2つの業務を優先してまいります。有機農業の面積拡大は、みどりの食糧システム戦略の目標にもなっていることから、既に有機JAS認証を取得している農家や関係機関と連携し、有機JAS認証を目指す農家の発掘をしてまいりたいと考えております。

4点目の有機農業を地域で波及させていく上の方法として、今後有機給食を行なう予定はあるかとのことご質問です。

学校給食センターを管轄する教育委員会では、積極的に地元産食材を導入すべく、小規模生産者の登録制度による地場産調達や、農協等と連携した地元産や県内産の旬な食材の優先調達を行なっているとのこと。令和4年度実績では、米は全量が白馬村産、野菜果物類は79%が県内産で、全体では11%が白馬村産ということでした。

本村は積雪寒冷地でもあるため、農産物については出荷できる時期が限られているため、年間を通して白馬村産を使うことは難しい地域であります。現在は地場産を優先に扱っているため、積極的に有機栽培食材を導入していませんが、議員のおっしゃるとおり、地元有機栽培食材に取りかかるときのきっかけとして、給食センターを活用することは一つの手段であると考えますが、農政課や農協などと連携を取りながら、安定的な供給ルートを確立することが重要であると考えます。

ご質問の有機給食の実施ですが、食材単価を小学生290円、中学生345円の予算範囲内で献立を立てており、その予算内で安定した量が供給できなければ、年間を通した有機給食を提供することは困難です。今後は、育成指導や流通経路などを担当する農協や農政課と連携をしながら、よい方向性を探っていきたいとのことあります。

なお、教育委員会からは、有機食材献立の日を計画すると聞いており、実施時期は3学期になるようです。

以上、加藤ソフィー議員の質問に対する答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** 2年半前に1回、一般質問させていただいたときと、若干有機で栽培されている面積というのは増えたかなと思うんですけども。これは農家も1社から2社に増えたということですけども、当初から取り組んでいた方が有機JASを認証されたので2社になったと私は認識しているんですが、今の状況的に有機農業に取り組んでいく中で、そういった関心というか、農家さんの中で、こうやってみたいと思っている人が増えているのかどうかお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 答弁いたします。

関心ある人ということなんですが、新規就農者の方では関心ある人が増えております。新規就農者面談する中で、今そういう有機に関心ある人もいらっしゃいますので、有機JASの認証はいか



がですかというようなお話もさせていただいておりますが、なかなか認証までとなると、少しちゅうちょしてしまうというような状況があります。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** 有機JASという認証は、もちろんいろんな品質とかも担保するためには必要だと思うんですけども、やはり小さい規模の農家さんにとっては、本当に負担のほうが大きいかと思います。

この長野県の有機農業推進計画の中にもあるんですけども、有機農業という定義の中で、必ずしも有機JASでなければならないということではなくて、この中では、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行なわれる農業」のことであるとしておりまして、有機JASの認証は有機農業の一つではありますけども、それが全てではないということが県でも国でも一致する認識だと思います。

もちろん有機JASを取っていることによって、有機農産物ということで、販売する際に有機ということがうたえるということはあるんですけども、必ずしも有機JAS認証にこだわらなくてもいいとは思っています。有機JAS認証を取っていなくても、この無農薬・無化学肥料で取り組んでおられる方の把握というのはされているのでしょうか。お伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 村で把握しておりますのは、新規就農者でこのようなことに関心ある方は今1名おりますし、あと、有機JASまではいきませんが、信州の環境にやさしい認証を取っているのが、たしか9社いるということになっております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** 村でも令和4年から、先ほど答弁にもあったんですけど、有機JAS認証を取るための費用を一部補助するという予算を立てられていますが、まずはその認証云々よりも、栽培する人をどうやって増やすかということが先のようにも思いますが、そこら辺のお考えをお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 議員おっしゃるように、まず作ってもらわなければJAS認証もできませんので。そういうところは、今既に先輩の有機JASを取得している方ですとか、議員さんも含めて関係者とお話し合いをさせていただき、そういう発掘をしていければいいかなと思っています。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** ぜひ、そういったことに着手していただきたいんですが。技術というか、栽培方法をどうしていくかというところで、千葉県のいすみ市はすごくいい事例がありまして。その栽培有機米の栽培面積を増やすという、このきっかけをうまくつくった事例があります。

いすみ市は、農業所得の向上のために有機農業に取り組むことになったというのが大きな理由だと思います。まず1年目は独自でやってみて、かなり大失敗をしたということがあったそうです。その後2014年から2016年まで、有機稲作モデル事業というものを行ないまして、民間の外部講師、県の普及員、JAなどと緊密な連携を取りながら、委託農家10アール当たり4万円の支援を行ないながら、技術の確立といいますか、3年間の実証実験を行なっていったという事例があります。

その後、そのできたお米を給食に導入しはじめて、結果、今では「いすみっこ」というブランド米となり、取り組む農家も、最初は0だったのが20以上にまで増えたそうです。令和5年からはそれを野菜にも広げていて、地域由来の資源を用いた土作りがなされ、化学合成農薬と化学肥料を使用しないで販売することを目的に栽培されたいすみ市内の野菜を「いすみそだち」という認証を作っています。

ここで、非常にいいなと思ったのが、地域由来の資源を用いた土作りというところで、結局肥料という面で、外から来るものに頼ってしまっていると、今本当に肥料も高騰していますけども、何かあったときに立ち行かなくなってしまうということがあるので。本当の意味での持続可能な農業というところで、この地域由来の資源を用いた土作りというところが認証の条件になっているということが、すごくいいなと思いました。

この白馬村にあった栽培技術を確立するために、いすみ市のように一度実証実験みたいなものを行なうのもいいかと思うんですが、いかがですか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 私もいすみ市の方の講演会に行きまして、非常にすごいなというふうに思いました。話をお聞きしたところ、最初は兵庫県の豊岡市を参考にされたということで聞いておりました。そこで市の方針として、有機を取り入れようというようなことをやったというふうに聞いております。あそこは議員さんおっしゃるように、最初はお米でやっていって、それでだんだん野菜のほうに増やしていったということをお聞きしています。

村でやっていますのは、例えば今圃場整備をやっているし、そこで緑肥の実験をやったりして、今2年目になるんですけども、そういうことをやっておりますし。あと、SPFの堆肥が出てきますが、そういうのを農協さんのほうでお安く販売したりとかというのも聞いていますので、そういうところとうまく連携できればいいのかなというふうに思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** 村主導でというよりも、村がみんなを巻き込んでいくような、農家さんのきっかけづくりというものが非常に大事ななと思っています。例えば、稲作の有機栽培でよく言われるのが、深水かん水であったり、冬季かん水が有効的であると言われてたりもしますが、白馬村はやはり冬、雪に覆われるというところもありますし、春は非常に水が冷たくて、なかなか言われている有機農業のやり方では向かないというところも聞いています。

そういったこともあるので、やはり作る人を増やして、実証的にやってもらうという機会が必要だとは思いますが。ただ、農家さんも非常にせっぱ詰まっているというか、余裕がない状況で、実験的に転換していくというのは非常に厳しいかなと思うので。そのいすみ市のように10アール当たり4万円みたいな、例えばですけど、そういう補償を出して、試しに栽培してもらうというのがいいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 確かに、一般的に有機栽培というのは、慣行農法よりも労力や経費かかっておりますので、そこら辺をどういうふうに補填していくかというのは課題だと思っております。少しこれからの研究課題として、考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** ぜひお願いしたいと思います。

あと、農業振興地域の見直しをされていくということで、有機のエリアを設定していくというのは非常にいいことだと思います。どのくらいの面積を設定するかであったり、どこをそのエリアにするかというのも、やはり有機がやりやすいエリアというのが確立していかない限り決められないことだと思います。どのくらいの面積を設定していくかというのは、今後の目標にも関わってくるかと思うんですけども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 有機のエリアなんですけど、これはこれから農業委員会ですとか、認定農業者の皆さんとお話しをしていかなければいけないと思っておりますが。少なくとも、現状今やっている方は8反ほどやっておりますので、そこは入れていきたいなというふうに思っております。そして、さらにどのくらい積み上げられるかというのは、場所がどこでもいいというふうにはちょっと考えておりませんので、少し皆さんで懇談しながら、場所の設定、エリアの設定をしていきたいと思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** なかなか栽培が少ない中で、有機エリアをこってって設定していくのは結構難易度は高いのかなと思うので、本当に目標設定も含めた有機エリアというものを設定してい

ただきたいと思います。

今のところ、この長野県の有機農業推進計画では、県全体の目標面積は示されているんですけども、市町村ごとのものというのはありませんので。白馬村において、数値的なところでやはり目標設定というのは必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 確かに目標設定、数値的なものは大切だと思っております。今現在では2社で、先ほど村長答弁にもありましたように、313アールということですので。これはみどりの食料システム戦略に基づいて増やしていくというような国の方針がありますので、どこまで増やせるかというのは、これから関係者とまた打合せして決めていければいいかなと思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** 国の25%をそのまま目標にするのであれば、140ヘクタールほどになるかと思いますが、2050年までに。今は1ヘクタールにもいっていないということになるんですけども。本当にどうやって実現させていくのかというのは、非常に現実味がないような数字でもあると思うんですが、そこら辺どうお考えでしょうか。お伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 確かに国の目標はすごくハードルが高くて、今の令和5年の時点で、白馬村がそういった目標を立てられるかというのは、それはちょっと無理かなというふうに思っております。これは国全体のあくまで数字ですので、白馬村は白馬村の身の丈にあったというか、そういうところで目標設定をしていくというのが大切なのかなと思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** 先ほどから同じようなことを申し上げて申し訳ないんですけども。やはり有権エリアを設定するにもやっぱり目標が必要だと思うので、そこら辺はしっかりと未来を見据えて考えていただきたいと思います。

今、農政課には有機農業をやりたいという方が来たときに、対応できるような担当者というのはいらっしゃいますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 農政課の中でいいますと、今、去年まで農林係が一人いたんですけども、先ほどの村長の答弁にもありましたが、いろいろなご事情があつて退職されるというようなこともありまして、現在は割り当てられた人員の中でかけ持ちという形でやらせていただいているんですが。

有機を特化して今やりたいという人はなかなか見えてなくて。例えば今新規就農者で、そういう

減農薬取り組んでやっているという方をいかにして続けていってもらおうというか、さらにステップアップして、さっき言いましたように、JAS認定までいけないですかねなんていうようなご相談というのは、農政係長中心にやっているところでもあります。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） そしたら、有機給食、学校給食のほうに移りたいと思うんですが。

県のほうでコーディネーターというものを配置する支援を行なっているということなんですけども、そちらには白馬は手を挙げられているのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） そちらのほうの研修のほうに手を挙げておりまして、今年、県のほうから指導に来ていただいております。先月だったと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） その方は具体的にはどのようなことをされるのか、お伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） その研修は、コーディネーターがこんなような食でこういう導入をしたらどうですかというレクチャーをしに来ているということです。実際は市町村のほうでコーディネーターを配置して、生産者をつなぐというところなものですから、それをこれからどうしようかという検討を今始めているというところですよ。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 以前は地場産推進会があって、地元の食材を取り扱うに当たっては、その方々が活躍されていたかと思うんですけども。今はどのような形で地場産を取り入れられているのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 答弁にもございましたが、小規模生産の方については登録制度ということで、手を挙げていただいて、登録していただいているところです。あとは、地元の農協のほうにお願いをして、なるべく地元産のものを入れていただくというようなことを行なっておるところです。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

第5番（加藤ソフィー君） 3学期に有機給食を行なうということなんですけども、具体的にはどのようなことを行なうのかお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

参事兼教育課長（横川辰彦君） 食材が今高騰している中で年間予算を組んで行なっております。有機食材、比較的高めなものですから、年度当初に行なってしまうと、あと苦しくなってくるもん

ですから、3学期に入ってということになりますけれども。

具体的には、お米、野菜を有機物を使ったものということで、まだ栄養教諭とは相談をしているんですが、カレーですとか、シチューですとか、そういったものが取り組みやすいのかなという話をしております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** 白馬村は3学期といったら野菜が非常に少ない時期なので、地場産で有機ってなると非常にやりにくいのかなとは思いますが。

この食材が高騰している中で、小学生290円、中学生345円の中でこれからも給食を提供していくのでしょうか。これ自体の値上げというか、そういうことは検討しているのでしょうか。お伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

**参事兼教育課長（横川辰彦君）** 現在のところは、村の補填分を入れて何とかやりくりしているということで、値上げについては考えておりません。

ただ、お米なんかを例にとると、有機米を使うと単価が倍になるような事例もあるものですから、全量有機で年間を通してということは非常に困難だと思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** この中で有機地場産の給食を実現していくということはできないと思います。本当にここは、子育て支援というところは重点施策のうちにも入っていますけども。子育て支援の一環としてもそうですし、あとは農家さんに適正価格を支払うという面でも、この金額にとられることがなく、増額というか、村の補助を増額していったら、質のいいものを取り扱って、農家さんにも適正価格を支払っていくということが必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 子育て支援は重点施策の一つでありますし、今後もそこに関しては力を入れていきたいというふうに私自身考えておりますし。やはり子供が口にするものに関しては、有機野菜はじめ、健康的なものであってほしいですし、加えて地産地消というところでいいますと、地場のものがちゃんと地域で消費されていくということは、その観点からも重要でありますので、ぜひそこは、財源があるものでしたらやりたいとは思いますが。やはりそれに関しては総合的に、全て予算組みをしていく中で、優先順位をつけていかななくてはいけないところもありますので、総合的に勘案をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** ぜひ優先順位高めでお願いします。

来年からは、例えば月に1回有機米を提供するとか、そういうことはいかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横川参事兼教育課長。

**参事兼教育課長（横川辰彦君）** また栄養教諭のほうとも相談をしたいと思っております。

また、先ほどの話の中でも、有機JASでなくても、有機で栽培している地元の方がということであれば、そういったことを教えていただければ、積極的に採用するような方法もあろうかと思えますので、また情報も頂ければと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第5番（加藤ソフィー君）** オーガニック給食は先ほど来ありますけども、単に有機JAS認証を取った農産物だけの給食という意味ではなくて、子供たちによりいい食をとという考えから、誰がどこでどうやって作ったかが分かる食材を使うこと、地産地消や国産、和食、無添加など、広い概念で取組が行なわれています。開催頻度も地域それぞれです。白馬村も有機農産物の流通のきっかけづくりとして、子供たちの食育としても、ぜひ積極的に取り入れることを要望いたします。

以上で、一般質問を終わります。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第5番加藤ソフィー議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4番切久保達也議員の一般質問を許します。第4番切久保達也議員。

**第4番（切久保達也君）** 4番議員の切久保達也です。今日は、上下水道事業についてというところを質問をさせていただきたいと思えます。

ちょっと冒頭で、プチ自慢じゃありませんけども、こういう信濃毎日新聞の4面、5面ぐらいに社説、建設標とか、一般の方とか、中学生・高校生がコメントを載せている欄があるのですが、去年の1月6日に、私の娘がここに出ささせていただきまして、おいしく飲める水道水ということで出ささせていただきました。世界で水道水が飲める国というのは僅かしかなく、日本は其中で安全に水道水が飲める限られた国だと。蛇口を開けば、当たり前に出るというありがたさを感じながら、水を飲みたいというようなことを書かせていただいたんですけども、この書いたきっかけが、娘は一々ペットボトルを買ってきて水を飲んでいまして、何でこんなおいしい水が出るのに、そんなペットボトルを買っているんだということで、楠川の取水口に連れて行きまして、あそこから出ている湧き水を見せました。そしたら、あまりのきれいな水にびっくりして、以後、水道の水を飲むようになったということで、スキーの成績が出たかどうかは分かりませんが、そういう

話を冒頭でさせていただきました。

それでは質問させていただきます。

国では水道行政の課題解決に向けて、水道法の一部改正を令和元年10月に実施しました。国内の課題として、1、人口減少社会の到来、2、管路等の老朽化の進行及び更新の遅れ、3、自然災害による水道被害の多発、4、水道事業に関わる職員の減少及び高齢化の4項目です。

これらの課題は、本村でも現在進行中あるいは体験済みであります。水道事業は村民の生活に欠かせない飲料水等を、安心・安全・安定供給を継続させることであり、行政における最重要課題と認識し、次の8点について伺います。

1、広報はくば11月号によると、現在は給水人口9,900人、1日最大給水量2万6,900立方メートルで運営とありますが、将来の給水人口を何人に設定か、その算出根拠は。

2、村内の水道管総延長は約203キロメートルで、うち30%に相当する61キロメートルが法定耐用年数を超過しているとのこと、行政区はどの地区か。

3、最近の水道管破裂に伴う修繕工事は、法定耐用年数を超過している地区に多く発生しているか。

4、水道管設置工事には、確立した耐震工法及び資材の有無は。また、耐震工法等がある場合は、最近実施している工事箇所は耐震工法か。

5、水道事業の昨年度有収率は44.45%で、かなり低い数値と認識するが、妥当な数値は。

6、本村において担当職員数の減少は感じないが、専門性が高いので課長職等の後継者対策と育成は。

7、公共下水道区域内の加入率は。

8、公共下水道区域内の未接続世帯の現状と対策は。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 切久保議員から上下水道事業について、8項目のご質問をいただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

1点目の将来の給水人口とその算出根拠についての質問にお答えします。

現在、給水人口9,900人、1日最大給水量2万6,900立方メートルで運営とありますのは、水道法第6条による事業認可を受けるために、昭和39年の事業創設から給水区域拡張や簡易水道統合により計5回の変更申請を行ない、平成9年に事業認可を受けた際の数字であり、白馬村水道事業及び下水道事業条例第2条第2項第1号及び第2号で規定しております。

将来の給水人口の推計ですが、行政区内人口を白馬村第5次総合計画から引用し、人口変動の要因である生存率、出生率、性別比率、転入・転出の異動率を変化率として、5年ごとの将来人口を推計するコーホート要因法を用いて算出しています。

令和4年度の実績値は、行政区内人口8,556人、給水人口8,445人で、1日最大給水量が1万1,308立方メートルとなっております。



水道事業ビジョンでは、コーホート要因法を用いて、令和14年の行政区域内人口を7,228人、1日最大給水量を8,693立方メートルと推計していますが、将来推計としての給水区域内人口と給水区域内の1日最大給水量の推計値は算出しておりません。

2点目の法定耐用年数を超えた水道管がある地区はどこかと、3点目の水道管破裂に伴う修繕工事は法定耐用年数を超えた地区で多く発生しているのか、とのご質問については、関連がありますので、まとめて回答いたします。

法定耐用年数の40年を過ぎている管路は、上水道の拡張時期である1970年代に布設されたもので、特定の行政区だけでなく、村内に点在しております。このため、管路の老朽化対策として計画的に更新工事を行なっているところですが、更新する管路の選定は、管の種類、配水状況、経過年数、管路事故の累計、重要給水施設管路等を考慮し、維持管理の観点から判断しています。

近年、水道管破裂事故の傾向は、布設経過年数に加えて、当時の施工状況に起因するものが多く発生している状況です。例えば、水道管を保護する保護砂が不十分で、水道管に岩石が接触しており、その部分が損傷を受けたことにより漏水が発生するなどです。

4点目の水道管布設工事における耐震工法及び資材についての質問ですが、管路布設工事は、開削工法による施工となり、掘削時の発生土は処分し、保護砂と採石による埋め戻しを基本としております。

そして、管路の耐震化とは管の種類に耐震管を採用することで、耐震管の種類としては、耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管、硬管、高密度配水用ポリエチレン管の3種類があります。

本村では、平成8年度から軽量で施工性が高く、安価な配水用ポリエチレン管を採用しており、令和3年度末時点の管路耐震化率は27.9%と、長野県平均値の22.9%、あるいは全国平均値の27.4%よりも高い状況にあります。今後も、更新に合わせて耐震管を採用することで、管路の耐震化率向上を図るとともに、法定耐用年数の超過を抑え、水道管路の事故を減らすよう努めてまいります。

5点目の、有収率44.45%は妥当な数字か、とのご質問ですが、有収率とは、給水する水量と料金として収入のあった水量の比率のことで、神城断層地震以降は50%を切った数値で推移しています。これは、地震による影響で老朽化した水道管に漏水が起きていることが予想されます。給水人口で見る全国類似団体の平均値が約78%ですので、これと比較するとかなり低い数字と言わざるを得ません。

このことから、経営の効率性の観点からも、老朽管の更新等を計画的に行なうとともに、漏水箇所の修理などを行ない、漏水防止対策を図っていくことが急務であると考えます。

6点目の担当職員の後継者対策と育成についてですが、全国の水道事業体が抱えている大きな問題が、人材の不足と技術の継承です。安全安心・強靱・持続を目標に事業運営を行なうには、白馬村の水道施設に精通した職員を継続的に育成することが必要です。水道施設に精通するためには、

現場での経験と対応や処理の方法の蓄積が必要であり、技術系正規職員の継続的な育成と採用が必要と考えます。

一方で、水道法の改正により、官民連携や広域化を推奨し、事業の効率化や共同化を進めていますが、広域化に対する考え方や事業体における利害の相違、事業体間格差の解決が図れないことが主な課題であり、課題解決には時間を費やすことが想定されていることから、後継者の育成は喫緊の課題と考えます。

7点目の公共下水道区域内の加入率についてであります。令和4年度の数値は、公共下水道区域内の人口6,581人に対し、下水道加入者が5,498人で、加入率は83.5%であります。この数値は、令和3年度の加入率82.2%に比べると、1.3ポイントの増加を示しております。

8点目の公共下水道区域内の未接続世帯への現状と対策についてのご質問ですが、公共下水道区域内の約16.5%の方が、下水道に未接続の状況であります。その対策として、上下水道課では、昨年より下水道未接続の方に直接加入案内のお知らせをお送りさせていただいております。

また、下水道区域内において、汚水処理を浄化槽やくみ取り方式から、新規に下水道へ加入していただく方を対象に、1年間の使用料を免除する白馬村下水道使用料免除規定を令和4年度に策定したところであります。今後もホームページや広報紙などを活用して、引き続き下水道加入促進に努めてまいります。

以上、切久保達也議員のご質問に対する答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありますか。切久保議員。

**第4番（切久保達也君）** それでは、村長より答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、廣瀬上下水道課長にお伺いしていきたいと思っております。

第2次水道事業ビジョンでの給水人口は、常住人口プラス観光客数の年間280万人を見込み、さらに、節水機器の普及により1人当たりの使用水量の低下を見越した、そういった数値と理解してよろしいのかどうか伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

**上下水道課長（廣瀬昭彦君）** お答えします。

村長の答弁でも申し上げましたが、水道ビジョンで行政区域内人口と1日最大給水量を推計しています。給水人口の数値は明確に掲示しておりませんが、人口の減少は比例して給水人口も減少していくものと考えております。

1日最大給水量ですが、例年最も多く給水しているのが12月31日になっております。1日最大給水量の推計には、この最も観光客が多い時期の観光客数による給水量を見込んでおり、1日当たりの使用水量の低下等も見込んだ数値となっております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問ありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 次に、太田観光課長に伺います。上下水道課では、年間入込客数をグリーンシーズン130万人、ウィンターシーズン150万人、合計280万人と予測しており、ちなみに、令和5年1月から10月までの入込状況は210万人と公表されておりますけれども、280万人の妥当性の見解をお伺いしたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

今の数字、合計280万人は、第5次総合計画の観光客数の目標値になっておりますので、上位計画である総合計画との整合性という点でも妥当なものだというふうに認識しております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。切久保議員。

第4番（切久保達也君） 廣瀬上下水道課長に伺います。めいてつ区なんですけれども、本年度も水道管が細いため水不足が常態化しているめいてつ区を、集中的に布設替え工事を実施していますが、あと何年くらいで終了予定か。

また、村内25キロメートルくらい漏水調査を予定とありますが、調査済みであれば、結果を合わせてお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

上下水道課長（廣瀬昭彦君） お答えします。

最初にめいてつ地区の布設替えの状況ですが、昭和45年に別荘開発当時に布設された水道管の口径に対して、給水件数が増加しております。給水不良を起こす危険性も高くなっております。

水道管の種類も塩化ビニール管、VP管と呼ばれているものですが、地区の管路全体の約8割が塩化ビニール管となっております。漏水の危険性も高く、実際の漏水量も多い地域となっておりますので、今集中して布設替えを行なっているところでございます。

布設替えの状況ですが、平成30年より更新工事を開始しました。今年度までに約6年間で約2キロの布設替えが終了しております。今後、布設替え工事が早急に必要な管路に関しましては、延長が約まだ5キロほど残っておりますので、年間の布設替えの延長を増やしても、最低でも5年はかかるのかなと推計しております。

次に、今年度実施した漏水調査業務ですが、水道管路約24キロを調査を行ないました。調査の対象地域は漏水量の多い地区を選定し、今年度はみそら野区約18キロ、めいてつ区の約6キロを調査を行ないました。

調査方法は主に、路面音調調査といいまして、漏水の音を聞くということです。それと、その音を確認できたらそこに穴を開けて、ボーリングして、ボーリングバーによる漏水音の確認をいたしました。

今回の調査で発見された漏水箇所は15か所ございます。漏水量としては、1時間当たりその15か所の総計が13.6立方メートルとなります。年間の有収率に換算すると1.97%の改善と、配水費用で約2,000万円の節減につながる数字となっております。

漏水調査業務が完了し、現在は漏水量の多い箇所から順次修繕作業を行っております。引き続き有収率改善のため、更新工事と漏水修繕を進めてまいります。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。切久保議員。

**第4番（切久保達也君）** 今の答弁ですと、思ったより、6年ぐらいやっている中でもっと改善されていくのかなと思ったんですけども、そこまでやはり改善は難しいというような答弁でございました。

有収率という部分で、ちょっと私も勉強不足のところもあるんですけども、管路だけじゃなくて、それぞれ所有している不動産、そういったところでも漏水というようなことが起きているというふうにお聞きしております。

その中で、外国人所有の不動産が増えてきているんですけども、コロナ禍で不在にしている家も多く、令和2年度、3年度は特にその辺の有収率が悪くなっていたというふうにお聞きしています。今後も外国人の所有物件というのは増えてくるのかなと、そんな予測をできるんですけども、そういった物件の漏水に対しての指導など、対策を含めてどんなことを行なっているのか伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

**上下水道課長（廣瀬昭彦君）** お答えします。

確かにコロナ禍で外国人の所有物件が不在になり、漏水量が増えているのは顕著に数字として出ております。当然、水道に加入されるときに、上下水道課では水道の使い方というような冊子を各契約者の方に配っております。当然英語版も作成して、それを配るようにさせていただいています。

また、管理会社等が入っているところは、当然その管理会社等に水道の管理をしっかりするというような働きかけはしておりますので、特に長期不在の冬期間、何が一番問題かといいますと、要は検針ができないのが一番問題になっておりまして、当然それを解消するべく、今、無線検針というものも導入を考えておりますので、今年度1月から実証に入りますけれども、検針が冬期間も行なえれば、そういうものも解消できるのかなと考えます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

**第4番（切久保達也君）** 有収率の部分は大変大きな課題だというふう感じております。昨年度の有収率44.45%、非常に低い数字というふうに理解しました。

私も事業をやっておりますけども、例えば製品を100個つくり、販売できたのは45個、残りの55個はもう廃棄されているというようなイメージかなというふうに描いております。経済率の

向上のためにも、漏水箇所を早期に見つけて対応をしていかなければならない、そんなふうを感じております。

次に、別の再質問させていただきますが、耐震性について水道管工事等は触れさせていただきましたけども、二股浄水場の耐震工事については、工事以前に本村の水源、楠川、松川、平川源太郎、3か所の浄水場がありますけども、そのそれぞれ浄水処理能力、1日当たり2万1,100立方メートルに対しまして、最大取水量実績は1日当たり1万1,019立方メートル。それぞれの水源地の最大の稼働率が、楠川45%、源太郎64%、松川44%、これで全体で最大の稼働率52.2%となっております。

それで、耐震化のところへ戻るんですけども、二股浄水場の耐震工事です。これは現有能力と同程度の施設更新が必要なのか、専門的な見地から廣瀬上下水道課長にお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

**上下水道課長（廣瀬昭彦君）** お答えします。

二股浄水場ですが、まず水道事業の水源についてですが、松川水源、二股浄水場の表流水です。あと源太郎水源の地下水、楠川水源の湧水、湧き水になりますが、その3か所が水道水の元として運用しております。

各水源の1日最大取水量は、新型コロナウイルスまん延以前の令和元年度の実績値で、二股浄水場が3,759立方メートル、源太郎水源では5,567立方メートル、楠川水源で1,693立方メートルと、各水源の処理能力に対しては、切久保議員がおっしゃったように、52.2%の取水量でとどまっております。

二股浄水場の、松川の表流水ですが、水源としては一番安定しているということになります。ほかの水源が、湧き水や地下水であり、神城断層地震の発生時に、楠川水源で白濁をした経験もあります。

また、水量の減少も起こる可能性があるということを踏まえて、二股浄水場の更新は、ほかの水源のバックアップの機能も考慮して、水量を計画しなければなりません。計画水量は、現在の運用で1日に4,000立方メートル、他の水源のバックアップを考慮すると、1日に6,000立方メートルが必要と、今想定しております。

当然、今、世間的には水道工事で更新を行なうには、ダウンサイジングということで、給水人口が減るのを予想しまして、水道施設も縮小するというような流れで更新工事が進んでおりますので、そこを見越して計画水量を設定したいと思っておるんですが、白馬村は何せ観光客が多く入ってまいりますので、人口の推移だけで簡単にダウンサイジングができないという実情がございます。その辺の判断が非常に難しい。

特に先ほど触れている有収率、これも改善していかなければいけませんので、今後、この計画水量というのがかなり難しい作業になるのかなというふうに感じております。今のところは1日

6,000という数字を計画として基本に上げております。

また、二股浄水場ですが、耐震化というところの話もあるんですが、実はもう40年以上経過しておりまして、当時の建設の関係ですともう耐震構造にはなっていないと。で、浄水塔に関しましては耐震診断を行なっております。その中でも耐震の性能はないというものが出ていますので、今後、その二股の浄水の仕方、その辺も今、膜処理だとか先進の処理の技術も出ていますので、その辺も考慮しながら現在計画を立てている最中でございます。

有収率の改善がやっぱり取水量の減少というのにつながってまいりますので、その辺は本当になるべく早めに改善していきたいなというふうに考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

**第4番（切久保達也君）** 二股の浄水場の耐震の関係ですけども、有収率、その他含めて関係してくる、また人口だけでなく、観光客が訪れる白馬村としては、そこだけで計算してはいけないというようなことかなというふうに思っております。

で、あえて聞くこともないのかなということではあるんですけども、先ほど稼働率で52.2%、単純に半分というふうに私も計算しているんですけども、そうすると、次の二股の水利権更新です。これは更新しないというようなこともちらっと、更新しないじゃなくて、そういったことを検討するというようなこともちよつとちらっと耳にしたことがあるんですけども、更新しないということがあり得るのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田副村長。

**副村長（吉田久夫君）** それでは、水利権の関係、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

水利権の関係につきましては、記憶でいくと決算特別委員会の中でお話が出たと思います。その水利権の更新に当たっては、これまでは施設の拡張をする、もしくは施設の整備をするということで、更新の手續の許可をいただいておりますが、いよいよ次回は、何らかの施設について着手をしなければ認められないというような国のほうからのご意見をいただいておりますので、それも含めて、後ほど担当課長のほうから水源の適正化については説明をさせていただきますけども、それを具体的に具現化していかないと許可にならないということになると、今の既存の水量でいけるのかどうか、そこも同時並行で作業は進めなければいけないというお話をさせていただいた記憶がございます。

したがって、やらないではなく、やるためにどのような整備を考えなければいけないのかというところは、次の更新に向けて必然となってきたところになります。当然、それに対しては許可水量も落とされるということも、既にある程度指導を受けておりますので、それを踏まえながら既存の水源と合わせて適正化を図っていかねばならないというご理解をいただければと思

います。

私からは以上になります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

**第4番（切久保達也君）** ちょっと私の理解不足もありまして、その二股の件については再質問はないんですけども。

次に、後継者対策の部分で再質問させていただきたいと思っておりますけども、耐震関係では水道管布設替えや二股浄水場、それから村内15か所に設置されている配水池の事業推進と大きな財源と長期間の取組が不可欠であるということになるかと思っておりますけども、それらには専門知識を有する職員の確保と、さらに水道法に定められた有資格者が必要というふうに理解しております。現在、その辺の要件をちゃんと満たしているのかどうか、この辺を廣瀬上下水道課長にお聞きしたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

**上下水道課長（廣瀬昭彦君）** お答えします。

水道法に定められた有資格者ということで、水道事業における技術関係業務というのが大きく施設整備と施設管理に分かれております。水道法では、この業務に資格を有する管理監督者1名の配置を義務づけております。一つ目は水道施設の工事を監督する布設工事監督者で、水道法第12条に定められています。もう一つは水道施設の管理についての技術上の業務を統括する水道技術管理者で、水道法第19条に定められています。

白馬村水道事業でも、白馬村水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例を設けております。現在の資格保有者ですが、1名、年齢は56歳です。また、この資格の取得要件が学歴や水道に関する技術上の実務経験など、細かく規定されており、現在取得可能な職員としては1名存在しているところでございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

**第4番（切久保達也君）** 今、廣瀬課長から答弁がございましたけども、いずれにしても、この専門分野の職員というのは絶対に必要という判断なんですけども、現在1名で、56歳という年齢から考えますと、若い専門性のある職員、これが確保が急務であるというふうに感じているんですけども、水道事業ビジョンの37ページに、現在の体制では年間6,000万円程度の工事を実施するのが限界であるというふうに書いてあります。

一方で25ページには、これ金額で書いてあるんですけども、年平均6.7億円の投資が必要になる見込みというふうにも書かれていまして、年間6,000万円程度しかできないけども、6.7億円の投資が必要だという、これは専門性なところはちょっと私はわからないんですけども、ちょっとこれを見させていただきまして、村長にお伺いしたいと思うんですけども、人材確保につい

て村長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 切久保議員おっしゃるとおり、また私も先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、資格を有する職員の確保が急務ということは一致しているというふうに思います。

現在、水道法で配置が義務づけられております水道技術管理者と水道施設の布設工事の実施に必要な布設工事監督者を、1名の職員が兼務しているという状況なんですけれども、おっしゃるように、現在の体制ですと年間6,000万円程度の工事を実施するのが限界ですが、先ほど来話に出ておりますように、老朽化施設の更新ペースアップ、また二股浄水場の再整備事業の実施ということが今後出てまいりますので、その実施計画、整備がどのような計画で行なわれていくかです。また経営状況というところにも依存してきますけれども、それらが出てきた段階で必要性ということをしっかり検討して行って、どのタイミングまでには必ず布設工事監督者を何人入れていかななくてはいけないというのは考えていかななくてはいけない時期には来ていると思いますが、具体的には、そういった整備計画なりが出てきてからというところになるかというふうに思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

**第4番（切久保達也君）** 専門知識を有する職員が現在1名ということで、年齢も56歳ということでございます。その部分だけを聞くと非常に心配になってくる、そういうイメージになってしまうんですけども、大事な部分だと思いますので、昨今はいろんな方面、人材確保という話を聞いております。取り合いになるとか、そういうことにまで発展するのかどうかはちょっと分からないですけども、人材の確保の部分、しっかりやっていただきたいというふうに感じております。

それと、ちょっとまた違う質問になりますけども、もう1点、村長にお伺いしたいと思うんですが、11月の23日に行なわれた環境シンポジウムで、共同通信社の井田さんが「ゼロカーボンをめぐる世界の潮流と日本の現在地」ということで説明をされていました。

その中で、パワーポイントの資料に、ペットボトルをやめて水は水道水を推進していくと、ということが書かれておりました。で、白馬村の水道事業基本理念は、自然の恵みをそのままに、おいしい白馬の水道水という、大変いい響きだなと私自身も感じているところなんです。

で、常々思っているんですが、現在はSNSの発展、最強時代かなと、そんなふう感じているんですけども、白馬村が観光を戦略的に、おいしい白馬の水道水というようなことをアピールする。それが財源につながるのではないかと、そんなふうにもちょっと考えるんですけども、村長にそんなような考えはないか、お伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 水道水、先ほど議員のお子さんが、大変おいしいということで発信してくださっているということ、大変ありがたく思っております。私自身もやはりおいしいなというふうを感じる場所でもありますけれども、今ちょっと財源という言葉が出たので、具体的に商品化して



販売ということになりますと、昨今水道水ではない形では、白馬に関連したお水ですとか、お隣大町でも大きな企業が来てやっているものがありますので、行政としてそういったところもプロモーションにサポートしたりですとか、利用促進といったことはあるかというふうに思いますけれども、その水道水を実際に販売するというのをちょっと、行政主導でというところはなかなか私もできることが分からないですし、実際にそれをボトリングしてすぐ売っていいものかどうかというところもちょっとすぐお答えしかねるので、少し研究させていただきたいんですが、一方で、おいしさと言ったときに、よく温度とミネラルと硬度などで決まるというふうにあるんですけども、先ほど議員おっしゃるように白馬村も水源が幾つかありますので、それぞれにおいしさが異なるのでちょっと一律においしいという表現でいいか分からないですが、おいしいのは確かですので、来たお客さまにぜひ水道水をおいしいので飲んでくださいというようなPRはできるかなというふうに思っています、実際既に各観光協会とかでもそうした取組をしている観光協会もあるというふうに伺っておりますので、例えば、宿泊施設ですと、館内案内ですとか実際の案内の際に、おいしいお水ですのでぜひ水道水をご利用くださいというようなところをやっていますけれども、それをもう少し全村的に、大々的にやるといった方法は考えられますし、それによるブランディングといったことは考えられるというふうに考えております。

ちょっと財源については、今のところまだアイデアがありませんので、そういったお答えになります。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。切久保議員。

**第4番（切久保達也君）** 販売ということになりますと、当然いろいろなことが関係してきますので、販売するというようなことは私も難しいかなというふうには思っているんですけども、水道水そのものをアピールするという部分で、内閣府が行なった水の利用に対する世論調査というのがありまして、いろんな項目があるんですけども、令和4年の10月にホームページに出されていたんですけども、飲み水についてというところがありまして、これは普段水をどのように飲んでいるかという調査でございます。特に何もしないで水道水をそのまま飲んでいるという人が37%、以下、浄水器設置、一度沸騰させて飲む、ミネラルウォーターを購入して飲む。これちょっと合計がなぜ130%か分からないんですけども、そのまま飲んでいるが37%で、以下3つが合計して88%というふうになっていまして、そのまま水道水飲むというのは非常に少ない。そういう結果になっています。

さらに、性別で見るとそのまま飲んでいる人は男性で、以下ミネラルウォーターとか、沸騰させる、浄水器、これはもう圧倒的に女性が多いと。さらにそのまま飲んでいるという人は70代、それから沸騰させて飲んでいるという人は60代、浄水器つけているという人は40代で、ミネラルウォーターを購入して飲んでいるという人は20代30代、こういうふうにアンケート結果のほう

が出ているんですけどもこれを見ると今後未来に向けていくと水道水を飲むということがどんどんなくなっていってしまうのかなというふうにちょっと感じてとれました。私も水道事業のことはちょっと分からない中で調べていくと、もう大変なコストがかかっているわけなんですけども、それだけの大変なコストをかけて、未来に飲み水はペットボトルしかもう買って飲みませんとそういうことになる、ちょっとやりきれないなというようなことを感じました。

ちなみに白馬村も同じようにちょっと似たアンケートで、令和4年度にやられたアンケートを見ますと、水道水はおいしい60%、それからそのまま飲む、これ72%ということで、白馬の村民は白馬の水道そのものは信頼して飲まれていると、そんなふうに私は感じております。

先ほどのアンケート結果でも、もし未来に向けて水道水を飲まないというようなそんなことになると、これは自然とその流れというのは、こんだけきれいな水を水道から出している白馬村にも、当然その結果が出てきてしまうのかなと。

私も、水道水じゃぶじゃぶ飲んでいるんですけども、それはちょっともったいないというような思いもありまして、私冒頭で日本は水道水飲める数少ない国と言いましたけども、そのうちもし日本で白馬村は数少ない水道水が飲めるはちょっとあれですけども、おいしい村というようなそういう観光発信がやれるんじゃないかなと、そんなふうに感じて先ほど質問をさせていただきました。

次に、下水道の部分でちょっと再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど加入率の部分は、思ったより私も高いなというふうには感じているんですけども、それでもやはりまだ加入してないところもそれなりに多いなというふうに感じました。

で、浄化槽の設置に対して補助金がございますけども、下水道区域内にある方で浄化槽に補助を出していると、そんなようなことがあるのかどうかというのを伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

**上下水道課長（廣瀬昭彦君）** お答えします。

下水道区域内の浄化槽設置に関してですが、下水道法第10条と、あと建築基準法第31条の規定で、下水道区域内において新しく浄化槽を設置することをできないというような規定になっておりますので、当然浄化槽設置の補助金のほうの実績はございません。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。切久保議員の質問時間は答弁を含めあと7分30秒です。質問はありませんか。切久保議員。

**第4番（切久保達也君）** 続けて、浄化槽も関係してくるんですけども、長野オリンピック直後には多くの宿泊施設がリノベーションをいたしました。当時、リノベーションをした宿泊施設にはまだ下水道区域外になっているところが多かったのかなというふうに思っているんですけども、そういった施設の浄化槽もオリンピックから25年経過しているんですけども、浄化槽の耐用年数も過ぎていくところ、それから近づいているところあるかと思います。そういったところに加入の働

きかけ、そういったことはしているのかどうか、お伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

**上下水道課長（廣瀬昭彦君）** お答えします。

下水道区域の外ということになりますと、当然浄化槽の設置は認められている地区になりますので、浄化槽の法定耐用年数は30年の設定となっております。現在25年経過しておりますので、当然浄化槽の不具合が出てくるところも数か所あると思われま

す。で、下水道の加入への働きかけなんですけれども、当然下水道管渠が近隣まで整備されている状況で加入が可能であれば、当然区域外流入というような制度がございますので、そちらのほうで下水に加入することはできますが、基本的には区域外ということになりますと、浄化槽の設置か、管渠をご自分で延ばして下水に接続するかという選択になりますので、それは申請者の方の判断になると思われま

す。当然下水道に加入できる場所については、下水道に加入できますというような調査の段階ではお答えできますので、ただ、数キロ管渠を延ばさないと加入できないというところに関しましては、当然浄化槽のほう

が負担も少ないので浄化槽の選択になるかと思われま

す。また、よく浄化槽の法定検査というものが、今、年に一度義務づけられております。当然機能を果たしていない浄化槽に関しましては、県のほうで立入りの検査というものを行なっておりますので、例えば区域の中の浄化槽が立入検査の対象になっている場合ですが、当村の上下水道課員も同行いたしますので、当然その浄化槽が駄目なところは区域の中であれば、浄化槽から下水の切替えをお願いしまして、立入検査等に同行している状況でございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。切久保議員。

**第4番（切久保達也君）** 浄化槽等も法定検査を年に1回やって、大体30年ぐらいもつというところでございますけれども、オリンピックから25年というところで、あと5年ぐらいで耐用年数になるということになるんですけれども、促進のために下水につながるまでのいわゆる敷地内の工事、こういったものに補助を出すといったような施策、そういったことはできないかどうか、お伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。廣瀬上下水道課長。

**上下水道課長（廣瀬昭彦君）** お答えします。

下水道に関しまして幾つか補助金の制度がございます。例えば先ほど申しました区域外の下水道接続に関しましては、宅内の補助の規定はございませんが、ご自分で公共枿を設置する方に対して補助ができるようになっております。

また、区域内に関しては、例えばポンプを設置しないと下水道に流入できない方とか、あと共同で下水道の管渠を整備するような方、そういった方には補助の制度がございますので、宅内に関しては切久保議員おっしゃるとおり、今後ちょっと検討していかなければいけない課題かなというふ

うに感じております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。残り時間はあと2分です。質問はありませんか。切久保議員。

**第4番（切久保達也君）** ちょっともう時間がありませんので、最後に水道料金についてなんですけども、39年間水道料金というのは見直しはされていないと。基本使用料については昔は白馬村高いと言われていた時代があったようでございますけども、現在、近隣の市町村と比べてみますと、むしろ安いほうに入ってきているのかなというところも感じているんですけども、最近の物価高、こういったことがあるので、ちょっと難しいなということも感じてはいるんですけども、今後の水道事業を考えると、やっぱり水道料金については早急な決断が必要になってくるかなと、そんなことは感じております。

で、白馬村の中に重要な事業というのはたくさんあることは分かっているんですけども、私はこの水道事業というのは本当に最重要課題の一つかなというふうに感じているところでございます。

質問は以上になります。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第4番切久保達也議員の一般質問を終結いたします。ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時06分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6番尾川耕議員の一般質問を許します。第6番尾川耕議員。

**第6番（尾川耕君）** 今日最終になります、6番の尾川耕といたします。よろしく申し上げます。

今回は、ゼロカーボンはやめて村の投資のほうのお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは始めます。村への投資に伴う宿泊事業者の現状。

昨今、白馬村ではインバウンド需要の増大に伴い、貸し別荘——コテージタイプや、従業員が常駐しないアパートメントタイプの宿泊施設、以下コテージタイプといたしますが、増えています。それらの中には非居住者、村外や外国人等が経営する宿も多いと思われま

す。また、2018年旅館業法改正等に伴い施設外玄関帳場やICT機器を利用した本人確認やチェックインが可能となりました。それが玄関帳場、フロントなんですけれども、その代替機能として働いております。だから、フロントがないようなホテルや民宿、ペンション——コテージも含めて、あります。そういうのが増えております。

なお、フロントがないところには、法的には緊急時の対応のために、従業員等がおおむね10分程度で駆けつけられる体制、以下現場の担当者、があればよいとされています。

さらに、宿泊事業の形態として、土地や建物の所有等経営と運営の分離も進んでおります。例えば個人所有の別荘を借りて宿泊施設として旅行者に貸し出す個人、法人。さらに、経営と運営が分離され、現地にいるのは掃除担当者のみと思われるような施設も見受けられるようになってきました。観光客の出入りがあり一見宿泊施設に見えるが、近隣住民には誰が所有者、経営者で、運営しているのか、管理責任者がよく分からないというような状況も広がっているように見えます。

そこで質問です。

1、インバウンドやコテージタイプの宿の増加に伴い、村に苦情、対応を求める相談がありますか。またその内容は。

2、旅館業法の届出を行なっている村内の宿泊施設は何件か。

3、そのうち実際に営業している宿泊施設は何件か。

4、宿泊施設の所有者、経営者を把握しているのか。また把握する方法は。

5、固定資産税の対象となる建物（土地）で、村内に住民票がない個人や外国人や、村内に本店がない法人（外国法人を含む）が所有する建物はそれぞれ何件か。

6、それらの建物を借りて経営している宿泊施設は何件か。

7、旅館業法の許可を得ていない闇営業の宿泊施設を把握しているのか。また、それを把握する方法はあるのか。

8、非居住者または外国法人が経営する宿泊施設では、住民税（個人住民税や法人村民税）を支払う義務はあるのか。

以上、8点お願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 尾川議員から、村への投資に伴う宿泊施設の現状について8項目のご質問をいただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

1点目のインバウンドやコテージタイプの増加に伴う苦情や相談についてのご質問ですが、平成27年12月に美しい村と快適な生活環境を守る条例、通称マナー条例を制定した背景には、条例前文にありますように、人口は増加しました海外からの観光客の増加などによってニーズの多様化やモラルの低下を招き、社会規範を無視した行動やルールの理解不足によるトラブル、いわゆる迷惑行為の増加がありました。

そのため条例第2章では、空き缶等の投棄、深夜の花火、路上スキー、酒類の提供等を禁止行為と規定しておりますが、これらは村に苦情や相談があった事例から禁止行為として規定したものであります。

条例制定から8年が経過しましたが、大町警察署等の協力もあって、外国人観光客による迷惑行為の件数は減少傾向にあるものの、内容自体は制定当時と変わりがないような印象を受けています。

以上がインバウンドの増加に伴うもので、コテージタイプの増加に伴うものと言い切れませんが、

村には施設改装時の廃材の処分をめぐる苦情や、ごみの処分に関する苦情のほか、騒音に関する苦情も寄せられています。

2点目の旅館業法の届出を行なっている宿泊施設件数と3点目の実際に営業している宿泊施設件数のご質問ですが、長野県では様々なオープンデータを公表しており、食品・生活衛生課オープンデータでは、旅館業法に基づく許可一覧を公表しています。

これによりますと、本年9月末の施設数は1,054件です。中には旅館業の営業を廃止している施設も含まれていますので、これが実際に営業している宿泊施設数とはいえません。したがって、許可を得ている施設数は把握しているものの、営業している宿泊施設数は正確に把握しておりません。

4点目の宿泊施設の所有者、経営者の把握の有無とその方法についてであります。宿泊施設に限らず建物の所有者、いわゆる納税義務者を把握する方法としましては、固定資産税の課税の根拠となる法務局の登記簿及び建築確認申請により把握し、家屋評価を行なった建物についての所有者は把握しており、登記簿に記載の所有者に異動があった場合には、法務局からの異動通知により把握することになります。

また経営者は、大町保健所から提供を受ける旅館業法の許可情報から把握することができます。

5点目の村内に住民票がない個人や村内に本店がない法人が所有する建物の件数ですが、白馬村に住民票を有しない方が所有する土地は1万3,181筆で3,169名、家屋は1,929棟で1,389名、法人登記上の本店所在地が白馬村以外の法人が所有する土地は4,145筆で328社、家屋は793棟で300社となります。

ちなみに外国籍の方と村内に本店を有しない法人を抽出しますと、個人所有の土地は250筆で173名、家屋は264棟で185名、法人所有の土地は64筆で137社、家屋は136棟で60社です。

なお、令和5年度の固定資産税の概要調書を基にした日本国外に住所・所在地を有する個人・法人の所有状況は、土地が892筆で320件、家屋は330棟で217件となっております。

6点目の建物を借りて経営している宿泊施設ですが、4つ目のご質問に対する答弁になりましたが、所有者と経営者の情報は把握することができますので、これらを照合することで所有者と経営者が異なる宿泊施設、すなわち貸借関係にあるであろう施設を抽出し、その数を算出することは理論上可能です。

7点目の闇営業施設の把握の有無とその方法についてですが、旅館業法第3条には「旅館業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」と規定されています。したがって、長野県では保健所を設置する長野市及び松本市を除き、知事が許可権者であるということになります。

旅館業法の許可を得ていない闇営業の宿泊施設、つまり法律違反の施設といいますが、旅館業法

では定期報告を求めていることから、疑われる案件は通報により判明することになります。通報先は許可権者である県であり、通報を受けた県では現地調査等を行ない対応しているとのこと。

こうした事例は管内で年に数件あるとのことですが、その都度解決しており、現時点で許可を受けないで旅館業を営業している施設は管内にはないということを認識しています。

8点目の白馬村に住民票のない方、外国籍の法人が経営する施設に関する個人住民税、法人村民税の支払い義務について、課税の基本論をお答えします。

まず個人住民税ですが、地方税法第294条第1項では「市町村民税は市町村内に住所を有する個人に課す」と規定し、同条第2項で「市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう」と定義されています。

また地方税法第318条では「個人の市町村民税の賦課期間期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする」と規定しており、1月1日に住民票がある市町村がその年度の課税権を有することになります。よって、1月1日に白馬村に住民票がある方は、白馬村が個人住民税の課税権を有することになり、白馬村への住民税の納税義務が生じることになります。

よって、ご質問の白馬村に住民票のない方については、先ほど述べました地方税法の規定により課税権を有しないことから、個人住民税を賦課することはできませんので、納税義務はないということになります。ただし、生活の本拠地が白馬村であると客観的に判断できる場合には、白馬村が課税権を有し、白馬村への納税義務が生じることになります。

次に、外国籍の法人の法人村民税ですが、地方税法第292条第1項第3号の法人税割の定義のイにおいて「地方税法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事務所を有する法人」を内国法人としており、地方税法第294条では「市町村内に恒久的施設である事務所または事業所を有する法人には、均等割及び法人税割の合計額を課する」と規定し、地方税法第321条の8では「事務所又は事業所が所在する市町村に申告納付する必要がある」旨を規定しています。

以上のことから、外国籍の法人であっても白馬村内に恒久的な事務所または事業所を有する場合には白馬村へ申告し、法人村民税を納付する義務が生じることになり、実際に申告なされ納税いただいております。

なお、他市町村にも恒久的な事務所または事業所を有する場合の法人税割について、地方税法第321条の13では、まず法人税割額の計算において基礎となる額を各市町村の事務所、事業所で働く従業員数に応じて分割し、分割後の額に税率を乗じて法人税割を算定し、これに均等割額を加えた額を申告納付する旨を規定しております。

以上、尾川議員のご質問に対する答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** それでは再質問に入らせていただきます。

先ほど、宿の数のデータなんですけども、長野県のオープンデータサイトから引っ張ってきたと

ということで、9月末では1,054件という数値になっていると思います。僕もそのサイトを見つけてそこを調べました。現在出ているのが10月末の時点での情報も出てましたので、1,066件とありました。

そのデータを観光課は分析していますか。よく見えていますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

分析するまでのデータは公表されていませんので、私どもで何のために見ているのかという点ですけど、宿泊施設のその許可の届出、その動向を見ているにとどまっております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** そうです。データの内容が非常に少なく、宿名と住所と宿の種類です。簡易宿泊所であるか、ホテルであるかということと、あと、登記というか申請の日付です。その程度しか載っていません。

それで、私もそれしかないんだかなと思いつつ、ほかの地域では延べ床面積とか、最大宿泊数とか出ている都道府県のデータもありました。だけど長野県のほうはそこまでデータを公表していないということです。

そこでちょっと分析したんですけども、2015年以降やっぱりすごく増えてきています。数としては33件とか52件とか、一番多い時は実は2018年のコロナ前です。88件。2019年、コロナが4月から始まったというか、日本の国内で広まったときに81件と増えています。

それ以前、2000年以前とか2015年以前というのは、やっぱり10件から20件ぐらいの程度でずっと推移していたところが、やはり外国人観光客が増えたというか、コテージも増えたというところで一気にがっつと、コロナ前2015年から増えてきた傾向が見られるようです。

そこで、これもちょっとデータが分からないのでよく分からないんですけども、ローマ字表記の宿名が近年増えているということが、それが外国人が経営しているのか、どこが経営しているのか分からないんですけども、そういう傾向が増えてきたということがデータ上で分かります。

そこで、先ほどの4番の質問で、宿泊施設の所有者と経営者を把握しているのかということの中で、大町保健所のデータで把握しているというふうにおっしゃっていましたが、その中に経営者の情報、要は宿泊事業者、届けた人の本当の名前の情報、電話番号とか住所とかというのは役場には、白馬村には入っているんでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

(4)でお答えした内容なんですけれども、これは保健所に対しまして白馬村から情報公開をしてくださというふうな手続で得ているものになりますので、随時見れるというふうなものではあ



りません。その時点でというような情報になりますので、私どもで必要なときに情報公開を求めるというような手続を取っております。

近いところでは一昨年ぐらいに、保健所にこのデータの公開を求めました。その中で幾つかこちらで項目を指定することができます。今、尾川議員がおっしゃっていた許可を受けた方とか、例えば施設の規模に関する情報、それらも含めて得ております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** ということでは、やはり一々照会をして、大町保健所に情報公開請求をして、頂くという形になるということですよ。

先ほどの一番の質問のほうで、村にいろいろな苦情が来ているということがあるということで、マナー条例ができたとしてもまだ続いているということは答弁でおっしゃっていましたが、実際僕のほうがあちこちというか、結構皆さん話題の中でごみ捨てのルールが悪いとか、夜まで騒いでるとか、他人の敷地に入って横断して、勝手にうろつくとか。これちょっとひどくなってくると居酒屋に行って夜までビール飲んで、酒飲んで、そのビール瓶を持ったままうろついて、コテージなのか宿なのかどこか、民宿なのか分からないですけども歩いて行って、そのビール瓶をその辺に放り投げて帰ってくると。雪の中に落ちたビール瓶とか瓶を除雪機でガーッとやって割って、飛び散らすと、そういう事故が起こったりとか、あとは地区のごみステーションに無断でごみを捨てる。例えば僕が聞いた話は、大量のピザの箱が山ほど入っていて、地域に属してない施設がごみ捨てのルールを分からずにやっているのか、はたまたお掃除の担当者、担当しているお仕事を知っている人が、アルバイト、パートタイムでやっている人たちが、あえてそこに捨てているのか、分からずに捨てているのか分からないですけども、そういうことも僕のほうで耳に入ってきております。そこで次の質問です。

そういうコテージの話は今していますので、コテージを運営している会社とか掃除をしている方々に、ごみ出しの方法はどういうふうに伝えていきますか。これは住民課にお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。堤住民課長。

**住民課長（堤則昭君）** 外国人事業者に対するごみ出しの周知の方法なんですけれども、現段階としては、事業者に対して特別に周知をするということはありません。一般の転入者に対して一般の住民と同じように、外国人ということであれば英語版の案内がございますが、それを配布するにとどめております。

ただし、毎年定期的に大量の事業員を雇う事業者に対しては、別途協力を求めるという協力依頼はさせていただいています。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** なかなか情報伝達というのは難しい問題だと思います。

それで、例えばそのコテージがあって、コテージの屋根から屋根雪が落ちました。道を塞いでいますとか、あと、夜中までお客さんが騒いでいますとか、そういった場合に、地域の住民、周りの人たちはどこに連絡をすればいいのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中総務課長。

**総務課長（田中克俊君）** お答えします。

村民の皆様が何かお困りなことがあってお聞きになるというところの窓口は、白馬村役場ということでございますので、役場のほうにかけていただければ、最初のところで話をお聞きし、それぞれの部署に回す。それが複合的なものであれば、総務課のほうで総合的にお答えすると、それが基本でございます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** 役場に相談するというのも一つの手だと思います。ことが大げさになれば警察に届けるとかということになると思うんですけども、役場に届けるといっても夜とか、土曜日とか、日曜日とか、祝日は役場が閉まっている。そういったときにどうやって本当にその迷惑な行為を防いでいくのかというのが、すごく課題になっていると思います。多分皆さんも本当によく分かっているんじゃないかなと思います。

それで、昨日なのですが、全員協議会の中で副村長が言った言葉が、ちょっとそうだったなと思って思い出しました。住民の福祉の増進を図るとというのが地方自治体の任務だと、地方自治体の役割としてそれがあるんだということをおっしゃっていたとか、住民の福祉の増進という言葉をおっしゃっていたので、そういう言葉を僕も改めて調べると、地方自治法の第1条の2のところの地方公共団体の役割というところで書かれていました。

それで、その住民の福祉の増進というのはどういう意味でしょうか。単にバリアフリーとかそういうのを広めていくということでしょうか、お答えください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田副村長。

**副村長（吉田久夫君）** お答えいたします。

住民の福祉の増進、ただ一つの項目でこういうことということではないというふうに解していただけだと思います。今おっしゃったバリアフリー、それも一つでありますし、やはり本日一般質問の中でもありました情報の伝達であるとか、住民に対する例で挙げれば健康を保つであるとか、社会秩序を守る、住民生活の環境を守るとか、広い意味での住民の福祉という言い方で捉えていただければと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** そうですね、やっぱり住民が幸せで幸福に過ごしていく。それを行政の皆様

がサポートして地域をよくしていく。もちろん地元の住民の人たちも一緒になってやっていかないといけないと思います。みんなが幸せになるように動いていくということだと思います。

それで、じゃあというところです。じゃあ今のようなコテージ、管理者がはっきり分からないコテージをどうやって対応していくでしょうか。これは、だからどうやってって言いにくいかもしれませんが、やる必要はあるのかないのかを含めて、重要度があるのかないのかも含めてお答えください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。尾川議員、質問をもう少し具体的に言っていただけますでしょうか。

**第6番（尾川耕君）** 分かりました。すみませんでした。

要は、管理者がはっきりわからないコテージ、観光課のほうにも言っていますが、結局言わないと、大町保健所のほうに申請しないと情報が取れない。で、誰が管理者になっているのかわからない状況の下で、住民から苦情が来たときに対応していくために、どういうふうに対応できるのかということです。素早く対応できるのかということです。お願いします。

**議長（太田伸子君）** 吉田副村長。

**副村長（吉田久夫君）** お答えいたします。

非常に難しい内容のお答えになりますけれども、まず必要性があるかどうかという点については、もちろん必要性があるという認識で、これは多文化共生に関する条例の制定のときにもお話ししたとおり、施設の所有者が誰で、誰が管理しているのかわからないという物件が非常に多く、問合せをどこにしたらいいのかというのがわからないというのは、先ほどの例で挙げました屋根雪が落ちてそこに連絡したいけどわからない。ごみ出しのルールが守られていないというようなところ。では、どこに注意をすべきか、どこに改善点を申し出るべきなのかというところは、情報を把握するために、それぞれの所管する課で対応しているところになります。

では、これが一般の方に見えるかということ、なかなかそれは開示される情報ではありませんので難しい情報になろうかと思います。

ですので、いわゆるファーストコンタクトとすれば、役場のほうに連絡をいただき、その内容が先ほど例で挙げた除雪であれば建設課であり、ごみであれば住民課であり、それぞれの担当課が担うというような形になろうかと思います。これが即座に住民が目に見えてできるかということになると、日本の法律の中では非常に難しい部分もありますので、この対応をいかに早くするのかというところはもちろん行政としても課題と捉えておりますので、結論からすれば対応は必要だということに考えているところでございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** 対応していくということなんですけれども、やっぱりこれは、要するに行政が

悪いとか云々という問題でもなくて、実は事業者のほうとか、個人かもしれないんですけども、こちらの白馬に来て宿を始めるというときに、近隣に声をかけて、普通昔というか、今というか、引越に来たら隣近所にお菓子を持って挨拶に行っ、ここに来ましたので今後よろしく願いますというような文化的なところがありました。

けども、昨今やはり多文化というか、外国の方も日本の方々もそういうことをやらない方々も増えてきたということも、大きな問題かなと思っております。

そこで、ちょっとまた掘り返して悪いんですけども、9月の私がやった一般質問の中で、宿泊施設の把握がしっかりできてないよねというところを言ったと思います。

そのときに防災やマーケティングの観点から、できるだけ正確な数値を把握できるように努力してまいりたいというふうに答弁を村長がなさいました。これを実際やられましたか。で、どこの課が担当としてやりましたか、お願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

まずコロナ禍のときにいろんな給付金を支給いたしました。そこで、その時点の営業施設というもののはほぼほぼ把握できたのかなというふうに考えています。それらと、保健所から提供を受ける許可リストを照らし合わせ、かつそれを庁内で共有できるような形でGPSに落とし込むという作業を今進めております。

ただ、先ほど尾川議員がおっしゃったように、一月で10何件増えるというような状況には追いついていないというような現状にはあることは事実です。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** GPSに落とし込むというのは、要はマップ上に、コンピューターのデータの中でということをやっているってことでしょうか。お願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** 申し訳ありません。GPSじゃなくてGISです。地理情報システムです。失礼しました。訂正させてください。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** それではGISということですか。すみません、もう一回、どういう内容なのか、もう一回ちょっとお願いします。ごめんなさい。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** 日本語で言うと地理情報システムになります。庁内で例えば土地固定資産の情報に関するものを地図として見える情報であったり、そこに写真をかぶせて現地の状況から見た感じで見れたりというものが、地理情報であります。

そこに建物、土地の情報がありますので、新たに宿泊施設の経営者でありますとか、あとは旅館業の種別、そんな項目を加えているというような形で、イメージとすれば写真の地図の上に固定資産の層があつて、その上に今私どもがもう一つ層をつくっていると、そんなようなイメージしていただければと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** そのGISというシステムを使って把握を始めているということなんですけれども、それはまだ、1,000件以上の宿についてはまだまだ終わっていないと理解していいですか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

まだ100%ではありません。現在進行形で、進捗率とすればほぼ7割、70%程度のところであります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** それで、70%ぐらい進んでいると。その中には管理人というか、その現場を、本当に建物を管理している人たち、営業を管理している人たちの情報も入っているのでしょうか。すみません、何回も。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

反映するベースとなる情報が旅館業の許可リストになりますので、許可を受けている社が入っております。その先で、運営がというところまでは旅館業法では把握できませんので、その部分までは反映できていません。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** そうであれば、ある程度はまあまあデータを把握してきているということだと理解しました。

それで、その情報というのは一般住民が気軽にアクセスできるような情報でもないと思います。これですね、それを分かるような仕組み、要は、今までのホテルとかであれば、民宿、ペンションであれば、そこに行けば宿のオーナーがいます。フロント係がいます。というのが分かります。夜でもまあ大体常駐していますから、何か文句というか、何かがあればそこに直接行けば分かるということになるんですけども、そうでない宿、先ほど言ったようなコテージタイプの誰もいない宿というのは分からないということです。

そのデータにある意味気軽にアクセスできるようなことができるようになるためには、何か条例

とかつくらないといけないのでしょうか。お願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中総務課長。

**総務課長（田中克俊君）** お答えします。

個人情報保護法に基づきます個人情報保護条例ございまして、本人が開示することを了承していればそれは可能となります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** 個人情報になって、なかなかすぐの開示というところではできないと思うんですけども、これ箱根町なんですけども、神奈川県全般なんですけども、家の前に常時連絡の取れる連絡先を書く欄があって、それを掲示する。許可番号も掲示する。これ玄関のところに貼り出すという条例をつくっております。

これは実際は県条例になります。県がこういう仕組みをつくれれば白馬村もできるのか。逆に、白馬村だけ単独でこういう条例をつくることは可能なんですか。回答をお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田副村長。

**副村長（吉田久夫君）** それではお答えします。

その条例の内容、私現時点では把握しておりませんので、県で条例を制定をすれば県条例の傘下にある自治体ですので、それはその県内での適用になろうかと思えます。村の条例であれば、村の条例ということは制定自体は可能かとは思いますが、それが住民にとってどうなのか。それは個人にとっての表示にどうなのかという住民の合意、コンセンサスというものも必要になってくると思えますので、村にしろ県にしろそれぞれのプロセスは踏まなければ、なかなか条例制定は厳しいというふうには理解しております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** 県のお話なのでなかなかすぐにはというところもあると思えますけども、これもっと積極的に村のほうから、大町保健所を含め、県に対して積極的にこういうのをつくってくれませんかという話を持っていくことはやれないでしょうか。どういう気持ちでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** ちょっと現段階でやるつもりかどうかというところで、箱根の事例に関して詳細が分かりませんのでお答えしかねる部分ではありますけれども、尾川議員がおっしゃるように、実際に誰が管理しているか分からない施設に対して、管理者が誰であるかということが、何かのトラブル等が発生したときにその当事者に知らせられる方法というのは、先ほど言った住民福祉という観点からも安心安全という意味から必要であろうというふうに感じますので、その手段が今おっしゃったようなものがないかどうかということに関しては、ちょっと検討させていただきたいと思えますけれども、一つの事例として今日ご紹介いただきましたので、我々のほうでも箱根の事例を

実際調べまして、またちょっと実際に恐らく課題もあろうかと思しますので、例えば番号が本当に載っていたはずら等がないかですとか、そういった問題も含めて効果といったところも聞く中で、検討はしていきたいというふうに思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** それで、次に8番の質問で、住民税の話を書かさせていただきました。これは実は今、条例の話まで飛んじゃって話したんで、条例とかつくればいいんじゃないかということは一番簡単な解決方法、僕が自分なりの思うのは一番簡単な解決方法なのかなと思います。

だけでも、そこまで行かないのであれば、どうやって連絡先、今、観光課のほうで7割近くは把握し始めたというふうになっているんですけども、もっと積極的に100%に持っていくためにどういうふうにやっていけばいいのかなというところで、住民税のことを調べる。納税者が本当に納税しているのかとか、納税義務があるのに納税していない、申告していない人たちを把握するために、税務の関係で調べる権限が多分強いと思うんです。調査権があると思います。それでしっかりどういう業者が入っていて、どういう個人が利益を生んでいて、だけれども税金を納めていないんだよというところをしっかりと見れるんじゃないかなと思うんですけども、そこで住民税についてちょっと入れさせてみました。

ちょっと話はそれるんですけども、今回観光財源の確保のために、この秋から観光財源確保の検討委員会が始まりましたし、観光地経営会議ではその用途を決めるようなことも始まっています。で、前回議論になった宿泊税とかというところもまだ残っていますし、もちろん未来観光税というのか、あと登山協力税とか、ふるさと納税とかいろいろな財源を探しているところだと思います。

結構私が知る限りのところの宿泊業をやっている方々に聞くと、やはりそのコテージとか、所有者が分からないような宿泊施設が、本当に納税しているのか、ちゃんと村は取り立ててくれているのかというところが、結構みんな言うてくるのです。そこをしっかりとクリアにして、しっかりと取れているんだよということを言ってもらわないといけないのかなと思います。

固定資産税については結構いい形で取れているというふうには聞いています。じゃ住民税のほうはどうなのか。住民税も個人の住民税と法人の法人村民税ですかというのもあると思うんですけども、その辺の徴収率というのはどのぐらいあるんでしょうか。お願いします。徴収率。

**議長（太田伸子君）** 数字ですけれども大丈夫ですか。山岸参事兼税務課長。

**参事兼税務課長（山岸茂幸君）** 通告書に徴収率についてはございませんでしたので、当然調べてきておりません。

それから、先ほど村長答弁にもありましたが、個人住民税につきましては賦課期日が1月1日現在でございます。ですので、1月2日に白馬村に転入してきた場合については白馬村には課税権が生じません。ただ、そこで実態的に、客観的に白馬村に住んでいるという証明ができるものがあれ

ば、白馬村に課税権が来ます。これについては、客観的なものが何かということが非常に難しいです。その辺を調査する必要があります。

続いて法人村民税ですが、村長答弁にもありましたように、恒久的な事業所または事務所を有する場合、国内法人となって、均等割及び法人割を納税する義務が生じてまいりますので、実態よりもこれは固定資産税とも関連してきますので、そういった中で建築確認申請があった場合、営業物件であれば法人住民税の担当者と家屋の担当者と連携しながら、法人の設立届を出していただくというようなことで、連携して課の中では行なっております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** 税金のことは僕もいろいろ調べましたけど、やっぱり非常に難しかったです。だけど、やはり例えばよく聞くんですけども、よく聞くというよりも実際あるというふうに聞きましたけども、あるAという宿があります。明らかにお客さんが入っています。もちろん旅館業法の許可を受けています。だけどそれが本当に納税しているのかということは分からないと。実際、普通の周りの人たちは分からないです。それが例えば3月になってすぐに外国の方で帰っていらっしゃると。あそこの宿は全然払ってないんじゃないかなという疑惑を持つということもあると思います。

僕もその話を聞きました。こういうことって調べるのは白馬村の税務課に言ったほうがいいのか。大町税務署に言ったほうがいいのか。どうしたらいいんでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。山岸参事兼税務課長。

**参事兼税務課長（山岸茂幸君）** 基本的に、個人の所得税関係であれば、一番は税務署、場合によっては国税庁と、また関東信越国税局もありますので、国税当局へ行っていただいたほうがいいのではないのでしょうか。

我々も住民税の申告については、所得税の申告データを頂いて住民税の課税をしておりますので、その点は国税ということも念頭に置いておいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。尾川議員。

**第6番（尾川耕君）** 税の関係については国税もあるし県税もありますし、あちこち分かれています。基本的には申告制なので自己申告しないと本当に分からないということだと思います。

けども、村には最低、法人の場合ですと法人住民税が入ります。最低価格は5万円というふうには書かれてあると思うんですけど、5万円の払っていない人たちが100件あれば500万円ですか、微々たるものなのか、これを微々たるものと言わないのか。たとえ10件、50万円でも、もらうべきなのか、もらうべきではないのかというところは問われてくるのかなあと感じます。それをしっかりやっているんだよという姿勢を見せれば見せるほど、他のしっかり納税している宿泊



業者の人たちは納得感を持っていろんな議論に参加できるのかなと感じます。

なかなか難しい問題なんですけども、地域の住民が心配なく生活できる、安心安全に暮らせるような地域にしていくためには、やはりどこにどういう宿があって、どういう経営者になっているかということをしっかり見せれるような状況、役場に言えばすぐに連絡が取れる。もしくは、先ほど箱根町であったように掲示していると。それは非常に分かりやすいと思います。

やっぱりフロントがなくて本当に、これは9月の一般質問でも言いましたけども、災害に遭ったときに誰が10分間で駆けつけてくれるのかという情報が、しっかり周りに分かっていないと、いや、ここの宿のお客さん何か20人も30人もいるけど、どうしたらいいんだって周りの人がすごく悩むと思うんです。それをしっかりサポートできる体制をつくっていくのがやはり行政の役割だと思います。

前回、この10月ですか、ベスト・ツーリズム・ビレッジというのに選ばれました。すごいそれは誇りに私も思います。その中では、やはり住民の生活環境をしっかり守って観光客を迎え入れるというふうにうたわれております。そのベスト・ツーリズム・ビレッジの名にふさわしいような地域づくりを進めていってほしいと思います。

そして何より地方自治法のその第1条の2というところの住民の福祉の増進に努めるというのがやはり地方自治の根本だと思いますので、それに進むように求めて私の一般質問を終わりたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第6番尾川耕議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月7日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、明日12月7日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時58分

令和5年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和5年12月7日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

## 令和5年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和5年12月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建 設 課 長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	内山明子
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（太田伸子君） ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第4回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。4名の方の一般質問は昨日終了しておりますので、本日は4名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

第10番（加藤亮輔君） 10番、日本共産党、加藤亮輔です。

今日は、朝起きたら雨が降っているということなんです。この時期、雨が降ったり雪が降ったりするんですけども、やはり白馬村にとっては雪が降ってほしいなと願っている人が多いと思います。そういう中、この12月の初めにアフリカでCOP28が開かれました。日本もちろん参加しているんですけど、その中でまた不名誉といおうかパロディ的な化石賞を4年連続で受賞したというような記事も載っています。この温暖化の問題、やっぱり真正面から真剣に取り組んでほしいと願っています。

そういうことで、私の一般質問を始めたいと思います。

今回は、村民要求を実現する予算の作成についてということで質問します。

昨年2月、ロシアのウクライナ侵略に驚き、早く終結してほしいと願っている矢先に、今度はイスラエル・ガザ地域でジェノサイドを思わせる悲惨な戦争が始まりました。歴史の教訓も文明の発展も命の尊厳さえも否定した行為に暗たんたる思いです。

日本も戦争を放棄し、戦力の保持を認めない憲法9条を持ちながら、中国脅威をあおり、軍事費を5年間43兆円に引き上げることをアメリカと約束するなど、国会を無視し、また政治の信頼を損なう不祥事件が多発しています。最近では、派閥のパーティー券による政治の裏金作りが問題になっています。

一方、暮らしは物価の高騰と格差の拡大で生き苦しさを訴える声が広がっています。政権は、新しい資本主義、異次元の少子化対策などと言葉を並べるだけで心に響く中身はありません。公正な政治と公平な経済運営をしない限り、未来は開かれませんが、みんなが平和・人権・民主主義について声を上げるときではないでしょうか。

このような状況の中、白馬村の来年度の予算編成作業が始まり、令和6年度は5年度同様ゼロカーボンビジョンの推進など6つの柱を掲げ、各課で議論が始まっています。

そこで、私からも提案を交えながら以下4問質問します。

1、2022年度の日本の出生数は77万人、合計特殊出生率も過去最低の1.26%でした。白馬村の少子化の影響が広がる中、来年度も子育て支援・少子化対策を重視する事業が充実されると思います。その中、現在の小中学校の学校給食費の保護者負担額への補助は1食につき、小学生10円、中学生20円を実施中ですが、まずはこの補助額を小谷村、松川村、池田町で実施している5割に引き上げる予算にすべきと考えますが、見解を伺います。

2番目、国は未就学児に限り、国民健康保険税の均等割を5割に軽減しました。さらに、18歳未満の子供への医療費助成を独自に行なう自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額するペナルティーを廃止すると宣言しました。村は、これを機会に均等割を18歳未満の子供まで拡大して免除する、そういう子育て支援・少子化対策の充実を図っていただきたいと思いますが、見解を伺います。

3番目、会計年度任用職員制度は全国の非正規職員の待遇の改善と均一化を目的にした制度です。そして、今や会計年度任用職員がいなければ事業が進まない状態です。制度導入から4年になりますが、改善のスピードが遅く感じられますので、そこで質問します。

まず、導入の目玉であった期末手当の支給について。1、常勤職員との差は縮小したのか、令和4年度及び5年度の年間支給月数比較を伺います。また、来年度から支給の勤勉手当を来年度予算に計上するのかどうか伺います。

4番目、ゼロカーボン政策は待ったなしの重要課題です。来年度の削減目標は、何トンCO<sub>2</sub>ですか。また、そのための事業計画と予算規模を伺います。

4点、よろしくをお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、加藤亮輔議員から村民要求を実現する来年度予算の作成について4項目のご質問を頂きましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、小中学校給食費の助成を引き上げるべきと考えるが、その見解はとのご質問にお答えいたします。

この件につきましては、令和4年第3回白馬村議会定例会で加藤議員より同様のご質問を頂き、

「財政状況等を総合的に勘案して判断する必要がある」と答弁しており、そのときに加藤議員からは「近隣との差を縮めるべき」とのご提言も頂いています。

給食費の無償化は、小規模自治体ばかりでなく、東京23区でも多くの特別区が無償化を導入予定と報道されたことは記憶に新しいところです。この大北管内で無償化を実施している市町村はありませんが、町村では池田町と松川村が約70%、小谷村が50%の補助をしていますので、比較すると白馬村の補助は少ない状況となっています。

学校給食費は、学校給食法の規定により人件費以外の経費が保護者負担とされており、白馬村ではそのうちの食材料費のみを保護者に負担していただいています。また、多くの自治体も同様となっています。

令和4年度決算からの数値ですが、白馬村ではその保護者の皆様の負担分に、さらに地産地消を推進する費用として1人1食当たり小学生10円、中学生20円と学校休業に伴う欠食分などを公費負担しています。その総額が438万円余りです。また、低所得世帯等へ就学援助費として380万円余りを支給し、第3子の給食費の277万円余りを減免しています。

その上で、50%の補助金を試算すると、小学生で約1,017万円余り、中学生で744万円余り、合計1,761万円余りが必要です。以上、全て合計すると2,856万円余りの公費負担となります。

給食は児童生徒の健全な身体発育や食を通じた教育につながるものであり、財政事情による自治体間格差が生じないように国が制度するのはよいと考えておりますが、令和6年度当初予算編成も作業が始まったばかりでありますので、予算の配分を総合的に精査する中で判断していきたいと思っております。

2点目の、国民健康保険税の18歳未満への均等割の軽減の拡大についてですが、現在の制度は未就学児の均等割の5割軽減の措置が実施されています。この減免を実施した分は、法定繰入れとして補填することが認められており、国・県・村の負担金を繰り入れることができます。

この未就学児の均等割5割軽減をさらに18歳まで拡大するとのご提案ですが、軽減を行なうことによって、確かに国民健康保険加入者にとっては負担軽減となることは間違いのないところです。しかし、この軽減の拡大を行なった場合、国・県負担分のない村単独の繰入れを行なうこととなり、会計上の取扱いが赤字補填目的の法定外繰入れ扱いとなります。

この法定外繰入れを実施した場合、県の交付金に影響が出ることが想定され、国保会計全体で見した場合、国保会計の財政を圧迫することが懸念されるので、これを行なうことは得策でないと考えます。また、国民健康保険は現在長野県が財政運営の責任主体となり運営しており、制度の県下統一に向けての協議を進めているところですので、この段階で独自の制度を取り入れることはその流れの停滞を招くことになりかねないため、ご提案は現時点では採用しない方針でございます。

3点目の、会計年度任用職員の期末・勤勉手当に関するご質問にお答えします。

会計年度任用職員制度については、議員ご指摘のとおり、非正規職員の任用の適正化を目的として令和2年度から導入され、その際に期末手当の支給が可能となりました。また、令和5年の地方自治法改正により令和6年度から勤勉手当の支給も可能になったところであります。

そこで、まず期末手当の支給月数についてお答えいたします。常勤一般職員との年間支給月数の比較でございますが、まず令和4年度につきましては、常勤職員が2.4月、会計年度任用職員が1.45月で差は0.95月となっております。また、令和5年度につきましては、給与条例改正後の数字となりますが、常勤職員が2.45月、会計年度任用職員が1.45月で差は1.0月となっております、差は縮小されてはいません。

次に、来年度予算への勤勉手当の計上でございますが、勤勉手当の支給に当たっては会計年度任用職員に対する新たな人事評価制度の構築も併せて必要であることから、現在支給時期については検討中であります。そのため、来年度当初予算への計上は、現段階でお答えできる状況ではありませんので、ご理解をお願いいたします。

最後に、来年度のCO<sub>2</sub>の削減目標とそのための方針と予算規模のご質問ですが、本村が策定しています二酸化炭素の削減目標は、令和4年1月に策定した白馬村ゼロカーボンビジョン、白馬村気候非常事態宣言に向けた基本計画に掲げるとおり、2050年のゼロカーボンの実現に向けた計画目標を示しています。

2016年時点における白馬村の温室効果ガスの排出量は、宿泊・家庭・運輸など7つの部門の合計で11万3,358トンとされていますが、計画目標ではこれを再生可能エネルギーの導入による域内自給率の向上や省エネルギーの推進、サーキュラーエコノミーなどの地域経済循環の仕組みを構築することなどの取組により、2050年に1万8,292トンまで温室効果ガスを削減したいという目標を立てているところです。

この目標達成には、当然のことながら村民一人一人や村内の事業者、行政が一丸となってEV車への買換えや再エネの導入、ZEH・ZEBなどの断熱化の促進などといった積極的な取組を推進することが不可欠であり、まさに待ったなしの状況だと認識しています。

一方で、短期・中期的な取組方針と目標値及び行政が取り組むロードマップについては、このビジョンにひもづく行動計画を示す指標が定まっていないことから現在のところ未策定でありますので、ご質問の来年度のCO<sub>2</sub>削減目標の数値を現時点で申し上げることはできません。

この具体的な取組方針を盛り込んだロードマップの策定については、今月中旬に着任予定の環境専門人材を中心に、削減目標を含め、策定してまいりたいと考えています。また、事業計画と予算規模につきましては、来年度予算編成の基本方針に重点的かつ積極的に取り組むべき事業の一つとしてゼロカーボンビジョンの実現に向けた取組の推進を掲げ、庁内横断的な取組を推進していくように全職員に指示してありますので、今後予算編成作業の中で精査してまいりたいと考えています。

以上、加藤亮輔議員のご質問に対する答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 答弁ありがとうございました。今回、皆さんに資料を渡しました。この資料は、やっぱりこの1時間を有意義に使いたいという思いから、私の考え方とか、どういう資料を使ったとか、どういうことを議論したいとか、そういうものを書き込んであります。また、その資料を使いながら質問していきたいと思います。

まず、1番目の給食費の問題です。

答弁にあったように、前回の答弁の中で「財政状況を鑑みて今後内容を拡大していく、考えていく」という答弁でした。そういう中なんですけども、実際問題はこの無償化の問題が全国的な広がりが私が考えている以上に広がっているということで、改めて問題提起したわけです。

ちょっと変えてここのところの状況を説明しますと、1番最初はこれ文科省が学校給食の無償化などの実施の状況を調査した。そのとき、これは2018年時点での小中学校の完全無償化の自治体が76あったと。それ以外に、一部補助している自治体が四百数十あったというところをベースにしています。

その76が、4年後の2022年、これは新聞赤旗の調査なんですけど、小中学校の無償化が約3.3倍の254自治体に拡大していると。そして、今年の調査では491自治体まで広がっていると。

先ほど答弁にもありましたように、昔は少子化対策とか移住対策というような名目も含まれて小さな自治体で行なっていましたが、今や青森市、270万都市の大阪市、それから奈良市、高松市、それから那覇市でも実施しています。だから、そういうもう移住対策のレベルではなくなってきた。

本当に住民要望が強くて、少子化対策にもなるし、それから子育て支援対策にもなるし、非常に重要な事業だということで広がってきたと思うんです。

資料を、2ページ開いていただければ分かりますけど、自民党の幹事長でさえもこの1の1の写真で、産経新聞からこれ抜粋したんですけど、自民党でさえも考え始めた。そして、政府にも提案していきたいと言っている。それから、その下は小谷村でこのような形で、今まで2割規模の補助額を5割に拡大したというような形です。

そういう流れが出ていますからね、財政状況をももちろん考えるんだけど、その中で上位に優先する項目だという考えがあるんか。それとも、今までと同じようにレベルで考えるこの事業内容なのか、その辺のちょっと違いを教えてくださいたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 昨日も同じような話が有機給食というところで出たかと思うんですけれども、子育て支援、やはり私も重要視しておりますし、全国的に給食に関する無償化の動きがあるということは承知しております、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、本来全ての子供に安心安全で、また十分な栄養を取れる給食をとということであれば国が実施すべき施策だというふうに考え



ていることに関しては変わりはありません。ですので、そういう意味での重要性という意味では、やはり優先順位としては高いものだというふうに考えております。

ただ、それを一自治体としてやるとなった場合に、白馬村の他自治体と比べて様々にある状況の中で、今までよりさらに優先的に考えるかどうかというところに関しては、今までも大事な項目だとは考えていたとは思っております。その中で、今後も検討していくことになるかと思いますので、今までと比較してより重要かどうかというところはちょっと表現の仕方が難しいですけれども、子育て支援ということが重要ですし、子供の健全育成ということは重要だというふうに考えているといったご回答をさせていただきたいと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 行政の立場からいくとそういう答えになるかと思いますが、先ほども答弁の中でもありましたように、もう一つ重要なのはこの大北地域で考えた場合どうなのかと。

御存じのように、松川、池田は今年から1万円引き上げて61%から78%へ補助額を拡大したと。それからもう一つ、小谷村は、先ほども言いましたけど、2割の補助額から5割へ拡大したと。白馬村は、どちらかというとその保護者負担という観点からいけば5%程度というのが実態です。

それで、前任の教育長からも、「あまり地域で格差が拡大するのはよろしくない、なるべく縮小したい」という答弁が前回のとき頂いています。そういう中で、やはり今回何もやらないと、前よりこの格差が拡大するのは明瞭なんですよ。やっぱり、少しでもその辺に追いつくような足がかりのためにも何らかの手を打っていただきたい、そういう予算を組んでいただきたいと思います。そこは、もうお願いにとどめておきますから、十分に考えていただきたいと思います。

次に移ります。

次に、国民健康保険の均等割が未就学児に限り、2分の1になりました。それで、国民健康保険料というものをちょっと見ますと、これは生まれたばかりの赤ちゃんからも保険料が発生するというのがこれ均等割です。その均等割が、2分の1になりました。なったんですけども、白馬村の場合、1人出産するとその均等割は私の計算では、これ5割軽減世帯の場合をちょっと例に挙げますと、国保の均等割医療分が1万6,900円、それから後期支援金が1万2,300円で、合計2万9,200円になります。5割軽減世帯ですから、半額の1万4,600円。それに未就学児がまた2分の1になりましたから、2万1,900円支援されると。残り7,300円が、1人子供が生まれると国民健康保険税に上乗せされるというふうに私は計算しましたが、まずこれが合っているかどうか、ちょっと答弁願います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。堤住民課長。

**住民課長（堤則昭君）** 5割軽減世帯についてのみ言えば、ただいまの計算で正しいかと思えます。

**議長（太田伸子君）** 加藤亮輔議員。

**第10番（加藤亮輔君）** それで、1人生まれた場合、先ほど言いましたように7,300円なんです。これが、はっきり言えば未就学児だけなんです。小学生、中学生、高校生と3人いれば、この未就学児の5割軽減は適用されない。小学生以上3人の場合、1人1万4,600円で、3人いれば4万3,800円の均等割が交付されるという形になっています。それ以外に所得割なども平等割もありますので、もっと高くなりますけど。

そういうふうに、均等割というのは赤ん坊でさえもお金を取るという、そういうちょっと理不尽というか、の制度です。だから、この均等割という制度は、ここにいる皆さんの共済健保というか、公務員の方が入っている健康保険。それから、一般社会人が入っている保険、健康保険についてもそういう制度はありません。

だから、そこは払わなくてもいい、所得割のみで払うという形になっていますから、この医療保険については国民健康保険だけ飛び抜けて普通の保険料よりも大体1.3倍から1.4倍の高い料金なんです。だから、なるべくそこを縮めるためにも、均等割を縮小していくというのは非常に私は重要だと思うんです。

そういう中で、具体的に均等割を軽減した場合、まずこの未就学児の均等割を今5割軽減されています。それを10割軽減した場合、白馬村は総額でどれぐらいかかりますか。また、先ほど言いました未就学児以上の小学生から18歳の子供までが5割軽減した場合、未就学児と同じように。その場合は、総額幾ら必要か教えてください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。堤住民課長。

**住民課長（堤則昭君）** それでは、お答えさせていただきます。

まず、就学児から18歳以下の被保険者に対する均等割を5割の現在の未就学児と同様に軽減した場合の追加負担についてお答えさせていただきます。この場合、18歳以下の被保険者が現在286人ということで計算させていただいておりますが、それを対象にした場合167万4,620円、概算で算出しております。

さらに、現在5割軽減をかけている未就学の被保険者数に係る均等割額、これを10割にした場合、さらに追加で82万6,360円の追加負担になります。

以上でございます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 今答弁いただいたように、未就学児を10割にした場合82万円、それから18歳までを半額した場合は167万円ではないでしょうか、167万円ということです。そう大きなお金ではないと思います。

それで、だったらその財源をどこから出すかということなんだけど、国民健康保険には財政調整基金の残高があります。この表を見ていただければ分かるように、この次の2の1の中ほどに基金保有額が1億9,070万円あるというふうに決算報告で出ています。

この財政調整基金ありますけど、この財政調整基金はどなたが納めた額なんですか。まず、そこからいきましよう。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。堤住民課長。

**住民課長（堤則昭君）** 被保険者が納めた保険料、あと一般会計からの繰入金含めての額になります。

**議長（太田伸子君）** 加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** だから、被保険者が納めた、要は国民健康保険にかかっている人たちが保険金を出し合って長年かけてたまったお金が1億9,000万円あると。そのお金を、先ほど言った82万円と167万円に充当すれば十分私はできると思うんですね。

それを、一般会計と関係なく、そこは国民健康保険特別会計の中でやれますから、それをやるような来年度の予算立てをお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。堤住民課長。

**住民課長（堤則昭君）** 単に数字だけを見れば、確かにこれだけ基金があるから使えばいいじゃないかと、そういうふうに見えるのはごもっともかと思います。ただし、当初の村長答弁で答えましたとおり、これは法定外繰入れということになって、そうするとやはり今後の交付税等に対して影響を及ぼすと。

国民健康保険事業自体が、お医者さんにかかる方もかからない方も平等に保険料をご負担していただいている中で、その運営の経営の健全性、これが最も求められているわけですね。そうすると、国保財政自体が破綻してしまった場合、大病にかかった方が多く発生したとかで支出が一時的に多くなるとか、そういった場合に安心してお医者さんにかかれなくなってしまう。そういった事態を回避するためにも、独自のこのお金の運用というのは規制するべく、法定範囲というのが定められております。

つまり、法定で認められた範囲内であればこれを使ってもいいんですけども、それ以外で使う場合、そのそれぞれの国保事業がそれなりの潤沢なお金があるんだなというふうにみなされてしまうと。そういった結果、県への交付金等が減らされる可能性も懸念されています。

そうした場合、御存じのとおり、県下で統一した国保制度を整備するに当たって全体の足並みがそろってこなくなってしまうということが懸念されますので、現段階でこの基金を繰り入れることは特策ではないのではないかと私どもは考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 法定外繰入れの問題になってきましたけども、法定外繰入れというのは駄目なもの、それからいいと厚労省からも認められているものがあります。

それで、認められているものについて言いますと、要は決算補填など以外の目的で使うのはいい

よと。その中に、保険料の減免などに充てるものとか、地方独自事業の波及増補填などにするものとか、健康保険費に充てるもの、それから直営診療施設に充てるもの、基金積立て、返済金その他というふうになっています。

また、駄目なものは、先ほど言いましたように、決算補填などの目的で、要は過年度の赤字を解消するだとか、累積赤字補填のためとか、公債費、それから借入金の利息に払うとか、それから保険料の負担を緩和するための前期介護納付金のものに使うとか、そういう感じでこう厳格に決められています。

それで、今医者や団体の厚労省と、この財政調整基金の問題なんかはどっちに行こうかということとで話合いの途中ですわね。途中の中で、いろんな自治体はその基金を使ってもう実際未就学児以上18歳まで実施している自治体が22か所でしたかね、あります。

だから、その補填だから駄目だというんじゃなくて、そういうことをやっている自治体があるし、先ほど言ったように、この保険によってそういうあまりにも大きな差があるのはよくないということで、私はそういうところから手をつけて減額していくべきだと。十分に保険者が出したお金が1億9,000万ありますから、それを使うんだというのはやぶさかではないだろうというのが私の考えですから、もう少しちょっと調査・研究して、この3月予算に間に合うように研究していただきたいと思いますが、研究する考えはあるかないか、もう全然考えがないか、その辺の判断だけお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。堤住民課長。

**住民課長（堤則昭君）** 議員おっしゃるとおり、やり方に関してはいろいろ工夫できる選択肢があるのかなとは思っております。现阶段、担当者のほうも上部団体等と打合せをする中で、できる方法はいろいろと研究している最中でございます。

また、一般会計との調整部分もございますので、今後それについては検討は進めたいと思っておりますが、来年度予算というところとちょっと時期的に難しいのかなという感想です。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか、加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** では、続きまして、会計年度任用職員についてお聞きします。

先ほども言いましたように、やはり会計年度任用職員、昔嘱託職員とか臨時職員とかそういう形で言われていました。それを、全国的にやっぱり処遇というか待遇が非常にばらばらになってきたと。そういうことを、全国的に会計年度任用職員という名前に改めて、全国どこでも一緒のような待遇にしていくよという形で始めた制度だと思います。

その制度の中で、あのとき総務省なんかが一番目玉にしたのは、この今まで払っていなかった期末手当を会計年度任用職員制度ができたから払うようにしますよというのが大きな話題になりました。

その話題になった期末手当が、先ほど言われたように、白馬村の場合は常勤の人が2.4で会計

年度任用職員は1.45と0.95の差がある。今年については、常勤が2.45で会計年度が1.45と1の差が拡大したということになっています。そういう答弁でした。

それで、資料の10ページ。これは、令和2年に総務省が出した通知です。この中ほどに黄色で線を引きましたけども、大体常勤の待遇と同じような待遇に下さいよと。そういう月数で格差をつけるようなことはやめなさいよというようなこの通知です。

それで、この次の11ページのところにその辺のことが、具体的に会計年度任用職員の給与水準については基本的に当該会計年度任用職員の職務と類似する職務を有する常勤職員の給料月数を基礎として考慮すべき。これと異なる取扱いを行なっている団体は、適切な処置を講ずることということが通知で出ています。それなのに、前もこの問題質問して是正してくださいねというようなお願いをしてあるんですけど、今回差が拡大したということについて非常にちょっと遺憾な思いなんです。

だから、こういう通知について村は、村でどうにでも判断できるようなこの通知なのか、なるべくこの通知については守るとするのが自治体の考え方なのか。それをまず、こういう文書についての取扱いはどういうふうな判断なのか、ちょっとお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中総務課長。

**総務課長（田中克俊君）** お答えいたします。

総務省のほうからこういったことが技術的アドバイスということで通知が来るわけですけども、我々の業務は全てこれに基づいて行なっているところであります。ただ、あくまでもアドバイスということですので、完全にそれに沿う、沿わない、それは自治体の考えかと思いますが、特にこの人事行政という部分についてはある程度の公平性というものも当然ございますので、これに沿っております。

村長答弁の中で、令和4年度との比較というところでの通告だったものですから、あくまでも令和4年度の比較というところで言いますと差は縮まっておりませんが、会計年度任用職員の制度が始まったときの差で言いますと1.1月あったわけですが、差が。それが、今回人勤の関係で正規職員は0.5上がりましたけれども、差は1ということで当初から比べると縮まっているというところでございます。

先ほど、加藤議員この令和2年通知のところを参照されましたけども、ここに書いてございますのは正規職員のいわゆる類似する職務に従事する常勤職員の職務の給の初号給の給料月額を基礎としてということであつておまして、我々フルタイム会計年度任用職員の給料表を定めておりますけれども、これは正規職員の行政職1表、これと全く同じものを使っておりますので、ここの国の指導のとおり今やっているところでございます。

期末手当の率につきましては、これは今加藤議員おっしゃりました文書をもって書いてありますけれども、職務上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべきものということござ

いまして、我々の会計年度任用職員の期末手当の率につきましては、当初の制度設計では正規職員の再任用職員の期末手当の率と一緒にスタートさせたというものでございます。

会計年度につきましては、1.45というのは制度当初から変わっていないですけれども、再任用の正規職員につきましては当初が1.45、同じだったんですけれども、実際1.35に下がり、今回の人勧で上がったんですけれども1.375ということで、現在では会計年度の期末手当の率のほうが正規の再任用よりも上を行っているというところでございます。

以上でございます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか、加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 答弁いただきましたけれども、私としては納得できないという答弁でした。

それで、資料12ページの3の3を御覧ください。

この3の3の表は、会計年度任用職員の処遇について全国の自治体の一覧表がホームページに載っています。1つの自治体でも、保育職と一般事務、それから図書館関係の会計年度職員というふうに区分が分かれていますから、1つの自治体に多いところは10項目ぐらいの取扱いの違いが載っている自治体もあります。だから、1,700の自治体だけでなく、4,000ぐらいの数がそのグループ分けがされています。

それをずっと調べますと、次の3の隣に書いてある3の4がその一覧表の中の期末手当の年間支給月数と書いてあるやつを全部これをちょっと長野県だけまとめました。長野県だけでまとめて、これは平成4年の12月27日現在の資料です。

ここに書いてあるように、2.40の真ん中の斜線のところ、これが人勧のほうと言おうか、標準月数です。この標準月数が、44自治体あります。それについて、白馬村は上の1.45で信濃町と白馬村が1.45です。村としては、一番少ないということになります。

その下今度見ていただくと、南箕輪村は2.60です。南箕輪村は2.60で、普通の常勤職員よりも0.2いいという支給をしています。それはなぜかという、この一覧表の中にコメント欄があります。そのコメント欄に、一応こういうふうに書いてあります。南箕輪については、会計年度任用職員の採用を有利にするために常勤職員よりも多く2.6支払っておるというふうに書いてあります。

それから、その上の今度箕輪町について言えば、会計年度任用職員は勤勉手当が支給されていないので、常勤職員よりも0.05アップして2.45払っておると。

あとちょっとこれずっと見とって、ユニークなところは塩尻市でした。塩尻市は、保育職の会計年度任用職員だけ3.0払っています。ほかの会計年度任用職員は、全員2.0です。なぜこうしたかという、保育職の会計年度任用職員を採用するのにこのほうが有利だから、保育職だけ3.0にしたと。そういう具合に、いろいろな自治体が工夫をしていると。

だから、この一覧表を見ても分かるように、何年も1.45で続けるちゅうのは白馬の会計年度任用職員のモチベーションが私は下がると思うんですね。ほかの自治体は、みんなこうやってこの制度を始めるときに二、三年で一緒にしなさいよというふうな行動指針が出ています。もう二、三年たちましたから、もうそろそろ一緒にして同じような待遇で働いていただくというふうにはすべきだと思うんです。

この辺、村長にお聞きしますけど、非常にお金のかかる場所ですけども、やはりきちっと計算してどれぐらいかかるのかということは出ているんですか。まず、そこをお聞きします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中総務課長。

**総務課長（田中克俊君）** お答えします。

令和5年度の率でいきますと、年間の予算ベースですけど2,200万円程度、これが会計年度任用職員の期末手当にかかっている額でございます。ですから、そこから月数で割り返せば今年の金額についてはおのずと出てくると思いますので、それはすぐ想定できます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか、加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 今2,200万円ということは、あと1.0を上げるということは1.45ですから、あと1,000万ぐらいはかかるということですね。はっきり言えば、1,000万円でしたら。村長の決断によるんですけど、これを村の発展のためには補正をかけても1,000万、2.4上げるような議案をこの会期中に出して、会計年度任用職員を一般並みにするというのが私は今後の村づくりにとってもプラスに働くと思いますけど、村長ちょっと。急にこんなことを言われてはあれだけど、考え方をちょっとお聞きします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田副村長。

**副村長（吉田久夫君）** 若干事務的なところの話をさせていただきたいと思います。近隣であるとか、他の自治体の数値というのは議員集められた資料だと思いますけども、実態とこの数値が合っているのか、運用をそういうふうに行っているのかどうかというところは私も管内の市町村の中でお聞きしている中では実態は違っているというケースは実際にあります。

そこで、昨年的一般質問の中でもお話をさせていただいたとは思いますが、その基礎となる給与額といわゆる期末手当の月数、これは全体の金額として他の自治体に比べて著しく低いようであればこれは考えなければいけないというふうに思っております。この辺は、勤勉手当も含めて管内の市町村もどういうふうにするべきなのかというのは実務レベルのところでも話はしているところですが、なかなかこれそれぞれの自治体の財政状況によっても違いますので、その辺については精査をしていきたいと思っております。

先ほど、この今議会の中で補正予算というところまでは実務の作業が追いつきませんのでそれは非常に厳しいと言わざるを得ませんが、他の自治体等の実際の運用上を見ながらこれがどうなのかということについては、新年度予算に向けて作業のほうは進めたいと思っております。

ただ、やるかやらないかという話だけではなく、実態がどうなのか、その職務の金額がどうなのか。そこの比較を、まずは作業として実際に入っているということをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 議員のほうから私への質問ということでしたので、私のほうからご回答ということで。

詳細については今副村長が述べたとおりですけれども、やはり今会期中ということになりますと、大切な皆さんからお預かりしている税の中から出るものですので拙速な判断はできませんので、きちんと周りの状況の客観的な状況を把握する中で研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと5分30秒です。

**第10番（加藤亮輔君）** 続きまして、資料にある14ページの3の5。これは、やはり総務省から通知のありました勤勉手当ですね。勤勉手当についても、来年度から会計年度任用職員にも適用しなさいよという通知です。こういうところをきちんとやっつけていかなきゃ、だんだんますます格差が拡大しますのでよろしくお願ひします。

次のページの3の6、これはこの4月人勧が来られて、常勤職員については4月まで遡って遡及して給与を支払うというようになってはいますが、会計年度任用職員については遡及は全然なくて来年度から実施するよというふうになっています。このところについても、やはり常勤職員と同じような取扱いをしなさいよということが通知として来ていますから、それも考慮してやっていただきたい。これは、私からの願ひ方々、やるほうがいいと思うことです。

時間がありませんから、次の4つ目のゼロカーボンについて質問します。

18ページ、一番最後のページの手前のところです。上のほうが国の温暖化対策の目標値、4の1がそうです。4の2が、これ長野県の職員が率先して実行する計画です。それから、4の3が白馬村のゼロカーボンビジョン。49ページにCO<sub>2</sub>の排出量をどうするかというところが書いてある、先ほどの村長からの答弁にもありましたところです。

その中で、ちょっと赤字で書きました1番、合計2016年11万3,358トンCO<sub>2</sub>を減らすという目標の中で、長野県の場合、国の場合は46%の削減ですけども、県は60%削減するというふうに言っています。

それで、これを14分の1にすると、年間ここに書いてあるように4,858を削減せな目標値にはなりません。今まで、もう6年経ちました。それがどれだけ削減された、この11万3,358が今どれだけ減ったのかと。今後、この4,858ずつ減らさな2030年目標には到達しないと。



来年、この4,858トンCO<sub>2</sub>を削減するためにどういう事業をやって、それで事業費はどうかというところが抽象的な答えで何らかの射ない状況です。

そういう回答では本当に減るのか私は非常に心配なんだけど、本当に県が言う60%を2030年までに減らせることができるのかどうか。その辺の疑問をちょっと解消してください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中総務課長。

**総務課長（田中克俊君）** お答えします。

おっしゃるとおり、長野県につきましては2030年度で60%削減というところでございます。県のほうでは、2023年の11月にゼロカーボン戦略ロードマップというものを新たに出しております。これが何でまた出たかと言いますと、現在の削減の状況のまま進んでいくと2030年度に60%にならないと。126万トンが不足するということが分かって、それを2030年度に60%にするために新たに重点施策とかを設け、加速的にやり直すということでロードマップのほうを見直しをしております。

この見直したロードマップを見ますと、確かに2030年度に60%になっていると、そういうシナリオあるいは目標になっております。

村長答弁にもございましたとおり、これからGXの専門人材が参りましたら、我々まだそのロードマップ自体の策定にも入っておりませんので、今回この県が作り直した新たな加速的なもの、あるいは白馬村の状況、また国内の状況、これも大分変わってきておりますので、環境に関する意識も高まってきたということもございますので、至急このロードマップ作りをして、我々は2050年のゼロカーボンというところの目標しかありませんけれども、当然長野県の一員、構成メンバーでもございますし、リードしていく立場でもございますので、そういうことを踏まえてロードマップの作成に着手してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 質問時間が終了しましたので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 8番津滝俊幸です。

初めに、この機会に少し議会のほうからのコメントをしたいなというふうに思っています。昨日、HIS（白馬インターナショナルスクール）の生徒の皆さんが多数傍聴に来ていただきました。本当にありがたいなというふうに、議会に対して注目をしていただけるということは本当にありがた

いなというふうに思っているところではありますが、我々議会も議会改革を今肅々と進めておりまして、中学校、高校生の生徒を対象に模擬議会というものを企画しております。既に白馬中学、白馬高校ともに、ぜひ体験させていただきたいというような申出もありまして、来年度に向けてそういったことをやっていくつもりでおります。特に執行部の皆様には、また改めてそういったところでご協力を願うかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

さらに議会では、今まで意見交換会というものを実施しておりまして、1年に1回程度行なっておりますが、随時村民の皆様方からご要望があれば、そちらのほうに議会のほうからお出かけをして、いろいろご意見を賜りたいなと、意見交換をしたいなということを考えておりますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

冒頭、こういった機会に議会改革のことについて少し述べさせていただきました。

それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

令和6年度予算編成方針と重点事業について。

令和5年度予算は村長の公約に基づきながら策定されました。本年度は、まだ道半ばではありますが、次年度への継続事業や廃止事業などの精査を踏まえ、どのような予算編成方針で取り組むか。また、重点事業は何か。次のことについて伺います。

1、本年の基本方針はゼロカーボンビジョン、DX、子育て支援と少子化対策の推進が重点的かつ積極的に取り組むべき事項として掲げられていますが、その進捗と成果はどのような状況かお伺いします。

2、財源確保について、コスト意識による経費削減はもとより、事業執行に当たって既存事業の見直しを行ない、新たな財源を求め、新規事業を行なうとしていたが、その内容は何か伺います。

3、健全な財政運営のために地方債を抑え、新規発行債は元金償還額以下としているが、その状況はいかがかお伺いします。

4、様々な課題がある中、持続可能な村づくりとして、白馬の豊かさとは何かの具現策としてBTV（ベスト・ツーリズム・ビレッジ）の略とさせていただきますが、BTVへのエントリーと認証を行なったと推察いたします。それらを踏まえた、次年度へ向けての重点事業は何かお伺いいたします。

5、一般質問や全員協議会、常任委員会において各議員や議会から積極的な政策提言がなされています。その取扱いについて、次年度以降に事業化もしくは行政政策への反映をされていくのかお伺いをいたします。よろしくお願ひします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 津滝議員から、令和6年度予算編成方針と重点事業について5項目のご質問をいただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

1点目の重点的かつ積極的に取り組むべき事項として掲げた事項の進捗と成果についてのご質問

にお答えします。

初めに、ゼロカーボンの推進分野でございますが、当初予算の概要書、ざっくりさんで詳しくお示ししてあるとおり、総務課関係では、公共施設のEV急速充電設備更新事業やエコカー買換え補助事業、農政課関係では、犬川用水電動ゲート・小水力発電事業や森林整備事業、建設課では、ゼロエネ住宅普及支援事業を遂行しており、各課横断的に環境施策を進めているところですので、今回の質問に関する答弁では、主立った事業の進捗と成果についてお答えさせていただきます。

まず、公共施設のEV急速充電器更新事業については、道の駅白馬及び役場庁舎に設置した充電器が、設置からおおむね10年を超過し、耐用年数の超過による老朽化と性能の向上が課題であったことから、環境施策の取組の推進と併せて、設備の更新作業が進められております。

役場充電設備については、村が独自に設置した充電設備であるため、更新に当たっては、国庫補助を民間団体を通じて交付する補助金を申請し、9月中旬に交付決定を受けました。この決定を受けて、11月より、既存設備の撤去と新規設備の購入、設置工事を施工し、12月1日に工事の竣工となったところですが、新設備の稼働開始時期については、現在稼働に向けたシステムの調整中であり、12月中下旬の稼働を予定しています。

また、道の駅白馬の急速充電設備については、充電器設置加盟店契約に基づき、契約の相手方から、令和6年1月をめどに新規設備へ切り替えることが決定しており、現在施工計画に基づき工事が進行中です。村では、新設備の稼働開始後、既存設備の撤去をもって事業完了となる見込みです。

エコカー買換え補助事業については、11月末までに8件が交付決定となり、当初見込みの目標件数7件を上回る状況となっております。

犬川用水電動ゲート・小水力発電事業については、資材高騰の影響や河川法許可申請といった幾つかのハードルを乗り越える必要があり、事業の進捗は遅れているものの、今年度中の工事着手に取りかかれるよう引き続き取り組んでまいります。

最後に、ゼロエネ住宅普及支援事業については、国または県の補助事業を活用し実施した、住宅の断熱性能向上や再生可能エネルギー設備の導入に係る工事費の一部を補助する施策であります。12月に1件の申請予定はあるものの、いまだ交付決定の実績はありません。

ゼロカーボンの推進分野の主な事業の進捗状況は以上のとおりですが、その成果につきましては、ゼロカーボンビジョンの実現に向け、住民一人一人や事業者、行政が一丸となって取組を実践できる基盤整備と行動変容を促す仕組みづくりを構築している段階であると認識していますので、引き続きこうした仕組みづくりは単年度の事業実績を踏まえつつ、継続実施してまいりたいと考えています。

次に、DX推進分野の主な事業の進捗と成果についてお答えします。

令和5年4月より、DX専門人材として、菅DX統括監を配置し、小規模自治体と地方社会のデジタル化支援の推進に取り組んでいるところです。推進に当たっての庁内体制では、庁内横断的な

職員で構成するDX推進チームを立ち上げ、推進ロードマップの策定と具体的な推進手順について、白馬村スマートビレッジ推進計画として見える化し、庁内共有を図ってまいりました。

この計画に掲げ、実現に向けて具体的に動き出している成果としては、まずは、庁内DXを優先して推進することとし、令和6年度に向けて、紙文書をスキャナーで読み込み、書かれている文字を認識してデジタル化するOCR技術を活用した書かない窓口の実現、LINEを活用した施設予約や電子申請など行かない窓口の実現、文書管理や電子決裁及び契約の電子化など庁内業務の効率化の実現といった、大きく分けて3つの分野の実現に向け、導入に向けた制度設計について検討してまいりました。

現在までに、おおむね導入に向けたシステム等の使用や導入に係る経費の見積額が整ってまいりましたので、令和6年度予算要求に向けて準備を進めているところであります。

最後に、子育て支援と少子化対策の推進分野の主な事業の進捗と成果についてであります。

まず、3歳未満児の待機児童解消に向けた地域型保育事業の推進と、白馬幼稚園の支援についてですが、地域型保育事業の推進として、小規模保育施設であるサンライズキッズ保育園白馬園が、この12月1日に開園しました。これにより本村では、3歳未満児のお子さんを預かる施設が4か所となり、前年度より25名増の80名の3歳未満児をお預かりできるようになりました。また、白馬幼稚園職員1名分の人件費を補助することで、本年4月から、2歳児6名の白馬幼稚園入園を認めていただきました。これらの施策により、これまで未満児保育の需要が高まる冬期間に生じていた待機児童の削減を図ることができることとなり、年間を通じて保護者のご要望に対応できる体制につながるものと期待しています。

次に、はくばっ子応援交付金についてですが、子育て世帯を応援する交付金として新設し、このうち、小学校入学、卒業及び中学校卒業時の節目の時期に交付しましたお祝い金は、小学1年生50名の保護者に1人当たり1万円を6月に交付いたしました。今後は、3月に小中学校卒業生保護者に交付する予定でございます。

また、多子世帯出産応援給付金を第3子、第4子以上のお子さんのお誕生時のお祝い金として、本日までに第3子2名、第4子1名の保護者に交付しております。

次に、子供たちが安心して過ごせるための子ども第3の居場所の開設についてですが、公益社団法人B&G財団からの助成が決定し、11月27日に白馬村に来村していただき、助成決定書授与式を行ないました。B&G財団からの助成は、開設に要する経費と3年間の運営費助成となっております。交付決定を受け、現在は事業を行なうNPO法人KUMO Iが開所に向けて準備を進めているところです。第3の居場所の開所により、子供たちが安心して過ごせる子育て世帯の拠点となることを期待しているところです。

最後に、第3子以降の学校給食費無償化と学校給食食材の一部公費負担の状況です。

令和5年度第3子以降の無償化対象は54人で、無償化金額は315万280円となる見込みで

す。また、物価高騰により食材の単価も上がっていますが、保護者負担金と一部公費負担により、現在のところ必要な栄養価を確保しながら給食の提供ができていると教育委員会から報告を受けています。

2点目の既存事業の見直しを行ない、新たな財源を求め新規事業を行なうとしていたが、その内容は何かとのご質問にお答えします。

最初に答弁しました村長施策として重点的に取り組む分野におきまして、新規事業の創設や既存事業の拡充を庁内横断的に取り組んでいるところではありますが、今後もこれらの施策を推進していくためには、財源の確保が重要な課題であることは言うまでもありません。

一般財源は、税収が堅調でありながらも需要額に対しては不足し、厳しい状況が続いています。このような中で近年は、ふるさと白馬村を応援する寄附金、いわゆるふるさと納税によって集まる寄附金が年々増加しており、村の財政を支えています。積み立てた基金から各事業へ繰り入れる額は、令和4年度の2億5,400万円から、令和5年度は3億6,800万円と1億円以上増額しており、ふるさと納税による寄附金は重要な財源となっています。

一方、令和5年度予算における支出額は、令和4年度当初予算と比較し1億8,000万円の増額となっています。庁舎空調施設等リース料、スノーハープメイン会場の法面改修、小規模保育所等整備補助金、塵芥処理負担金、スクールバス運行、ウイング21改修工事などが主立った増額要因であります。

また、既存事業を見直しする以前に、老朽化する施設の改修やごみ処理に係る負担金などの対応に追われている状況であります。予算編成の上でも既存事業のスクラップは簡単でなく、結局は、既存事業に加えて新規事業を行なうことで支出額が増大しているのが現実です。

このような状況を踏まえ、令和6年度予算編成に当たって、既存事業の見直しについて例年に増して取組を強化するように、予算編成会議の折、全職員へ呼びかけたところであります。

3点目の地方債を抑え新規発行額は元金償還額以下としているが、その状況はとのご質問にお答えします。

地方債現在高はここ数年、新規発行債を元金償還額以下に抑えるといった予算編成方針の効果が現れ始め、将来負担比率が減少傾向にあるなど改善が見られたところであります。

しかしながら、神城断層地震以降の大型事業による新規発行債の元金償還が始まったことにより、実質公債費比率は上昇傾向にあり、元金償還額は若干減少するものの、この先数年は7億円を超える水準で推移する見込みです。これ以上の公債費の負担を抑制するため、また歳入の確保という観点からも、財源を安易に地方債に求めるべきではありませんが、財源とする場合は、交付税措置のある有利な地方債を利用し、持続可能な財政運営のため、地方債現在高の抑制を念頭に、引き続き新規発行債は元金償還額以下に抑えることを予算編成方針として示したところであります。

4点目のベスト・ツーリズム・ビレッジ認証を踏まえた次年度へ向けての重点事業はとのご質問

でございますが、UNWTO国連世界観光機関のベスト・ツーリズム・ビレッジ認証に際し、申請書類に記載する項目として、観光分野において地域が推進している最も創造的で革新的な取組は何かとの問いがあり、白馬村において、山岳ガイドや農家を営む地元民の家に登山やスキーの旅行客を泊めたことで、日本の民宿発祥の地として民宿文化がスタートしたこと。自家農園で栽培した地元米や野菜を使い郷土食を宿主自身が提供して、ローカルで家庭的なおもてなしによって多くの観光客に親しまれてきたこと。スキー場のコースが1900年代半ばに、地元の青年を中心に自ら切り開き、半世紀後にはそのコースで長野オリンピックが開催され、現在ではアジア最大のスキー場になっていること。そうした地域資源を生かす開拓者精神やおもてなし精神を、国際リゾートとなった現在も住民が持ち続け、地産地消の推進や自然環境の保全、地域文化の伝承をしながら世界中からお客様を迎え入れ、地元高校生へのフィールドワーク等を通じて、その精神を次世代に伝えていくことを記載しました。また、上記の取組に加え、選定基準の大項目のうち、文化資源と自然資源及び文化資源の振興と保全の項目において、塩の道沿線をはじめとした里山の史跡や歴史的建造物、文化を記載し、評価されました。このことから、美しい自然景観はもちろん、山岳、民宿、農業、スキー、里山文化といったものが白馬村の豊かさであり、優れた持続可能な観光資源として、国際的に評価されたものと言えます。

こうしたことから、観光において、今後重点事業として、これまで取り組んできたものに加えて、登山道整備や自然保護による山岳観光の充実、高付加価値化やおもてなし向上による宿泊施設の魅力化と文化継承、農業振興と観光とのさらなる連携、塩の道沿線の案内看板や施設整備などを持続可能な観光地であるための施策として考えています。

5点目の各議員や議会からの政策提言について、次年度以降に事業化もしくは行政施策への反映についての質問にお答えします。

まず、基本的な考え方について触れさせていただきますが、白馬村議会基本条例第5条で議会の活動原則を、「議会は、村民の意思を基礎とし、村の政策決定及びその事務に関して、監視及び評価機能を十分に果たすとともに、政策立案、政策提言を積極的に行なわなければならない。」と規定しており、さらに、同条例第10条、政策の提言は、「議会は、意見交換等で把握した村民の意見を、常任委員会等で検討し、村長等に対応を求めるとともに政策提言に反映する。」とも規定しております。

このように、政策提言につきましては、条例としての位置づけも意識し、定例会終了後には、提言や意見をまとめ、課長会議で資料として周知するなど、提言等のあった課に限らず、横断的な活用や情報共有をするよう心がけており、真摯に受け止めていることはご理解をいただきたいと思います。

次年度以降の事業化や施策への反映につきましては、先頃着手したばかりの令和6年度予算編成作業の中での作業を予定しております。各課における事業の見直しや新たな制度の組立て、そして

政策的経費として、理事者査定において判断することとなりますので、現時点で具体的な名称を申し上げることは控えさせていただきます。

なお、令和4年度決算において特に意見の多かった各種事業は、前例踏襲ではなく、検証の上、見直しなどを行なうことの点については、先ほども申し上げたとおり、厳しく指示したところです。

以上、津滝議員のご質問に対する答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 今、重点事業について、村長のほうから答弁をいただきました。特に、最後の我々議会と行政というか、村長は直接選挙で選ばれて、住民のそれこそ福祉に資する行動というか政策をつくっていくということになっています。最後の言葉、ぜひ、よろしくお願ひしたいなというふうに思うところです。具体的にこれということ、なかなか申し上げられないのはそのとおりだと思います。

掲げた重点施策について、それぞれ進捗状況を今伺って、まだ年度の半ばではありますので、全てが終わっているわけではありませんし、現在進行形というような形もありますので、このところについては、今の進捗状況を伺いたしたということでご理解いただきたいというふうに思います。

それで、特に、このところが一番大事なことなんですけど、国でもよく言われることなんですけど、コロナ禍で4年ぶりとかいうような言い方をしていますけども、村の経済が疲弊をしてきていました。今年から行動制限がなくなって、経済が潤沢に回るようになってきたのかなというふうに思っているところなんですけども、実際に、経済が本当に白馬村の中を豊かに回っている実感が、果たしてあるのかどうなのかと。村民の皆さんに。何かちょっとそのところが数字的に表すことは難しいのかなというふうに思うんですけども、村長自身、どのようにお考えになっているかなというふうに、まずは伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 実際に今、こちらで持っているデータとしましては、来客数というところですか、あとは各施設の売上といったところがあるかと思えますけれども、それらに関しては実際に上がってきているという状況がありますので、また、街なかを見ている中でもお客さん自体が増えているというのは、実感するところではあります。ただ実際にそれが、本当に地域内で全てのお金が循環しているかどうかというところは、なかなか見えてこない部分でもありますけれども、一つそれは、そういう意味では税務課が頑張っていたところもありますが、先頃、徴収率等の向上により県から表彰されたというところで見ますと、税の徴収率が上がっているということであれば、そういった滞納が減ってきているといったところは、一つ経済が回復してきている指標として見ることもできるのかなというふうには思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 今、最後のところで、税の収入ですか、が上がってきているという今お話

をお伺いしましたが、税務課長にお伺いするんですけども、言える部分と言えない部分というのがあると思うんですが、いわゆる調定で、昨年比で例えば何%ぐらいアップしているのかというのが、もし分かるようであれば教えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。山岸参事兼税務課長。

**参事兼税務課長（山岸茂幸君）** それでは、調定の関係ですが、村民税、これは個人村民税と法人村民税合わせてになりますが、前年度と比較しまして調定額2.7%増です。

それから、固定資産税につきましては、純固定資産税、交付金を除く分になりますと、こちらのほうは多少落ちましてマイナス1.5%。それから、軽自動車税については1.3%の増、タバコ税は調定の段階で3.6%の増、すみません、字が小さいものでよく見えなくて申し訳ないです。

それから入湯税については、現年度課税分については大きく伸びまして15.1%の増というような状況になっております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 固定が若干ちょっと下がっているということではありますが、総じて調定額が増えているということで、それは本当に、ある意味白馬村の経済の指数になるかなというところで、特にこれは来年度の予算に向けて、とても大事なことなのかなと考えているところです。

徴収率が現年度分上がって、県のほうからですか、表彰も頂いたということですので、ぜひ滞納にならないように、ぜひ徴収のほうはよろしくお願ひしたいなというところであります。

一番やっぱり重要度の高いのは、先ほどから話が出ていましたふるさと納税ということになっているんですけども、これは総務課長にお伺いするんですけども、やっぱりそうはいつでもこのふるさと納税というのは、返礼品が非常に重要な役割を担っているかなと思うんです。この返礼品が、村民の皆さんになかなかこう、ネットとかそういったポータルサイトなんか見ると、村外のほう出ているから分かるんですけど、皆さんになかなかこういうものが返礼品になっているんだよというのは理解しにくいかなというふうに思っています。また、来年度に向けて、プロポーザルによって新たな業者を今選定中ということでもありますけども、返礼品をもう少し内向きに、村内ですね、内向きにもっと理解してもらうために、こういったものああったもの、こういったものが返礼品になっていくんですよというようなことが非常に大事なかなと。

それから以前、物ではなくて、例えば品物の物という意味ではなくて、こと、例えば何かを体験するとかいうようなことになるかなと思うんですけど、そういったものを、やっぱりこれから返礼品としてつくっていくことが重要かなというふうに私は考えていますが、もう少し内向きにPR、外へも大事なことなんですけど、内向きにもっとPRするべきじゃないかなと思うんですが、そこらあたりはどうでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中総務課長。



総務課長（田中克俊君） ありがとうございます。お答えします。

ふるさと白馬村を応援する条例、こちらのほうでは、運用状況の公表ということを決めてございまして、公表のそのルールにつきましては、議会及び広報等で年度の終了後3か月以内に報告するというようになっております。毎年広報はくばでそのことは出しておりますけれども、本年度は6月号に1ページを押さえて、基金の運用状況あるいは寄附金の状況を報告しています。その中で、返礼品の内訳ということで、カテゴリー別に宿泊補助券、リフト券、白馬産米、特産品、体験チケットというようなカテゴリー別に分けまして、件数、あと寄附金額、こちらのほうを公表させていただいております。ちなみに、寄附金ベースでいきますと、令和4年度一番多かったものが宿泊補助券、寄附金額でいくと5,000万円余りになっております。逆に、件数ベースでいきますと、一番多かったのがオリジナルグッズ、件数で5,700件余りということになっております。

こういったざっくりした文字と数字だけの広報になっておりますので、こんだけ白馬のものが、魅力あるものが出ているんだよ、そのおかげで寄附を頂いているんだよ、また新たにこんなものも寄附にできたらいいじゃないか、返礼品にできたらいいじゃないのかというアイデアが湧くような見せ方、そういうことは非常に大切なことだと思いますので、心がけていきたいと思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 総務省のほうも、県外から持ってきたものを白馬産と称して返礼品にすることはもう駄目ですよ。やっぱりその地域にちゃんと根差した商品を開発して、もしくは作っていただいて返礼品に当ててくださいよというような今流れになっています。やっぱり魅力ある商品をいかに作っていくかということが、ふるさと納税の額を増やしてくると。今まで顕著にふるさと納税は伸びておりまして、平成24年から本年度までずっと続いていて、令和4年までのトータルの白馬村で納税していただいた金額は約28億に上ります。これはホームページ等々で見ただければ出ていることですので、28億のお金を白馬村に預けていただいたということは本当にありがたいことだなと思っています。さらに単年度でいけば、4年が5億3,000万ぐらい頂いていますので、これをもう少し上げていただくこと、これは大手を振って頂けるお金でありますので、ぜひそのところを魅力化を考えて、令和6年度に向かって対応していただければなと考えているところです。

よく、先ほども村長答弁の中でもありましたけども、新規事業をやるためには、なかなか企画の段階から財源がないということで、ある意味これは補助金というものを取りに行かないと、新たな事業は成り立たないというのが現状なのかなと私は考えています。

さきに私たち議会は、山形県の西川町というところに行きまして、もう本当にびっくりしたんですけども、町長さん、非常に若い町長さんなんですが、職員にある意味檄を飛ばして、新たな事業を展開するのであれば補助金を取ってこいと。その補助金を取った暁にはということで、町長室の

中に事業名が書いてあって、担当者が誰でどんな事業というのが、どれだけ取ってきたのかというようにことをぶわっともう一目で分かるように出していました。さすがにここまで必要かどうかは別として、でもやっぱり意気込みと達成感としては、それなりにモチベーションも上がるだろうし、やっている感が村民に対しても見えるかなというところだと思います。そういうことをしろということではありませんが、やっぱり取りに行かないと新しい事業はできない。それから古い事業は、既存の事業は見直しということではなくなるという話になるわけです。じゃあ本当になくなっていいのかどうなのかということも、やっぱり非常に難しいところが村長あるというふうにおっしゃっていましたが、やっぱりこの取りに行くというところというのは、皆さんやっぱりちゃんと考えてやっていたらいいのかどうなのかということなんですけど、そこらあたりはどうですか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 私も西川町の町長さんとは、この間全国若手町村会でお会いしまして、今津滝議員お話しされたことを伺ってまいりまして、非常に積極的に取り組んでいまして、また当人がもともとど真ん中にいた方ですので、取り方もよく知っているところがあるんですが、白馬村も、そうはいってもこの1年かけて、大分そういった補助金もそうですし、あと今度は企業版ふるさと納税といったところもありますので、新たにそういったところの取組をこの間もちょうど課長会議で、ぜひ積極的にということで見本となる資料を参考にして、ぜひ作っていきましょうというところから始めておりますので、日々進歩はしているというふうに思っています。ただやはり全国が補助金取りに行く、今時代になっていますので、実際に取れるかどうかといったところは、なかなか難しいところがありまして、そういう意味での専門的な知識がある人が今後必要といったことも考えていかなければいけないかなというふうには考えております。

いずれにしても、やはり新たなことをやるには、しっかり財源をとということで、職員一人一人が補助金等を取りに行く意識をさらに強く持っていけるように私も努力してまいりたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 財源がないということできない理由にするのではなくて、やれる理由をしっかりと探していただきたいというのが私の考え方です。お金がないからできませんという断り方はもうやめましょう。本当に人がいなくて無理なんだとか、手が回らなくてできないんだとかというようなことがあるんだったらもう仕方ないですけども、やるべきことはきちっとやって、財源を確保していくということをお願いしたいと思います。

昨日、同僚議員からも幾つかの質問が出ていて、なかなか着任してから1年数か月たって、難しいこともいっぱいあってという話を伺っていて、やっぱり来年度何をやるかということが一番、言いにくいとは言いながら、私のほうから言わせてもらえれば、来年度に一番の大事な重点事業は何かといったら、やっぱり公共交通網の計画の最終年度になりますので、これを実施していただいて

形にしていくということが大事なというふうに思います。

それからもう一つ、第6次総合計画の策定をするということを昨日おっしゃっていました。どのような形でやっていくかどうかというのも非常に大事なことですけども、村長の初日の挨拶の中にもありましたけども、ゼロカーボンも含め、DX、子育て、農地の保全、一番大事な持続可能な村づくり、福祉、こういったようなものというのは、どれを取っても一朝一夕、そんな簡単には行かないことだと思っています。ここはしっかりと腰を据えて、目先のことだけで考えるのではなくて、もうちょっと長期的な、さっき6次の総合計画、これは10年間つくりますから、ですから理念の部分のところいきちとうたい込みをしていただきたいなというふうに思うんですけど。

まず、公共交通網についてどうするかということと、村長には、ここが一番大事なことですけど、まだなっただけで恐縮なんですけど、じっくり腰を据えるということは、今回だけで終わりというわけにはいかないんですよ。あともう1期、もう2期というような形でやっていただかないと、そう簡単には終われないというふうに私は思います。そういったことも含めて、お答えをいただければと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。

**第8番（津滝俊幸君）** 公共交通網から。

**議長（太田伸子君）** 田中総務課長。

**総務課長（田中克俊君）** それでは、来年度の公共交通の考え方について、私のほうから先に説明をさせていただきます。

今年度まで公共交通につきましては、試験運行的なものを実証するという形の運行をしてみました。その中で、観光客向けのAIデマンド、あと平成20年からやっております高齢者の足となっておりますデマンド型乗合タクシーふれ愛号、これとスクールバス、この3つの交通形態を統合してできないかというところを検討してきておりまして、この10月の末に開けました地域公共交通会議で、来年度からの方向性について決定をされて、現在それに向けて制度設計をしているところです。その結果といいますのは、来年度は、まず、観光客向けのAIデマンド、これと、高齢者向けのふれ愛号、これを一緒にするというような形で考えております。

高齢者向けのふれ愛号につきましては、ドア・ツー・ドアというような形で、定時定路線ではないんですが、1時間に1本というような形で動いています。

観光客向けのAIデマンドというのは、時間に関係なく、いつでも予約ができて、なおかつそれがAIを使った形でスマホから予約ができるという便利な点。ただし、今の時点では固定された停留所があるというところを今ミックスして、本当は全てがいいところ取りできればいいのですが、そのあたりがどこら辺まで行けるかというところを今は制度設計しているところです。

スクールバスにつきましては、理論上は一緒にすることは可能というようなことになっておりますけれども、やはり本来の目的、子供たちを安全、安心で運ぶというところを考えますと、ただち

と一緒にするというのは難しいというところで、車両ですとかドライバーを兼ねることは可能ではないかなというところで、さらにその辺については詰めていくというところでございます。現在検討中ということでありまして、方向性は決まっておりますので、今答弁をさせていただきます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 今、津滝議員からしっかり腰を据えてというところで、もう一期というような話も出ましたけれども、激励という意味でプラスに捉えさせていただいてありがたいというふうに思っているところですが、まず、先を見据えて物事をやるのはもちろんだと思っております。特に第6次総合計画をつくるに当たっては、この先の10年、20年、30年を見据えた上での計画を作っていかなくはないというふうに感じておりますが、まずは、本当に日々、私の中で100%全力で取り組んでいるつもりでございまして、そうした中でもなかなか当初よりも時間がかかるなって思っていることが多いのも実態でありますし、一方で、結構頑張っとうまく進んだなどというところもあるような状況にありまして、まずは村民の皆様にお約束した、この公約達成を全力で取り組んでいくことを、しっかりとこの期の中でできるように努力するというのが、まず私の現在の職務だと思っておりますので、それにまずは全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありますか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 公共交通網は、かねてからの非常に村民からの要望の多い事業でありますし、来年度に多分私が一番重要な事業になってくるかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、まあ腰を据えてというその意味なんですけども、やっぱり村民からちゃんとやっているなど、そんな実感が村民にも伝わるように対応していただければよろしいかなというふうに思います。また議会という立場で、是々非々で、いろいろ取り組まさせていただきます。

それでは、時間の関係もありますので、次の質問に移ります。

ガストロノミーツーリズムの推進について。

これは、私が9月の議会で、この事業について質問をさせていただきました。ちょっと生煮えみたいところで最後終わってしまったので、しっかりと今回答弁していただきたいなと思います。地元産農産物をはじめとしたブランドの強化の促進や持続可能な観光地を目指す観点から、積極的に推進するという内容でありました。また、HVTにおいて取り組んでいるが、実行内容において十分に活動しているとは言えない状況であり、さらなる推進と取組が必要と回答されています。そこで、具体的な推進と取組について伺います。

1、広域DMOのHVTと地域DMOの白馬村観光局では取り組む内容も変わりますが、今後HVT——ここでいうところのHVTは、HAKUBAVALLEY TOURISMのことですが——この事業を継続させていくのかどうか。

2、白馬・小谷では文化や地域素材など地域環境やコンテンツも共有している関係から共同歩調ができると考えています。行政の垣根を越えて、道の駅などを通して同一ブランドの開発やイベントを行なうつもりではないか伺います。

3、この事業を行なうには多様なステークホルダーの参加が不可欠です。ステークホルダーとは利害関係者のことでありますが、推進していくための財源と新たな組織をつくるつもりはないか伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 津滝議員から、ガストロノミーツーリズムについて3項目のご質問をいただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、今後もHAKUBAVALLEY TOURISMでこの事業を継続させるのかとのご質問ですが、大町市と白馬村、小谷村を事業エリアとするHAKUBAVALLEY TOURISMが、ガストロノミーツーリズムに取り組むことについては、巡るということと、経済波及という点で合理的な理由があると考えますので、3市村の足並みがそろうのであれば、HAKUBAVALLEY TOURISMとして取り組むことを否定するものではありません。

HAKUBAVALLEY TOURISMでは、このエリアに豊富に存在する酒蔵と醸造家に焦点を当て、地域のお酒という切り口からガストロノミーツーリズムに取り組始めたところです。本年度は、地域の事業者を対象とした酒蔵とブルワリー巡りを開催して、飲食や宿泊事業者と醸造家が交流する機会を設定し、酒蔵の酒造りに対する思いやこだわり、製法やストーリーといったことを事業者が学びました。実際の観光消費までにたどり着いていませんので、もどかしさを感じることもあるかもしれませんが、まずは食を楽しむ旅を広げるためのきっかけ、素地づくりに取り組んでいるという印象です。例えば、白馬村観光局でガストロノミーツーリズムに取り組む場合であっても、こうした過程は必要であると考えますが、村内事業者が参加しやすくなる点では、観光消費までの近道になるかもしれません。

2点目の白馬と小谷の連携についてのご質問ですが、道の駅白馬では様々な取組が功を奏し、ここ数年は来客数、売上高ともに好調に推移していると報告を受けています。特に、道の駅白馬のスタッフからは、旅行に行ったら道の駅に立ち寄れば地場産品がそろっている。お土産を買うなら道の駅といった傾向が強くなっているとも聞きます。旅先の道の駅での需要が伸びる中、道の駅の連携による同一ブランドの開発やイベントの開催といった津滝議員のご提案は、来客数や売上の増加、それに伴って域内調達も増加するなど、様々な効果を期待できるものと考えますので、まずは白馬村から小谷村に提案してみたいと考えます。

3点目の推進するための財源と新たな組織をつくることについてのご質問ですが、村が率先して新たな組織をつくるという考えは今のところありません。というのも、津滝議員がおっしゃるように、この事業を進めるに当たっては、多様な利害関係者が想定されますが、その調整に当たっては、他地域の事例を見てもキーパーソンの存在が必要であり、白馬村としてもそのキーパーソンの活動を支え、後押しする形でスタートを切ることが効果的であると考えているからです。

なお、キーパーソンの活動を支え、後押しするには、財源ということも含めて考えなければなりませんので、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど、村外からの資金調達ということも考えてまいります。

以上、津滝議員からのご質問に対する答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** HTVのほうで、既にこのガストロノミー、ガストロノミーと言ってしまふと何か複雑怪奇で分かりにくいんですけど、簡単に言えばフードツーリズム。食を中心とした旅行を推進しましょうよという考え方なんです。その食といっても特別ななんか高級なものでもなくて、その地域に根差した食品であればいいかなというところでもあります。なのでそんなに難しく考える必要性はないかなと。そのときに、前回、バレーツーリズムさんのほうでやっていて、非常に内容がよく分からない、伝わってこない、ホームページが見にくい等々、いろいろ話をさせていただきました。代表理事が聞いたかどうか分かりませんが、この間ホームページのほうを拝見させていただいたら、かなり今シーズン向けに内容もよくなって、分かりやすくなっていますが、写真の使い方が本当によくないなと思っていて、そこらあたりは見てる人がどんなふうを感じるかどうか。やっぱり見ている側に、訴える側から発信するんじゃなくて、見てる側にどんなものを伝えたいのかということが一番大事かなと。

例えば、雪中キャベツ、白馬もやっていますし、小谷もやっていますが、雪中キャベツの上に雪がただ乗っかっているだけで雪中キャベツじゃないんですよ。やっぱり、何でこういう形でやっていくのか、何が一番売りなのかということが、そのところに伝わってこないといけない。見た感じは、何かただ雪に埋もれたキャベツみたいな形にしか見えない。

飲食店の紹介。飲食店の紹介は、ハクバメシ、これ商工会の青年部がやってるんですけど、ハクバメシというこの呼び方、本当にいいのかどうか。それは感じる人たちがどういうふうを感じるかどうかということです。載っかっている業者さんは、そんなには多くないですね。圧倒的に観光局やスノーナビという、もう一つ民間でやっているポータルサイトがありますけど、そっちのほうで圧倒的に飲食関係が載っているというような形になっています。結果的には、最終的に何がしたいのかというのは、伝わってこないということになります。

村長の答弁の中に、やっぱり広域DMOですので、白馬、小谷、大町のこの3市村に共通するような内容の中で、いろいろ訴えかけていくということであれば、それはそれで続けていっていただ

ければいいんですけども、そうはいつでも、白馬、特にこの佐野坂から北ですよ。ここがやっぱり非常に同ジエリアということになるので、これは協調してやったほうがいいかなと思います。協調してやるというところの中で、今度は白馬村のほうから、小谷村さんのほうに道の駅等々だと思うんですが、一緒に提案していくという話になっていますが、ぜひここらあたりのことをご検討いただきたいなと思います。

それで、観光課長にお伺いするんですけど、これ、いつも出る白馬村のパンフレットです。この中を見ると、物からことへとかというような形になっていて、非常にそういうのが分かりやすいんですけど、ほとんどスキー場だけですよ。白馬ってもうスキー場のことを売らなきゃいけないんですか。もう世界的にもうみんな知っていますよね。もう、白馬と言えばスキーっていうくらいみんなよく知っています。だから、ここで何ができるのかということが、私は重要だと思っているんですよ。なので、この中に食とかそういうものをテーマにしたものが載っているかということ、非常に少ないということがまずあります。ですから来年度に向けて、これちょっと一考していただきたい。

他の、例えば、この間行った、私たちも行ってきましたけど、月山のある町、西川。これは西川町のパンフレットなんですけど、中見ると、ここもガストロノミーに取組はしているんですけど、何が出てくるかということ、月山のことなんかじゃないんですよ、やっぱり。食べるものなんです。それからこういうお祭りとか、多分議長なんかも行かれたから見ていて多分分かっていると思うんですけど、白馬そういうのがないんですよ、実は。こういうやっぱり文化とか、そういうものが伝わっていかなきゃなんない。山菜とか、キノコとか、そういうのが載っかっているんですよ。白馬そういうことは載らないんですよ。白馬で何を食おうかという、食べようかという話になります。

これは帯広。この間ちょっと私が仕事の関係があって行ってきました。すぐ帯広って分かりますよね、見ていただくと。中身見ると何かということ、やっぱり食が最初に来るんですよ。遊ぶところなんか書いてありませんよ。遊ぶところは別のものがいっぱい出ているんですね。いろんな民間のそういうものが出て。でもやっぱり帯広と言えば、ちょっと個人的な名前を出していけないんですけど、柳月とか、それから六花亭とか、そういう非常に有名なお菓子屋さんがあったりなんかします。だけどそういうことはあまり載っていないですよ、ここには。だから、もうちょっとこのパンフレットの使い方を考えたらどうかと思うんですけど、観光課長はどうですか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

今、津滝議員おっしゃるように、白馬村の観光パンフレットの推しはやはり、物ではなくて、ことをアピールする。アピールしてそのことの消費を促すというような目的になるかと思います。

食のことを考えますと、やはり先ほどの1つ目の質問にもあったんですけども、ふるさと納税、ことの消費大事ですよということがあったんですけども、このガストロノミー自体も、やはり

食べるということの消費にしっかりと該当しようかと考えますので、ことの一つとして、食べる物ではなくて、食べることというものをやはりアピールしていくことが必要だと考えますので、観光部局ともそういった話をしていきたいと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含め、あと6分です。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 前回のときもやったので、ガストロノミー云々かんぬんのところについては、とやかく触れませんが、特にここでもって一番大事なことは何なのかということなんですけど、こちら側、要するに村側のサイドとして、来ていただく人に何を伝えていくのか、何が一番白馬の売りものになっているのか。もう知っていることを幾ら情報としてアプローチしてみても、誰もそんなものは見ないですよ。ですから、やっぱり何が今一番白馬の売りなんですかということ、やっぱりつなげていくということだと思います。

それで、やっぱり設備のことを云々かんぬんうたうというのは、もう今古い観光のやり方であります。やっぱり五感に残る、体験なんかもそういう形になるんですけども、やっぱりそういうものをつくっていかなくちゃいけないのかなと。例えば、五感に残る観光体験の要件としては、これまたどこかでまた観光課長等々にお知らせしますけども、独自性のある環境整備やシナリオの策定、楽しみ、くつろぎ、非日常の体験の提供、アクセスの制限、よきやいいいというもんじゃありません。テーマ別、観光関連事業との交流の機会、土産、お土産品ですね。それから学びの機会、これは新しいフェーズです。それからここが大事です。これは多分、岩岳の頭が上がったりなんかすると思うんですけど、感情を解き放つ。あんなところにブランコなんか本当は必要ないと思うんですけど、でもやっぱりブランコに乗ると、とてつもなくなかった感情が、まあ体験しているから分かったんですけど、そういうものがやっぱりあつたりなると、こういうものが実は観光体験の要件であつて、やっぱり五感に残るようなことをやるということが大事かなと思います。

さらに、先ほど新たな組織はつくらないというふうに言っていましたが、やっぱりつなぎ手、各事業者、観光業者から始まって、商工会、JA、農業者、宿泊業者等々、やっぱりつなぎ手は非常に大事です。なので、やっぱり新たな組織とかプラットフォームはつくっていかなくちゃいけないのかなと思うんですけど、再度村長、お伺いしますがどうですか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 今、津滝議員のほうから、今後の観光というところのコンテンツとして、やはりことというところで、五感に残る、また非日常、日常、これは観光庁のほうから出されている指針にもやはり出ているところですので、そのとおりでというふうに思います。そういったものをこれから白馬で、特に通年型で滞在型観光地を目指していく中で取り組んでいく上では、やはり何らかのことを考えていかなくてはいけないというふうに私自身も考えております。ただちょっと今



すぐにそれを何らかの組織をつくり上げてというところにまで考えが至っていないというのが現状でございます。先ほどパンフレットの話が出ましたけれども、実際パンフレットという媒体自体がいいのかどうかということも含めてなんですが、今後のプロモーションということ等も今考えているところですので、その中のコンテンツづくりというほうに関しては、観光協会みたいな組織もありますし、そういったところとの兼ね合いもありますので、ちょっとこの場では検討させていただきたいという答えにさせていただければというふうに思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。

**第8番（津滝俊幸君）** あと何分ぐらいありますか。

**議長（太田伸子君）** あと2分30秒です。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 最後になりますが、地方誘客と消費額の改善の鍵は、やっぱりこのガストノミーツーリズムにかかっていると思います。求められるのはぜいたくな美食の提供ではなくて、地域の誇るべき食を文化として体験していただくことが、コロナ後の観光振興の私は決め手だと考えています。

観光政策は、これも前回言いましたが、今非常にイタリアに学べということで、イタリアはすごくそういうことで活況を呈しています。白馬村の観光局で唯一問題点になっているのは、着地型観光、これができていないということですよね。この着地型観光という形の中でいけば、唯一このガストノミーツーリズムは有効な策なのかなというふうに思います。

来年度、非常に村長にとっては私、重要な年になると思います。しっかりと本当に腰を据えて、よい白馬村になれるような予算編成を希望して、私の質問といたします。ありがとうございました。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時00分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第1番丸山和之議員の一般質問を許します。第1番丸山和之議員。

**第1番（丸山和之君）** 1番丸山和之です。先ほど午前中の中でも話が出てきましたが、先月、山形県のほうに視察研修に行かせていただきました。やっぱり白馬はいいところだなあと改めて感じるとともに、観光地としては恵まれている場所だなあとということをつくづく感じてきましたし、また逆に、要素が少なくてもバイタリティーのある人物と、また周りの創意工夫によって、自治体がかうも変わるのかというような印象も感じてきました。

日本庭園をつくる庭師の方が、自然と人とのバランスを見ながら、何十年、何百年先の風景を考えながら、想像しながら仕事をしているという、何かそんなようなことも感じまして、こういうこ

とも村政にも生かせるのではないかというふう感じてきて、今回、村長の村の方向性みたいなことを主に質問させていただきたいというふうに思います。

それでは、質問をさせていただきます。

白馬村の観光の方向性についてです。

このたび、ベスト・ツーリズム・ビレッジの認定を頂き、世界的に持続可能な観光の形が認められたということで、ご尽力いただいた関係者の皆様に敬意を表するとともに、これから白馬村が優良事例としてしっかりと取り組むことが必要です。また、このように白馬村が世界に認められたことを村民と共有し、その意味を理解し、持続可能な観光地経営を村全体で目指していくことが重要となると考えます。

新たに上村愛子さんを観光大使に任命され、今後、ますます白馬の知名度は上がることと思えますし、コロナの制限も明け、人の流れも変わってきている今、これから村長が目指す持続可能な白馬村へ少しずつ前進していることと想像されます。

そこで、次のことについてお伺いします。

1、ベスト・ツーリズム・ビレッジの記念報告会でのパネルディスカッションで、「持続可能な世界水準のマウンテンリゾートに向けて」というテーマで話されていましたが、白馬村が目指す世界水準のマウンテンリゾートとは何かお伺いします。

2、世界的に持続可能な観光地として認められたと理解するが、先人たちが育んできた生活、文化、歴史を今後どのように継承していき、村の観光に生かしていくのかお伺いします。

3、観光局の総会資料には、観光地とリゾート地の違いについて書かれていますが、村長が目指す白馬村の観光の方向性とは何かお伺いします。

以上、3点についてお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 丸山和之議員から、白馬村の観光の方向性について3項目のご質問を頂きましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初のご質問の白馬村が目指す世界水準のマウンテンリゾートとは何かについてお答えします。

UNWTOのベスト・ツーリズム・ビレッジ認証に際し、申請書類に記載する項目として、地域振興の牽引力として、観光を推進する上での地域の主な目標という項目があり、白馬村として次の3つを地域の主な目標とし、これらが世界水準のマウンテンリゾートとして目指すものであります。

1つ目は、持続可能な観光地経営です。

これは長期的視点で、環境的にも社会的にも負担にならない適正数の旅行者に、年間を通して平準的に訪問いただけるオールシーズン滞在型のマウンテンリゾートであり、地域資源の保全・活用や地域人材の育成を行ない、農業とも連携して地域内経済循環を促進し、エネルギーにおいても、水力など、地域内資源を活用したクリーンエネルギーを域内循環させて自給率を向上させることに

よって、恒久的に来訪者も住民も快適に過ごせる地域環境を整備することで実現していくものであります。

2つ目は、ユニバーサルデザインです。

老若男女、国内外、障がいの有無等にかかわらず、あらゆる多様な人々が安全で快適に滞在できるよう、ソフト面、ハード面のバリアフリー化や、多言語化を図ることで実現されるもので、白馬村第5次総合計画の一多様であることから交流し学びあい成長する村—の理念にも合致するものです。

3つ目は、ウェルビーイング、健康で豊かな人々が暮らす地域です。

これは地域に受け継がれてきた歴史や文化、自然環境を活用した観光コンテンツを磨き上げ、それらの保全・継承を行ない、美しい環境の中での観光や、スポーツを通じた住民と訪問客の交流の場を生み出し、地域への誇りと愛情を醸成して、旅行者も村民も健康で豊かに暮らせる地域を共に作り上げるといことです。

2点目の質問の先人たちが育んできた生活、文化、歴史を今後どのように継承していき、観光に生かしていくのかについてお答えします。

ベスト・ツーリズム・ビレッジは、持続可能な開発目標に沿って、観光を通じて文化遺産の促進や保全、持続可能な開発に取り組んでいる地域を認定するプロジェクトであることから、今回の認証により、いわゆるSDGsに沿った観光における世界水準の白馬村のコンテンツや取組がどういったものかが、ある程度具体的に示されたといえます。

また、現在策定されております観光地経営計画が2025年までのものであり、今年、観光庁の持続可能な観光推進モデル事業に採択されたことで、今後策定する観光地経営計画は、サステナビリティ・コーディネーターなど専門家を交え、観光庁の示す日本版持続可能な観光ガイドラインに沿った、より客観性ある指標に基づいた計画が策定できることとなります。この日本版持続可能な観光ガイドラインは国際基準に基づいており、4つの分野、合計38の大項目、174の小項目が設定されていますが、例えば、持続可能なマネジメントの分野において、大項目としてステークホルダーの参画があり、小項目に観光教育、1、地域コミュニティ、特に児童生徒に対して、観光に関する教育が実施されていることとありますが、これはあくまでガイドラインとしての指標であり、具体的な内容ではありません。

観光地経営計画策定においては、より白馬村の状況に適した具体例を当てはめる必要があります、そこで、例えばこの観光教育においては、ベスト・ツーリズム・ビレッジの認証において申請書に掲げた取組として、民宿のおもてなし文化の継承として、本日開催されます高校生ホテルの例があるため、それを具体例として当てはめ、これにより客観的、持続可能性を有し、かつ白馬村の状況に合った観光地経営計画を策定できることとなります。

まずはこの計画を策定して、白馬村のあらゆる観光に関わる人の指標とすることで、白馬村のど

ういったコンテンツが価値があるものかを理解していただき、それら観光資源を生かし、継承する事業に取り組むよう啓発することが、行政としてすべきものと考えます。

また、日本版持続可能な観光ガイドラインそのものの中に、文化的サステナビリティの分類で、文化遺産の大項目の中に、無形文化遺産、伝統文化の次世代継承を支援するための取組があることという小項目があるため、丸山議員のおっしゃる、どのように継承していき観光に生かしているのか、その取組そのものを観光地経営計画策定の際に考えていかななくてはなりません。

この点、例えば今回のベスト・ツーリズム・ビレッジ認証の中で評価された項目としては、里山文化の継承の要素である塩の道まつりや、スキーや登山の文化の継承として、その歴史を知ることのできる白馬・山とスキーの総合資料館などがあり、村としては、観光局や民間が行なうそうした事業をサポートするとともに、村として行なう事業についても、そのような地域文化の継承を加味した要素を取り入れていくことが重要であると考えます。

最後に、3点目の村長が目指す白馬村の観光の方向性ですが、白馬村観光局の総会資料には、リゾートは、神社仏閣や滝のように一度見るか経験するかで終わってしまう観光景勝地とは異なるものであり、人々の憧れるライフスタイルが体現されている場所であるから、単なるスポットの紹介ではなく、暮らしが反映されているものが必要。白馬村はいい日常を提供できるリゾートであるから、日常とは全く違う環境で理想的な暮らしを体験したい、暮らすように旅をしたいと潜在的に考える人たちが、白馬の理想的な顧客。長期滞在が理想であるが、短期滞在でも繰り返し訪れる人。一時的な刺激、息抜きを求める顧客を排除はしないが、プロモーションにおける優先度の最上位には常に非日常を求める人、白馬に住みたいと考える人として、具体的施策を組み立てると記載されており、これがまさに1問目で回答いたしました、白馬村が目指す世界水準のマウンテンリゾートにおけるウェルビーイング、健康で豊かな人々が暮らす地域になります。

繰り返しになりますが、地域に受け継がれてきた歴史や文化、自然環境を活用した観光コンテンツを磨き上げ、それらの保全・継承を行ない、美しい環境の中での観光やスポーツを通じた住民と訪問者の交流の場を生み出し、地域への誇りと愛情を醸成して、旅行者も村民も健康で豊かに暮らせる地域を共につくり上げていくことが、私としても目指す観光の方向性です。

観光局の総会資料にもありますとおり、2023年は新型コロナ禍からの脱却元年となり、これまで数年にわたり課せられた様々な制約から解き放たれ、人間らしい生活を取り戻す年となることから、村民が自然の中で人間らしく暮らしていくことそのものが、旅行者にとっての憧れであり、訪れたい地になるものと考えます。

以上、丸山和之議員のご質問に対する答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山和之君）** それでは、再質問の前にですけど、通告はしてないんですけども、スノーマシンのイベントについてお聞きしたいんですけど、議長よろしいでしょうか。

議長（太田伸子君） 行政のほうで答えられますか。はい、どうぞ。

第1番（丸山和之君） それでは、総務課の田中課長にお伺いします。

1点目として、警備体制についてです。

参加者に対して警備の数は十分であるか。またアフターパーティーの警備体制について、主催者と警察署と交えて協議の場を設ける考えはあるかどうかということ。

2点目として、補償については資料に損害賠償の内容が記されているが、アフターパーティー後のトラブルまで補償されているのかということ。

3点目として、アフターパーティーについては7件の店舗を予定しているとのことでしたが、どこを設定しているのか、行政のほうではつかんでいるのか。つかんでいれば公表できる範囲でお聞きしたいということ。

私も30日の説明会には傍聴させていただきましたが、体制としてはまだ整っていないという印象を受けました。村民の方も知っていただきたいということを感じましたので、本日質問させていただきます。

以上、3点についてお伺いします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中総務課長。

総務課長（田中克俊君） それではお答えします。

このスノーマシンのイベントにつきましては、3年ほど前になりますか、冬に行なわれまして。そのイベント自体の内容よりも、それが終わった後の村内へ出向いた外国のお客様が、飲みすぎ等が原因でいろいろな迷惑行為があったというようなところで。その話が今年ございまして、ただ単に断るのは簡単なことなんですけれども、一応村が所有する土地ということもございまして、村あるいは警察の協力を得て間に入りまして説明会等を求め、村内の関係者等に参加していただき、向こうのイベント主催の趣旨、あるいは村民が不安に思っているようなことを話し合いをさせていただきまして。先ほど11月30日の説明会とありましたけれども、それ以前にも7月の18日と10月の12日、それと先ほどの11月30日、3回ほど説明会がございました。以降はこういった集まっての説明会はないようなんですけれども、メール等でこちらのほうの要望にお答えしていただくというような話を聞いております。

今のご質問ですけれども、これまでの3回の説明会で向こうの説明があった事項を、まとめてお答えしたいと思っておりますけれども。

まず、来客数に対しての警備の数は十分かということなんですけれども、当初、たしか40名程度の警備員というような話でございました。その後、住民側からの話に対応していただきまして、今50名というところで伺っております。この警備員というのは、日本国内の警備会社に加えて、オーストラリアのほうの結構体がかっちりした、そういった警備員を含めて50名というところで、今現在は聞いているところです。

続いて、アフターパーティーの警備体制について、協議の場を設けることは可能かということでございます。

こちらにつきましては、話の中では、警備の時間が、イベントの終了予定時刻の9時半以降も警備をするという話で聞いております。マナー条例で決まっている、要はお酒が提供できる時間、2時ですけれども、この間の説明会では3時、4時というような話もございました。ただ具体的に、どういった箇所はどういう警備をするかというような具体的な話は示されておりませんので、こちらのほうにつきましては、村側からも協議といえますか、メールでのやり取り等で確認をし、主催者側から村民の皆様に対して案内をする。そこの分については、村側からも情報提供をさせていただきたいと思っております。

あと、補償の関係ですけれども、こちらにつきましては、イベント自体は20億というような話もございましたけれども。イベント会場内で起きた事故、けが等につきましては、イベントの賠償保険のほうで賠償するというところでございます。

イベント会場を出た後の損害賠償等につきましては、参加者については旅行保険への加入を義務化しておりますので、個人が判別できた場合には、その旅行保険のほうで対応すると。個人が判別できない場合には、主催者側のほうで賠償を行なうというところは説明会のほうでも出ました。さらに、例えば個人が判別して旅行保険で対応できるということであっても、そのやり取りというのは、そういうのがなかなか難しい部分もございますので。そういったところについては、主催者側のほうで間に入って、調整のほうはしていただけるというような約束はしていただいております。

最後に、アフターパーティーについてということで、7店舗を今予定していると、それを今つかんでいるかということでしたけれども。

こちらにつきましても、実際まだ7店舗と交渉中であって、どの地区のどの店でこういった内容のパーティーをやるというところまでは煮詰まっていないというものでございます。それは煮詰まり次第、こちらのほうに連絡を頂くことになっておりまして、今回会議のほうに参加していただいた方につきましても、1月の時点で、それまでの決まったことを全て報告するという中に、そのアフターパーティーの詳細につきましても含まれるというふうに聞いております。

現在のところはそんな状況でございます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山和之君）** 文化財が壊されるようなことはあってはならないことだと思いますので、文化財への破壊行為や迷惑行為は、国内海外問わず、有名観光地でも問題になっていると耳にすることもありますし、お互い気持ちのいいことではありませんので、日本のルール、白馬のルールの中でやっていただけるよう、しっかりとできる対応をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、再質問させていただきます。

まずは村長にお伺いしたいんですけど。10月19日にサマルカンドで開催されました、国連世

界観光機関の総会での表彰式に出席されて、同機関の方々ともお会いしてお話しされたことと思います。世界は白馬をどう見ているのか、どう感じているのか、向こうでの雰囲気を感じられた村長の率直なご感想を、まずお聞きしたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 現地での様子ということですが、実際に、ほかのベスト・ツーリズム・ビレッジを受賞された地域の代表の方が来ておられるんですが、その中で白馬のことを知っている方たちは2名しかおりませんでした。1人は、今回野沢温泉の姉妹都市のサンアントンがベスト・ツーリズム・ビレッジを受賞されましたので、そちらはやはりスキーリゾートということで御存じでしたし、あと韓国の旅行代理店の方が、実際に来たことがあるということで御存じだったんですが。我々はスキーリゾートとして、すごく世界に名が知れているというイメージがあるんですが、こういった持続可能な観光地、特に自然遺産、文化、歴史といったところで、世界的には全く有名でないということを改めて感じたというのが正直なそのときの感想です。

ですので、やはり今回を機に、今、議員がおっしゃるようなところのコンテンツをしっかりと磨いて、そういった資産もちゃんと私たちは持っていて大切にしているんだということ、今後アピールしていかなくてはいけないなということを感じたところであります。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山和之君）** いい経験をされたと思います。そこで感じられたことをこれからの丸山村政に生かしていただきたいですし、もちろん村の観光というところにも生かしていただければというふうに思います。

3月の定例会で、私の一般質問で観光とは何ぞやという質問をさせていただきました。今回はリゾートということで、ちょっと調べてみました。大勢の人が休暇、余暇を過ごす場所という意味が書いてありました。マウンテンリゾートというと、山岳地のそういった場所ということになるわけですが、白馬村はそれだけではない、リゾートの要素もあり、観光の要素もあって、どちらを目指しているわけでもない、白馬独自のものがそこにはあるというふうに私は感じております。

そういったところを、先ほど感想をお聞きしましたけど、そういった点を、表彰式に行かれて、世界の方々はどういったところをどのように見ているのかというのをお聞きします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 今回、特にそこに集まった方たちが、このベスト・ツーリズム・ビレッジという認証の下に集まっておりますので、やはりそこに集まった方たちが目指すべきものは、今、和之議員がおっしゃる中では、リゾートに近いほうという言い方になろうかと思いますが。観光とリゾートも、すごく明確に二分されるものではないので、重なる部分も多いと思いますが。観光という意味においても、持続可能性という言葉一つにしてしまうと、あまりに大きくなりすぎて

まいりますけれども。先ほど答弁でも申し上げましたとおり、もともとそこが持っているコンテンツで、未来にわたってしっかりと活用できるものを、大切に地域の人たちが磨き上げていくといったことが、それぞれの地域が大切だなということをお互いお話ししました。

ベスト・ツーリズム・ビレッジの表彰以外にもう一つ、ベスト・ツーリズム・ビレッジ国際会議というのに出席してきたんですけれども。そこで各地域の代表が、やはりそれぞれのお国自慢というか、地域自慢みたいな形で地域の紹介を二、三分ずつするわけですけれども。そうした中で、やはり自然環境ですとか、あとは、先ほど津滝議員の話にもありました、食の話を出されていた方も多かったですが。地域に根づいた自然環境、それから食ですとか文化、そういったものを皆さん大切にしているなというところを改めて感じたところです。

私はやはり、その中でお話ししたこととしては、先ほど申し上げました革新的な取組といったところを発表させていただいたわけでして。山岳景観もちろんなんですけれども、やはりそちらを強く出した部分があります。

そういった部分もあってか分からないですけれども、その後のBBCのトラベルのほうでは、今回54地域選ばれた中で、5地域だけさらにピックアップしていただいて、白馬村5つに入りまして。その中では、ちょうど青鬼からの景色だったんですけれども、田園風景と山岳の写真に加えて、それは例として挙げられていたのは、白馬に移住してきたオーストラリア人のお話だったんですが。白馬に初めて来たときに、お部屋があまりないんですけども、何とか迎え入れていただいて泊めていただいたことがすごく印象的で、もう翌年には自分が白馬に移り住んで、お客さんを迎え入れる側になりましたというようなエピソードが書かれていたので、そういったところが伝わったかなというふうに思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山和之君）** ベスト・ツーリズム・ビレッジ認定の記念報告会では、村としては、先ほど村長が言われていました美しい山岳、田園風景、スキーと民宿文化などでアピールしたという説明でした。

認定に当たっては、白馬村は候補地としての条件は満たしていて、さらに世界基準で認められる自然文化があるといった評価項目が必要ということなんです。村長が言われているように、自然という項目でいえば、誰もが認める美しい山岳風景はもちろん、それを背景にした田園風景があって、自然がつくり出した山々と人がつくり出した生活の営みを感じる風景は、村長が言う世界水準であると、世界に誇れるものだというふうに私も思います。文化という項目でいえば、山岳文化であれば山岳信仰やスキーという点であり、民宿発祥の地ということで、民宿文化などアピールしたということで、これは世界水準の魅力があるのだと認められたと考えます。

そこで、村長にお伺いしますが。村長も今回の認証により、白馬村の自然環境や歴史文化が世界



水準の魅力で、継承する価値があることが証明されたとおっしゃっています。そこで、評価された点として、持続可能な観光地経営や、誰もが快適に滞在できるユニバーサルデザイン、旅行者も村民も健康で豊かに暮らせるウェルビーイングな点、先ほどもおっしゃっていましたが、そういう点などがあります。持続可能な観光地経営にはユニバーサルデザイン、ウェルビーイングというのは必要なことに当然になってくるわけですが、その点で、現在の実現度というのはどのくらいであるというふうに感じていらっしゃいますか。お伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 実現度ということですが、先ほど言った3つはあくまで目標ということになりますので、まだ達成できていない部分も往々にしてあります。

ユニバーサルデザインの面でいいますと、やはりバリアフリーというところが、各事業者で頑張っているところではありますけれども、全村的に見た場合には、入り口である駅ですとかインフォメーションセンターから含めまして、まだまだ行き届いていないという印象を受けておりますので。バリアフリーという面でいいますと。行政のほうも含めまして、まだ30%ぐらいではないかというような印象を受けております。

それから多言語発信ですとか、多様性の受入れというところでいいまして、これは日本自体がちょっと遅れているところもありますので。日本の中では、白馬は比較的その取組に関しては進んでいるほうかと思いますが、世界的に見た場合には、そこもまだ50%ぐらいというようなイメージでおります。

また、住民も旅行者も安心して豊かに暮らせる地域づくりということではいいますと、先ほど丸山議員のほうからも、心配事として冬のイベント等の話がありましたけれども。白馬村としまして、マナー条例等をつくって徹底はしてきているところですが、これに対しても、もちろん100%ということではありませんので、これから引き続き取組をしていく必要がありますし。昨日のお話でも出ていましたが、いろいろな事業形態が出てくる中で、ちゃんと所有者が誰かとか、つかんでいくことも大切だと思いますので。そういった意味でいうと、そこも50%ぐらいなのかなという印象でおりますので、引き続き、こちらに関しては世界水準の目標を立てたものを、きちんと達成できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山和之君）** 八方が当時、細野と言っていた昭和の初期、多くの登山者が八方に泊まり山を目指していた頃は、宿に泊まるという概念はなかったそうです。昭和12年に八方で山案内人をして16戸が、警察から許可を受けて民宿として営業を始めたことが始まりで、そのことによって民宿発祥の地と言われるようになったわけです。そのような、どこにもない白馬が始めた文化の一つというところが、世界的にも認められたのではないかというふうには私は感じています。先ほどもオーストラリアの方が泊めていただいたと、すごくうれしかったと、そういうもてなしの心

というのはここが始まりで、そこから来ているんじゃないかというふうに感じますが。

ライフスタイルの変化とともに、昔とは違ったスタイルやサービスの形には変わっていくだろうし、形は変わりながらも、発展していくものもあれば、後継者不足などによって辞めていかれる方がいたとしても、先ほど言った家庭的なもてなしの心というような部分は伝承していくことが、村としては大変大事なことだというふうに考えます。先ほどの話の中にも出ていました、高校生ホテルなどという話もありましたので。

そこで、村長にお伺いしますが、高校生ホテルなどの体験する教育の形みたいなものを今後、中学生、小学生といったようなふうに展開していくようなこと、また、白馬のもてなしの心というのを伝えていくようなことは考えられているのか、お伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 現段階で具体的に中学生、小学生という、年齢がある程度低いほうの世代というところに、何か具体的なプロジェクトというところまではアイデアがありませんけれども。やっていく方向としては、次世代育成というところが項目として、今度の観光地経営計画を策定していく段階で、持続化のガイドラインに基づくとつくり込んでいかななくてはいけない項目にもなりますので。具体的にどういう教育をするかというところは、これから考えなくてはいけません、内容としては、盛り込むコンテンツになるというふうに考えております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山和之君）** 日本にスキーが伝わって100年以上がたちましたが、先ほどの民宿文化があつてこそ、白馬でもスキーが発展していったとは言えると思います。白馬では、スキーは文化だというふうによく言われますが、子供の頃から授業の中にスキーがあつて、学校にスキー場があつたり、ジャンプ台があつたりというようなことはとても珍しいことですし、教育の中にあることで、自然と伝わっていく、伝承されていくというふうに思います。生活や遊びの中にスキーがあるから文化なんだというふうに思っております。技術的にもレベルの高いスキー場で、美しい白銀の山々のロケーションの中での体験は、世界水準、世界基準にふさわしいというふうに思います。そのことでは持続可能性があり、これからますます発展する要素があるという部分では、そこが認められたんだというふうに感じております。

上村愛子さんも新たに観光大使に任命されましたので、そういった部分もご協力していただいたりしながら、また関係者の方々とも協力していただいて、そういうところに力を入れていくということも、村としては大事なんじゃないかというふうに感じております。子供たちは白馬の未来ですし、先ほどの話と同様ですけど、教育という分野で白馬の文化を伝えていくということは、持続可能性ということになっていくのではないかというふうに感じております。

そこで、村長にも今のことについてどのように感じられるか、ご見解をお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 先ほどと重複するところもございますけれども。実際に観光地経営計画にこれから盛り込んでいかななくてはいけないということもそうですし、私自身、今回そこが非常に認められたというところで、民宿文化、それからスキーの文化、それこそが白馬が世界に誇れるものの価値の中に大きく貢献しておりますので、それを次世代にきちんと継承していくことは、地域として重要でありますし、それによって、持続可能な世界水準の観光地でいられ続ける要素になるというふうに考えておりますので。上村愛子さんもそうですけれども、これまでスキー文化ですとか、民宿文化といったところに関わってきた方たちに、ぜひそういった発信もしてもらいたいですし、それを次世代につないでいけるように取り組んでいきたいというふうに思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山和之君）** これから、この認定によって、期待を持って白馬に来られるお客さんは増える可能性は高くなっていくというふうに考えられます。期待値が100で来られた方が90とか80で帰られると困ります。やっぱり100以上を感じられるような取組をしていかないと、優良事例とはならないというふうに思います。

村長も紙面のコメントで、名実の名が実現したので、今後は実のほうを、ベスト・ツーリズム・ビレッジの名にふさわしくなるように磨き上げていきたいというふうに言われています。

そこで、観光課の太田課長にお聞きします。前回の私の一般質問の中で、塩の道まつりについてやるに当たっては、ネガティブキャンペーンにならないようにしていただきたいというふうに質問させていただきました。

その後、私、参加させていただきまして、申し訳ないですけど、期待値は下がったのではないかとというふうに感じました。村民の方からいろいろな声を聞いていると思いますが、来年度に向けて、どのようなふうに塩の道まつりについてお考えなのか、お聞きします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

数回前の定例会でも同じような質問があってお答えしたんですけども。

まず、今年の塩の道まつりは44回目であります。44年前は白馬村観光連盟が主催者としてスタートして、その後、観光局がそれを引き継いで主催してやっているというようなものですので、主催者はあくまでも観光局ということでご理解を頂きたいと思います。その上でお答えいたします。

昨日、観光局の理事会がありまして、来年度の塩の道まつりどうするんだというようなことも一つ話題に上がりました。事務局側からは、期日はもう5月4日なので、小谷村に引き継いでやると。それと規模的にもコロナ前の規模でやりたいと。内容的にはこれから詰めていくんですけども、観光大使2名指名しておりますので、そういった方々にも参加いただいて、まずは盛り上げて、お客様に来ていただいて、楽しんで帰っていただくような、そんな形を取ろうということになりました。

お客様が塩の道まつりに一番期待しているのって、振る舞いを含めたおもてなしの部分になりま

す。これまでそこを担っていたのが、各地区であったり、観光事業者の皆さんでありました。そういった方々の協力が、コロナ前レベルでは得ることはなかなか難しいということは事務局も承知していて、それをどうやって補うのかという点も少し話題に上がりました。その一つの方法がボランティア。運営自体のボランティアを募集してみてもどうかとか。当然、先ほど観光局が主催と申し上げましたけども、白馬村全体としてのお祭りとして外には発信していきたいので、役場としましても、人的な支援はしっかりとやって、いい形でやってまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山和之君）** 花嫁行列での花嫁の全国募集であるとか、それぞれの地区での振る舞いはできないにしても、塩の道まつりであれば協力したいというふうにおっしゃっている方々も大勢いらっしゃいますので。ボランティアを募るとかという形を取れば良いと思いますし、キッチンカーみたいなものもお願いすればというような、工夫することができることはたくさんあるというふうに思っています。

村長も初めて村長として参加されて、いろいろと感じられたと思いますけど、村長としての率直な塩の道まつりに対してのご感想をお聞きます。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 今年が私にとっては初めて村長として参加した塩の道まつりということになりますけれども。これまでも私自身はコロナ前も、それはMCという形でしたけれども、参加させていただいていたので、それとの違いというのはもちろんよく分かっているつもりでおりますし。やはり観光局が今回主催というところの中で、ぎりぎりコロナが5類になる前という状況のある中で判断だったというふうには思っておりますが。ただ、もう世間的には大分もう5類になるというような動きがあったので、もう少したくさん集めるようなイベントにしてもよかったのかなというの率は率直に感じております。

ただ、幸い非常にお天気もいい中でできたので、気持ちのよい中を歩かせていただけたなというふうに思っておりますけれども。やはり規模的に歩いて回ったエリアも小規模になりますので、その分、里山文化とか塩の道の沿線の文化というのは、今までのように十分に感じていただけなかった。今後はそこをもっとしっかり感じていただいて、それこそベスト・ツーリズム・ビレッジで認めていただいた里山文化というところを、お客様にしっかりと感じて、満足していただけるようなものにまたなっていくといいなというふうに思っております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山和之君）** 塩の道まつりに関していえば、村長がイメージしている観光像みたいなものとは、前回に関していえば、ちょっと違った方向に行っているようなふうには私は感じました。村

長も言われているとおり、ベスト・ツーリズム・ビレッジでの評価された内容が何かということ、やっぱり村民と共有して、来ていただいた方々とともに築き上げていく、磨き上げていくということが私も大事だというふうに思いますし。名実の名は実現できた、実現というよりは、さらに上がったというべきかもしれませんが。

話はちょっと変わりますが、もっとやり方があったんじゃないかというふうに思っております。村長も御覧になって、先ほどの答弁の中にも説明ありましたけど、観光局との総会資料、話ありましたけど。白馬村がリゾートであるならば、観光局もリゾートとしてプロモーションしなくてはならないというふうに言っております。

それで、答弁の中にもありましたけど、リゾートは神社仏閣や滝のように、一度見るか経験するかで終わってしまうような観光景勝地とは違い、人々が憧れるライフスタイルが体现できる場所だというふうに書いてあります。

これなんですけど、ぱっと見ると、単なるスポットは必要じゃないんじゃないかというふうに捉えられてしまうと思うんですけど。要は、そこに暮らしている人々の暮らしが充実していかないと、そういったことには反映されないんだということを言いたいんじゃないかというふうに理解はしているんですけど。

その辺、先ほどのことも含めて、村長はどう解釈されているのか。また、目指しているマウンテンリゾート白馬という考えは、観光局との整合性は取れているのかということをお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 先ほどから話出ている今年の塩の道まつりについては、観光局のほうでも、コロナ禍から今年脱却元年という言い方を先ほどしていましたけれども。これからお客さんを多く呼び込む中で、塩の道まつり自体は規模が小さくなりましたけれども、その分、前後にいろいろなイベントを入れて、ゴールデンウィーク全体を通しては、お客さんに多く来てもらえたかなという側面もありますので、そこは私としては非常に評価できる部分ではあるというふうに思っております。

ただ、もちろん先ほど来、お話ししていますとおり、塩の道まつりについては、もちろん人的な余裕等々があれば、もう少し大きくできればよりうれしいというところではありますけれども。そうした中で、今、丸山議員おっしゃるように、神社仏閣や滝のように一度見るか経験するかで終わってしまう観光景勝地とは異なるというのは、あくまでこれを否定するものでは全然ないと思います。神社仏閣というのもリゾートの中にももちろんあって、何度も訪れたいものであれば、それはそこに適合すると思いますし。これは、ちょっと具体的な分かりやすい表現という意味でこういう言い方を、一度きりで終わるものじゃないんだよという意味での、観光とリゾートの違いを表した表現かなというふうに私自身も感じておりますので。考え方としては、丸山議員のおっしゃるとおりだというふうに私も思っておりますし。

昨今、オーバーツーリズムという問題が出てきておりますけれども、今、持続可能なガイドライン等の認証は、やはりそのオーバーツーリズムをいかに防ぐかということが課題になっていることから出来上がっているという背景があります。オーバーツーリズムがなぜいけないかというか、マイナスのイメージがあるかという、住民にとって快適でない状況を及ぼしてしまうからということに尽きると思います。

ですので、またもちろん環境負荷というところもあるかもしれませんが、住民が快適に暮らせない状況である場所はリゾートではありませんし、観光地として成功しているとは言えませんので。そこをそうならないように、オーバーツーリズムを防ぐためのガイドラインが、今言っている持続可能な各種ガイドラインになってきますので。これらにのっとってやること自体が、今、丸山和之議員おっしゃるように、住民が豊かに暮らせる場所になっていくということにつながっていくというふうに、私自身も考えております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山和之君）** 通年型観光を目指す上では、文化、史跡、歴史というのは重要だというふうに私は考えています。前回も言わせていただきましたけど、観光地としての要素は、白馬が恵まれているからこそ、さらに研究素材として理解していくことで、白馬にしかないもの、オリジナルのものが築けていけるんだというふうに思います。お金をかければ新しいものはつくれるし、ライフスタイルもそれによって様々に変化していくんだらうというふうに思いますけど。

でも、こういった普遍的なものはなくなりませんし、それほどお金がかかることでもありませんので。逆に、そういったものにお金をかけるということさえ私は思いますけども、そういうふうに感じてしまいます。

そこで、村長にお伺いしますけど。前回の一般質問の中での村長答弁に、観光は光を観るというふうには書くと、そういったもともとある光をきちんと見える形に整理していくことは重要であるというふうには答弁されました。もともとある光とは、これまで話してきた文化、または歴史、または人の営みだとか、育みだとかというふうに思いますけど。先ほどの名実の実際の部分の取組の一つというふうには考えますが、これこそがユニバーサルデザインであり、ウェルビーイングにつながっていくというふうには私は考えます。

村長が、今後もともとある光をどう磨こうというふうには考えられているのか。今の時点で、今後の取組について考えていることがあればお伺いしたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 先ほどの津滝議員の答弁にも出てきたところとも重複しますが、今回ベスト・ツーリズム・ビレッジで認められたものの中を分かりやすい表現で言いますと、山岳、民宿、農業、スキー、里山文化といった5つの大きな柱がありますので、これらを磨いていきたいというふうに思っております。

具体的には、山岳に関しては登山道の整備や自然保護。また民宿文化に関しては高付加価値化やおもてなし向上による宿泊施設の魅力化とその文化の継承。それからスキーに関してはここでは触れていませんけども、農業に関しては農業振興と農業と観光のさらなる連携。それから里山文化に関しては塩の道沿線の案内看板や施設整備。神社仏閣、史跡といったものは、この施設整備といったところに入ってこようかと思いますが、それらにまさに取り組んでいきたいというふうに考えております。

具体的にどの場所の何をやるかというところは、まだこれからというところになりますが、来年度への予算編成の中では、そういったことも大きな項目として念頭において取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は、答弁も含め、あと5分30秒です。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山和之君）** 持続可能な観光地経営を村全体で目指していくことで、改めて優良事例として認められるというふうに思いますし、そのように取り組んでいくことを示すことも重要であるというふうに考えます。

そのためにも、多くの村民が理解できる丸山村長の村の形といいますか、多くの村民が理解できる、みんなが想像できて一つの方向に向くことができる絵のようなものが、村長1年たちましたし、そろそろ必要なんじゃないかというふうに感じています。

この1年、トップセールスも含め、村のPRなど、あちこち飛び回られて、国や県とのパイプをつくる努力をされたり、松本市、長野市との観光振興連絡協定に力を入れたり、ハードで大変な1年を過ごされてきたんじゃないかというふうに感じております。今度は少し腰を据えて、職員ともっとコミュニケーションを取る時間を取ったりされて、まずは、行政全体が同じ方向を向いているところを村民に示すことが必要なんじゃないかというふうに考えます。

村長は、観光、サービスという点ではたけている方なので、職員に自分がたけている部分をもっと語っていただいて、職員に丸山俊郎という人間をよく知ってもらって、だから自分はこういう村にするんだ、こうしたいんだというのが、すぐにみんなに理解できるような関係を築いていただきたいというふうに思っています。

お互いの理解がないと人は動きませんし、心からの協力というのはないというふうに思います。村全体で目指していくに当たっての初めの段階として必要なことだと思いますが、その点について村長のご見解をお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** おっしゃるように、この1年間は特にコロナ禍からの脱却というところで、早期の経済回復ということが大きな目標でしたので。私自身も意識してそういったトップセールス

に出向いておりましたし、また、そのおかげではないかもしれませんが、経済的には大分回復してきたところがあって、目指すところは、この1年では方向性としてはよかったかなというふうに思っております。

まさに丸山議員おっしゃるように、本当に忙しくもしております、庁内の職員等々と接する機会も少なかったということも事実でありまして。ちょうど前々回ぐらいの課長会議で、私のほうからも課長には、当面はこういった規模のトップセールスはもう行くつもりがないので、ぜひもし職員等で今後いろんなところに出向きたい方たちがいたら優先していただいて、学んでほしいということをお伝えしました。私自身も、自分のそういったノウハウを伝えていきたいというふうに思いまして、自らが出向くというよりは職員に出向いてもらって。またさらには、自分が出向いていた時間を今度は中のことに使うということに関しては、その考えでありますので。しっかりと庁内の、まず意識を醸成して、さらにそれが村民に伝わるような行政を担っていきたいというふうに思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

**第1番（丸山和之君）** 持続可能な白馬には、人が重要であるというふうに私は考えておりますので。その人が育んできた生活文化や、伝承されてきた歴史、文化こそが白馬のオリジナルで、白馬にしかないものの一つなので、そういったものこそもっと研究していただいて、大切にさせていただいて、誰からも愛される白馬を目指してほしいというふうにエールを送りまして、私の質問を終わらせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第1番丸山和之議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時06分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

**第7番（太谷修助君）** 7番太谷修助でございます。今定例会最後の質問者になります。私の前にやりました丸山和之議員と非常に似通った内容のものになっておりますが、丸山議員とはちょっと切り口を変えて村長にご答弁いただきたいなというふうに思っております。1問だけありますが、よろしく願いいたします。

これからの白馬村の観光について、10年計画の観光地経営計画も今年で8年目、その間コロナ禍で3年間無駄にしました。計画も変更を余裕なくされています。残り2年では計画の達成は難しいのではと危惧をいたします。

今、コロナ禍と向き合って慎重に対応していますが、今シーズンは2019年比で大きくアップすると予想されています。もちろんインバウンド頼みですが、しかも順調に降雪があった話であ



ります。オールシーズンマウンテンリゾートを目指す村としてはこの景観を守りつつ、持続可能な開発目標を掲げ、発展を遂げなければなりません。

通年型リゾート地を目指すのですが、課題も見えてきました。宿泊施設、飲食業者の減少、そこには後継者不足や人手不足に加え、高齢化による廃業や売却、物価高があります。

先日、国際世界観光機関からベスト・ツーリズム・ビレッジに指定され、それに花を添えるべく姉妹都市・友好都市のオーストリアレヒ村のヘルマン観光局長がお見えになり、お祝いに駆けつけてくれました。また急遽ではありますが、観光局会員向けにパネルディスカッションも行なわれました。ヘルマン局長から多くのご提案を頂き、村の方向性がかいま見えた気がいたします。

そこで、以下の質問をいたします。

1、昨年7月に産業経済委員会が提言した観光組織の在り方研究に対する村長のお考えをお示しください。

2、宿泊事業者が抱える高齢化、老朽化、後継者不足による廃業や売却で、宿泊施設の減少と増加する外国籍所有者施設についてどのように考えていますか。

3、ベスト・ツーリズム・ビレッジ認定と今後の課題は何ですか。

4、白馬村観光振興のための財源確保検討委員会の現状と課題は何ですか。

5、観光立村としてゼロカーボンシティ宣言をしている村としては、持続可能エネルギー開発にはどのような手だてを考えていますか。

5つの質問、よろしくお願ひいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 太谷議員から、これからの白馬村の観光について5項目のご質問をいただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

最初に、産業経済委員会の提言に対する村長の考え方はとのご質問であります。私は、「観光局や振興公社HAKUBA VALLEY TOURISMなど観光団体の役割整理や連携強化をし、効率化や機能向上を図ります」という公約を掲げています。

議会からの観光組織の在り方に関する提言内容を確認しますと、いずれの団体も公共的な役割を担う点で共通しており、その意味では組織や運営にオープン性が求められること、その上で役割や機能について議論が必要であること、組織論とは異なりますが、新たな観光財源が必要であることなど、私が考える課題や方向性と一致する部分が多いと感じています。

就任からこれまでの間で、各組織の役割や事業を見の中で、重複していると感じている部分や効果が不明瞭な事業などについては、予算編成や事業報告等のタイミングで可能な修正や改善をお願いしているところですが、これをさらに根本的・客観的にどのように前へ進めるかという考えを補足しますと、一つの大きなタイミングは、次期観光地経営計画を作成する時期であろうと考えており、この時期は観光財源の導入を目標とする時期でもありますので、計画の根幹の一つである組織

と財源を併せて考えてまいります。

2点目の宿泊施設の減少と外国籍所有者施設の増加についてのご質問であります。高齢化や老朽化、後継者不在により、宿泊業を廃業したり施設を売却したりするのは各事業者の判断になりますので、これに行政が干渉することは好ましくないと考えますが、村全体として考えますと、スキー場ベースエリアのベッド数が減少することはもちろんのこと、まちとしての機能が低下するのではないかと懸念しています。例えばにぎわいが徐々に失われたり、コミュニティが維持できなくなってしまうことが想定されます。

一方で、外国籍所有者施設に限りませんが、宿泊施設を新設する動きは少なくありません。これにより、キャパシティを確保することができる点ではプラスに捉えていますが、家庭的なおもてなしでお客様を迎えするといった、私が第一に大切にしなければならないと考える民宿文化を継承することができるのか懸念していることも事実であります。

また、新たな事業者が地域に溶け込み、地域の一員となって地域活動に参加するのかわという不安もあります。村では、第5次総合計画の基本理念に「多様であることから交流し、学び合い成長する村」を掲げていますが、私の抱く懸念や不安に対しては、この多様性や学び合いを強く意識した村政運営が必要であると考えています。

3点目のベスト・ツーリズム・ビレッジ認定と今後の課題についてのご質問にお答えします。

ベスト・ツーリズム・ビレッジの申請書類に記載する項目として、「地域振興の牽引力として観光を推進する上で、地域が直面している3つの主な課題は何ですか」との問いがあり、以下の3つを回答しました。1、気候変動、少雪によるスノーシーズンの短期化や雨天増加によるアウトドアアクティビティの実施不可日の増大及び災害リスクの上昇、2、開発と自然・景観保全とのバランス維持、観光産業の収益性が上がると新規開発も増えるが、自然環境や景観の保全、地域住民生活の平穏性の観点からは、一定のコントロールをする必要性がある。3、少子高齢化や都市部への人口流出による人材不足、日本では全国的に若者が地方から都市部に出て働く傾向が強くなり、加えて少子化が進んでおり、地方の労働人口が不足している。

まず、気候変動については、白馬村のみの取組で解決できる問題ではありませんが、ゼロカーボン施策を今後も積極的に行なっていくことが重要と考えます。

雨天対策や少雪対策としては、冬に頼らないオールシーズンのマウンテンリゾートを目指していく今の姿勢と、アウトドアだけでなく歴史・文化的なコンテンツや芸術、屋内体験型などの観光資源を磨いていくことが重要と考えます。

また、温暖化による災害対策としては、県や国に引き続き河川や砂防、道路事業の推進につき頻繁に要望を上げていくとともに、万が一発生したときに備えた災害訓練の実施や、防災アプリなど情報発信ツールの充実が必要と考えます。

2つ目の開発と自然環境保全のバランスについては、昨年制定しました景観条例、開発行為の調

整等に関する条例の周知徹底といった対策が考えられます。

3つ目の労働人口不足に関しては、外国人人材の起用や、デジタル化・システム化による効率化などが考えられます。また、移住定住施策の推進なども、労働人口不足の対策として挙げられると思います。

ベスト・ツーリズム・ビレッジで評価されたコンテンツとして、民宿のおもてなしがありました。先ほどの答弁にあるように、小規模宿泊施設は後継者不足等により事業承継が難しい状況もあり、そうした中、宿泊イノベーションチームが取り組んでいる活動や高校生ホテルなどの取組は、ベスト・ツーリズム・ビレッジ認証の記載項目においても評価されました。

また、家庭的なおもてなし精神は大切ですが、施設が老朽化したり時代に合っていなかったりすると、顧客ニーズには合いませんので、やはり変化も必要であり、より滞在を快適にできる施設へのイノベーションや、思い切った転換などに利用できる事業再構築補助金や高付加価値補助金については継続していただけるよう、国に要望を上げています。

また、提出書類に掲げた事項ではありませんが、このベスト・ツーリズム・ビレッジの認証を取得した上での課題で申しますと、この認証基準や日本版持続可能な観光ガイドラインに基づいた観光地経営計画が策定されても、観光に携わる方や事業者がそれに準拠した取組をしていただかないことには、せっかくの認証も台なしになってしまいますので、今後、ベスト・ツーリズム・ビレッジの認証について、その内容や白馬村が認められた価値、目指す方向などをまとめたウェブページなどを作成し、啓発していきたいと考えております。

そして、実際にこの認証に準拠した取組を行政や観光組織等が行なう場合には、その財源をどうするかも課題となってくると思います。

4点目の白馬村観光振興のための財源確保検討委員会の現状と課題についての質問ですが、今年度中の観光振興のための財源確保検討委員会については、執行機関の附属機関として、過日10月19日に議論の再スタートとなる第1回目を開催し、これまで議論された報告書の内容確認と当時の検討時に事業者から提出された要望書や決意書が提出された背景及び今回再スタートを切るに当たって議論していく論点の整理、課題間の共有といった点について、まずは検討委員メンバーの認識合わせを行なったと報告を受けております。

今後、3月までに3回程度の開催を予定しており、次回2回目以降は、候補財源とされている個別の項目について、主な導入事例や収入規模、安定性、継続性、公益性及び共生性などを整理・比較するとともに、導入の方向性と懸念事項について議論していく予定と聞いております。

公約にも掲げました持続可能な通年型マウンテンリゾートの実現を図るためには、観光地としての受入れ環境整備として、継続的・柔軟的に活用できる安定財源の確保は不可欠である一方で、その財源確保を一自治体が独自に制度化するには当然議論の深化と丁寧な説明が必要であると認識しています。今後の検討委員会における議論と答申、併せて観光地経営会議における使途の方針に関

する議論等を総合的に踏まえつつ、公約を実現できる最良の方策を導き出していきたいと考えているところです。

最後に、観光立村としてのゼロカーボンシティ宣言をしている村として、持続可能なエネルギー開発にはどのような手だてを考えているかとの質問についてお答えします。

環境に配慮した再生可能エネルギーの導入により、二酸化炭素の排出を削減し、域内のエネルギー自給率を高めることは、白馬村ゼロカーボンビジョンにも掲げており、カーボンニュートラルを実現させるためには非常に重要な取組と考えています。

とりわけ本村の再生可能エネルギーポテンシャルの優位性があるとされる小水力発電の実現により域内エネルギーの自給率を高めることができれば、地域資源を有効活用した持続的な省エネ事業を確立できることとなり、大きな魅力を感じます。

一方で小水力発電を実現させるためには、資源量調査からインフラ整備まで多額の財政負担と時間を要することから、民間事業者等との連携や共同実施者の検討といった綿密な調整と計画づくりが必要となることから、再エネポテンシャルの優位性はあるものの、クリアしなければならない高いハードルがあることも事実です。

いずれにしても、先ほど来の答弁でも申し上げているとおり、ゼロカーボンビジョンの実現に向けて、村民、事業者、行政が一体となった再エネの導入、再エネの推進を意識し、積極的な取組を実践することが重要だと考えます。

以上、太谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** 昨日の丸山勇太郎議員の一般質問から始まりまして、7人の方が今まで今回の質問をしているわけなんですけども、何回も同じ言葉を聞かせていただきましたし、それからまた丁寧に説明をしていただいたことに感謝いたしております。

まず、一番最初の問題ですけども、いわゆる3つの公的な、白馬村の観光局、HAKUBA VALLEY TOURISM、それから振興公社と、先ほど村長がおっしゃっていましたように、公的な村からの外郭団体ですので、私たちがいろんなことを提案をしたりすることはできても、例えば、一番今回私が問題にしているのは人事の問題です。議会は人事にはタッチする権限はありませんけれども、私も23年間、観光局の会員として、議員ではありますけど、社員として携わってきたんですが、私は村の村民の代表でありますので、村民の皆さんが疑問を感じていることは、やっぱりたださなきゃいけないという考え方でいますので、組織そのものが云々ということも含めて確認したいことが幾つかありますので、村長にお聞きします。

まず、観光局ですけれども、私たちが産業経済委員会で提出させていただいた資料の中には、一番大事なものは、観光局、せっかくだつたんですけど、加入するメリットが感じられないとか、ないとかという物すごいインパクトのある言葉が一番最初に出てきているんです。それで、観光局に

入ることがメリットとかデメリットではなくて、この村の観光をみんなで支えていいものにしようというスタート地点にあるものが、最初から崩れてしまっている部分というのは、とても私、残念に思っているんです。

その理由というのは、後でも出ますけども、観光局とHAKUBA VALLEY TOURISMの在り方が、非常に、どっちが何をしているのかよく分からないという村民がたくさんいらっしゃるということは、村長もご理解いただけていると思うんですけども、それで、もっとはっきり言いますと定款の変更です。定款は、もちろん何か不備があったりしたら、新しいいいものに変えていくために改善はしていくんですけども、平成17年から平成28年までですか、5回ほど定款の変更があるんですけど、令和元年の11月の理事会の中で、第1号議案にありましたいわゆる観光局の事務局長の人事に関するものが、2年の任期が4年に変わったり、それから手当が変わったりということで、その辺りから非常に村民との齟齬が生じているような気がしていますので、この点については村長、どういうふうにお考えか、お願いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** お答えします。

私は現在理事には入っておりませんので、それに関して自分がどうこう言う立場にはないという前提ではお話しさせていただきますけれども、かつて公募ということが行なわれておりまして、その中でさらに評価性というようなところが出てきたというふうな話になっているかと思っておりますけれども、一定の評価をもちろんすることによって資質を問うことにより、それを、一定の評価以上であれば継続ということは、一つ妥当な部分があるということは思いますが、その一方で、ずっと公募もしないということになりますと、もしそれ以上の能力を持っている人なりが存在した場合に、その機会を失うことになるという意味では、村にとってはマイナスな部分もあるというふうに思いますので、そこら辺は今後検討していく必要があるかなというふうに私自身は思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** 昨年の7月の村長選のときに、丸山村長を含めまして2名の候補者に対して、私どもは白馬お宿クラブという小さな、議員3人で立ち上げた会がありまして、小さな宿の集合体で、小さな宿でもきちんとした物の考え方をして商売をしているんだということで、みんなで小さいところが小さいなりに集まって協力していきましょうということでやっている組織なんですけど、そこが村長ともう一人の候補者の方に対して、いわゆるこれについてはどうですかという回答書を出させていただいて、村長も記憶にあると思いますけど、ちょっと読ませていただきます。それに対して丸山現村長は、観光局の在り方ということに対してこういう発言をされています。事業の継続性も必要であることは理解していますが、観光局事務局長は観光事業者との信頼関係も必要とされることから、採用については透明性が確保されるべきだと考えます。任期が4年に変更さ

れた経緯なども踏まえた上で、理事や関係する皆さんの意見を聞きながら判断したいと思います。  
また、理事会メンバーについても必要に応じて見直します。こういうふうにご回答いただいたんです。  
今、1年4か月村長を職していて、この考え方にどういう変化とかがありますでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 考え方の根本には変化はないというふうには自分では思っていますけれども、自分自身が今回理事には入っていないという立場にありますので、理事者の変更等を自分が言う立場にないというか、今の立場から、例えば何か私のほうに上がってくる予算の中で、自分の権限の中で物申すことはできますけれども、人事に関して自分の考え方ということは、一つの考え方としてお伝えすることはできるというふうに思っておりますので、その意味では当時とは変わっておりませんので、そういったご理解をしていただければというふうに思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** そうですね、これは、村長は、今、理事でも何でもありませんので、そういうことに対して、ただ首長としての責任感ということと、トップだということを踏まえたと、こういう少しゆゆしき問題ははっきり、今後のためにもきちんとしておいたほうがよろしいんじゃないかと思います。

それで、一番最後に言いました理事会メンバーについても必要に応じて見直しますというふうにご書いてあるんですが、実は先日、戸隠神社に雪乞い祭りに行ってきました。新しい代表理事も含めて、理事の方が何人もいらっしゃって、旧知の仲ですので、いろいろなお話をさせていただいたんですが、非常に私が感じたのは、定款の23条にもありますように、人数では20名以上の理事が必要だということも書いてある。それから、幹事については2名以上ということはあるんですが、どうもこの20名の理事の方たちというのは、地域地域から押し上げられてきて、充て職でその理事になっているような部分というのは、とても感じましたので、このあたりは、観光局のこれからの在り方として、理事が不信感を持たれるような発言や、もしくは投げやりとは言いませんけれども、本当にこの村の観光を引っ張っていく組織の一員だという自覚が、私はちょっと足りないように感じましたので、これ、今テレビ見ている理事の方から、ばか者って僕は怒られているかもしれないけれども、それでもやっぱり言うべきことはちゃんとと言わないと、村民の代表です。

今まで、23年前から、観光局に社員として登録された方が次から次とどんどん辞めていっちゃった。そのいきさつを考えると、新たに何か村長が新しいことをしたからといって、また、その辞めた方たちが戻ってくるとは考えられないんですが、ただ、フェアな組織でありますというところは、これから村長ぜひ示していただきたいと思います。

それに併せて今度は、HAKUBA VALLEY TOURISMのことなんですけど、やはり観光局と人事のところでは何かダブったりしている、あるいは一つの会社の特殊な人たちが出てきてやっているような部分というの、村長、ある程度お分かりいただいていると思うんですが、その

辺りもやっぱり是正していかないと、これからの村の在り方、ましてやベスト・ツーリズム・ビレッジに選ばれた、そのことを考えますと、やっぱりちゃんと正すところは正していかなくやいけないんじゃないかなと私は思っています。そこについてはどうでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** HAKUBA VALLEY TOURISMのほうに関しましては、大町市長また小谷村長もおられますので、3者の中で話す内容もありますし、また、私はそちらに関しては理事という立場ですので、物は申せますけども、もちろん人事に関しては、自分もこういう方がいいという発言はできますので、そこに関しては自分の中ではきちんと公平性を持った上で、一番3市村にとって有益である方になっていただきたいと思っておりますし、またそういう方を推薦するような方向ではおりますけれども、そこに関しては大町市のほうや小谷のほうの考え方もありますので、私一人の考えでは決められないという現状があることはご理解いただきたいというふうには思いません。

いずれにしても、先ほど来太谷議員おっしゃるように、やはり会員の皆さんが白馬村観光局に関してはぜひ入りたいと思っていただけるような組織に私もなっていたきたいと思っておりますし、先ほど理事が充て職という話が出ましたけれども、実際の理事の方たちが仕事をどういうふうに行っているかということに関して、太谷議員のおっしゃるようなところがあるかどうかは、ちょっと私のほうでは、頑張っていたいただいていると思っているところも往々にしてありますので、ただ、その上でもさらに頑張っていたいただきたいという、もちろんそれは村民利益に資するよという意味で、思いはありますけれども、透明性がある人事はぜひ今後も継続していかなくてはいけないというふうに私自身は思っておりますので。

先ほど、理事は替えるというところのお話で、代表理事に関しては私のほうで、昨年初めて村長以外の方を、ぜひ観光の事業に特化されている方になっていただきたいというところで、伊藤さんをお願いさせていただいた背景がありますので、今後に関しては、私のほうからは、自分の考えということで代表理事を通じて理事会のほうに通していただいたりするようなことはできるかなというふうに思っておりますし、また、村のほうからも理事に出ている者がいますので、そういったところに自分の意思を伝えるというような方法をとって、よりよい組織になっていくように私自身も期待しているところであります。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 吉田副村長。

**副村長（吉田久夫君）** それでは、私のほうからは、観光局の理事という立場で若干お話をさせていただきます。

まず、ご指摘いただきました理事の業務、これにつきましては、やはり理事としての業務が、全てしっかりと会議であり、いろんな評価であり、関わっている方というのが全く全員ではないとい

うのはおっしゃるとおりです。その辺については、理事会の中でも、理事の在り方については議論がされていると、され始めたということで、ご理解をいただければと思います。

あともう一点は、人事の関係につきましても、手続自体は公正に行なっていることは事実です。ただ、私自身も感じるのは、それが外に発信されているのか、しっかりと正確に発信されているかどうかということになると、議事録の公開等がないものですから、若干そこについては改善する余地があるというふうに、私も理事の立場では思っているところであります。

一般質問の中で、村長のほうに村としての考え方という部分を、今は代表理事ではなく、私が今、局の副代表理事になっているんですけども、ぜひとも議会の中でも、当事者を抜いての意見交換というのは、やはりこれもまた話がかみ合わない部分になりますので、ぜひそこら辺も理事会の理事全員と意見交換をする中で、しっかりと情報を共有する部分ですとか、直す部分ですとか、そこら辺の意見交換はあってもいいのかなというふうに感じましたので、その辺は今後の中であるべき姿をお互いに見つけ出すべきだというふうに思いますので、私も理事として理事会に戻ったときには、そのようなお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** 今の吉田副村長の答弁の中に、非常にうれしいものを感じましたので、ぜひ、村長が新しい、すばらしい人材がトップになりましたので、足を引っ張らないような方法で、みんなで協力していけたらいいなというふうに思っています。

それで、今、理事の方のお話が出ましたので、ちょっとついでにあれなんです、二十数名の中には、選ばれていないグループの方がいるんです。例えば、文化とか教育とか芸術の関係の部分でどなたか1人とか、あるいは私どものような小さな宿泊施設の代表みたいな者もこの20人中、それから、定款によりますと、それ以外の人を選んでもいいという、たしか項目があったような気がするんですが、ちょっとお待ちください。資格の第24条の中には、当法人の理事及び幹事は当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは社員以外の者から選任することを妨げないという、こういうただし書のようなものがありますので、やはり組織が硬直化したりしたときというのは、やっぱり外部の力を活用したほうが私はよろしいかと思っておりますので、この20名以内の中に、そういう文化芸術なんかにたけているような方が入るチャンスがあったら、ぜひこれを検討していただきたいと思うんですが、村長、そのことについていかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 先ほど来話していますとおりで、観光局のほうの人事に関しては、私、今、どうこう言えるところはないんですけども、観光課長と話しておりますところで言いますと、先ほどベスト・ツーリズム・ビレッジの中で、里山文化ですとか農業といったところが評価されましたので、次期観光地経営計画を立てるメンバーのときに、そういったところにたけている人を観光



という観点から入れるのは、今回の取得したものの理にもかなっているかなというところはお話ししているところですので、そちらに関しては私はそういう考えでおります。観光局のほうに関しては、副村長のほうからお話しさせていただきたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 吉田副村長。

**副村長（吉田久夫君）** 私のほうから、それでは理事のメンバーの回答をさせていただきますけども、理事会の中には、その下に専門委員会とかいろんな組織がありますので、その中で必要とするものがあれば、私のほうからもご提言をさせていただきたいと思います。

村長の今言った新しい観光地経営計画の策定に向けての委員というのも一つの要素でもありますので、そこら辺で幅広い中から、私のほうからも提案をさせていただきたいと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** ありがとうございます。話があちこち飛んで申し訳ないんですが、HAKUBA VALLEY TOURISMの代表理事の方は、先日、ヘルマン局長さんがノルウェービレッジにお見えになって、パネルディスカッションをしていただいたときに、私は非常に感銘を受けたのは、素晴らしい能力を持っている方が素晴らしいリーダーシップを発揮して、村の観光を引っ張っているんだと非常に感銘しまして、それ以来いろいろ調べたり、我々の村もそれに準ずるとは言わないまでも、少しでも足元に近づけるような仕組みは何かできないだろうかというようなことで、いろいろ考え方も、それから実践的なことも含めてそうなんですが、模倣したり、あるいはそれを超えるようなものができたら素晴らしいものになるかと思いますが。

その中で、HAKUBA VALLEY TOURISMにお話が戻りますけど、そこで代表理事が、HAKUBA VALLEY TOURISMは3市村でやっているんですが、やっぱり課題もあってという中に、3つ問題を挙げたんです。例えば組織の問題、それから財源の問題、それから人的な組織の問題、これはご自身もおっしゃっていましたが、やはり3市村でやっているために同じベクトルでものが考えられない。飛行機でいったら方向とスピードが違うようなもので、ちょっと今3つの3市村のトップの方たち、これから丸山村長もお話をさせていただいてほしいと思うんですが、やっぱり同じベクトルで仕事が進められるような協力体制を取ってあげればいいかなと思います。

それから、財源の問題については、やはり3市村でお金を出し合って、ほとんど人件費に消えているなんて話もありましたが、そのあたりもまた検討していかなくちゃいけないし。

それから、人的な問題については、それぞれ3市村で出ているものですから、人が育たないということをおっしゃっていたんですが、私はそうじゃなくて、あまり自分がすばらしくて優秀な方なものですから、一人でどどんいろいろものをお話しして、上からトップダウンでものが下がっちゃうから、うまくいっていないんじゃないかと私は本人と話をしている感じがしました。すばら

しい人なんですけどね。だから、適切適所でその人の人材をうまく生かし切れるようなものになっていったら、本当に鬼に金棒の組織になっていくんだろうなというふうに思いましたんで、また機会があったら、そういうあたりのところはみんなで話し合っているものにしていったらいいかなというふうに思います。

それから、日経の、おとといですか、12月の5日に載っていた記事を同僚議員が教えてくれましたんで、長野のスキー場が700万人の来場を目指すということで、長野県観光機構と、それから長野県索道事業者の協議会ですか、隣の駒谷会長がトップを務めているんですが、ここで700万人を目指すというようなことを県庁で発表したんですけど、まさにこういうことの数字なんていうのは、私は観光局やあるいはHAKUBA VALLEY TOURISMでこういうことの分析を行なって、どこかでPRしていかなきゃいけないことだというふうに私は思っているんですが、村長、それについてはどう思いますでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** ちょっと私も急な質問で、そうですね、特に具体的にはまだ考えていなかった部分ではありますけれども、県全体で今取り組んでいることですので、我々もやっぱりスキーが基幹産業にはなっていますので、何かしら取り組めることがあればしっかり考えていきたいというふうに思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** ですので、長野県に700万人の人を入れ込む今年の子予想という中で、例えばハクババレーの中では大体どのくらいの数字を当て込んでいるんだというようなことは、HAKUBA VALLEY TOURISMやあるいは観光局がやっぱりデータを出していくべきだと私は思います。

この中にこういうことが書いてあるんです。いわゆるジャパウの白馬村の良質の雪を求めてくる人はオーストラリアを中心、ヨーロッパ、北米、大体45、35、10、10ぐらいだそうですけれども、長野県の東信ですから、多分私が思うには軽井沢とか、東部のスキー場っていったら菅平とか、その辺りになるんですかね。その辺りはアジアのお客さん、特に台湾辺りのお客さんがぐっと増えているらしいんです。ですから、こっちの一流のスキー場のほうには来られないアジアの方たちは、そっちにシフトしているから、長野県全体にはお客さん入って、とてもいいことだと思うんですが、そういう方たちも白馬にも来てほしいし、そっちのほうにも長野県にたくさんのお客さんが入るようなことを想定しているんで、こういうことのまたデータを観光局のほうが得意な部門だと思いますんで、ぜひ数字の分析をしながら広げていってもらえればいいかなというふうに思います。

それで、もう村長、いろいろお答えいただきましたんで、私も今までの質問者の皆さんのところで重複している部分があったりしますので、あまり質問することもいけないかなというふうに思っ

ているんですけど、それで、ヘルマン観光局長の中で、非常に私感じて、すばらしいなと思ったのは、まずその話合いの場をきちんと持っていますかって、一番大事なことだと思います。あなたたち、これは2人の、HAKUBA VALLEY TOURISMと観光局の代表理事、あるいは事務局長がヘルマンさんに対して質問したことなんです。これはとにかく一番大事なことだと思いますが、まず話合いの場をきちんとあなたたちは持っていますか、情報の共有をしていますか、持続可能にしていくには地元の人たちをどういうふうに共有させていくことがいいのかと。これは、モビリティで、車のあれなんかもあると思いますけど、マーケティングの問題は、どこの国の人を呼びたいのか、あるいは呼び込みたいのか。全て自分たちだけでやるんじゃなくて、外部の力も借りてやりなさいよって、こんなすばらしいことを教えてくれているんです。私はまさに、今この村の中で必要なことはこれじゃないかと思うんです。

レツヒと白馬村、友好姉妹都市結んでいるんですけども、向こうは片や人口1,400人、白馬8,400人だから6分の1です。だけど、ここに数字が出ているんですけど、この数字が観光局から勧められた数字なんですか。まず、レツヒ村の調査によるとということでヘルマン局長おっしゃったんですが、まず、レストランはレツヒは73、白馬133、大きな宿はレツヒ400に対して白馬770、ベッド数はレツヒ8,500に対して白馬は3万4,090という数字が出たんですが、これは観光局から10月だって、ヘルマンさん、このデータは10月のデータとおっしゃるんですが、どちらから出た情報か教えていただけますでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。

レツヒ側の数字は、レツヒの観光局長が作成した数字です。白馬村側の数字は、観光局が白馬村の統計等を活用してつくった数字になります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** そうしましたら、レツヒは宿泊人数は1万人と決めていますから、ファシリテータをやった丸山徹也氏に言わせると、もう人数がある程度になったらゲートを閉めるんだそうです。ちょっと私信じられないですが、そういうことをして、お泊りいただく人数は1万人、それから昼間の人口は1万4,500人の人数を限度として調整しているんだそうです。

ここで、1,400人の住民がいるんですけど、4,500人の従業員もいると。その方たちを含めてみんな、村の観光を維持したり、さらにいいものにするために、この人たちがみんな議論しているそうなんですけども、今言った大きな宿が、白馬は770というのは、例えば民宿みたいなものをいっているんでしょうか、観光課長。

**議長（太田伸子君）** 太谷議員、質問ですか。質問をされているんですか。

**第7番（太谷修助君）** 質問です、すみません。

**議長（太田伸子君）** 答弁を。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

その数字から察するに、白馬村で現に営業している営業施設の数だというふうに思われます。大きなホテルという表示が、私もちょっと何を指しているのか分からないんですけども、数字から察するに、今申し上げたものであります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） これ、私、観光局長の出た、スライドされたものをきちんと書きましたので、数字に間違いはないと思うんですが、レストランは133もあって、レヒは1万人しか泊まれない中で73で、その倍ぐらいしかないんですけど、こんなに白馬村にレストランってありますかね。このあたり私も疑問なんで、ちょっとまた後で調べていただきゃいいと思うんですが、この数字が観光局から向こうに渡された数字なら、ちょっと問題があるかなというふうに思ったんで、提案させていただいたんですが、また調べてください、すみません。

議長（太田伸子君） 太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。

宿泊施設の数770という数字は、近い数字だと思っています。現に営業している施設の数。それとレストラン、つまりそこではレストランという表示なんですけども、白馬村の飲食の店舗というふうに日本語では多分訳されると思いますので、そうすれば130という数字は妥当な数字だと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） 分かりました。

議長（太田伸子君） 太谷議員、質問と意見というか、質問の中の項目をしっかりと区切ってください。お願いします。

第7番（太谷修助君） 次の質問に移ります。3番目のベスト・ツーリズム・ビレッジに選ばれたということから、今まで議員の皆さん聞いているし、先ほどの丸山和之議員に対しても、村長、質問していますので、このあたりはちょっと割愛させていただいて、次の4番目のところに移りますけれども、いわゆる観光財源については、今非常に諮問中で、微妙で、村長もあそこまでお話ししていただいたのはちょっと意外なぐらいだったんですけども、観光財源については、あと1月、2月、3月とやって、答申で、丁寧な説明をするんだというお話もさっきされたんですけども、村長、1月、2月、3月といいましても、例えばヘルマンさんおっしゃるように、1,400人の村民をみんな巻き込んで物事を解決するために、議論に議論を重ねたというんですけども、これ、観光財源の検討委員会がやって、村民にはどうやって説明をしていく予定でしょうか、丁寧なお答えというのは。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 現在は、私は最終的に出たものに対して答申を受け取る側になりますので、それが出た段階で、村民向けにどういう経過でこういう結果になったというのをお伝えしていくという過程になろうかと思っておりますので、まずは議論を重ねる場を今はつくっているところになりますので、その先で出てきたものに対してしっかり周知していくという活動を今度は、我々は行政のほうとして、していくというステップになろうというふうに思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** そうしますと、村民の人たちと、例えばある程度のグループだとかって、そういうだけじゃなくて、そういう部分でご興味のある方たちにどこかで話合いの場を持つということを村長は考えているんでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 話合いの場を持つというか、今回、委員が選ばれているわけですがけれども、いろいろな今財源の検討が行なわれていて、それぞれのジャンルから選んで、今、代表の方たちが出ていただいているので、その方たちに、今の会議体の中で決めていくわけですがけれども、村民からその中で説明を求められたときには、もちろん内容の説明はあると思いますけど、基本的には公開になっていますので、ご覧をいただいて、そのものに対する質問が何かしらの場で来た場合にはお答えはしますけれども、各そのジャンルのグループごとに行政のほうで主体となって会議の場を開くといったことは想定しておりませんし、今回は観光庁のモデル事業になりますので、観光庁が行なっている事業という形になりますので、村として各団体のところに向いていって意見を聴取するようなことは今のところ想定はしていません。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** こういうことが検討委員会で意見が出ました、このことについては、村民の皆さん、どうでしょうかという、それに対しての議論というよりも、その部分をみんなで村民が意見を出し合って、行政のほうにも意見を出せるような、そういう場を設けませんかということを私は言っているんで、内容がこうだからいけないとかなんかじゃなくて、全然村民と議論がかみ合っていないような気がするんです。そこがちょっと私は問題で、これからもしそれがそのまま続くようだったら、また同じ轍を踏むんじゃないかなって、そのことをとても心配するんで、どうでしょう、村長。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。丸山村長。

**村長（丸山俊郎君）** 行政側としては、一応各そういったグループの代表というような方たちに選んで、委員に出てきていただいておりますので、それを各委員が自分のところでお話ししていただいて、意見を、総意になるのか多数決になるのかはそれぞれの組織によると思いますけれども、その意見としてこちらに上げてきていただく形を取っているという今枠組みになっているかなというふうに理解しておりますので、それをさらに、先ほど太谷議員が言うように、行政のほうから

各組織にみんな集めてやるというと、多分何年かかっても出来上がらない部分も一方で出てきてしまうと思いますので、何のためにやるかというところで言いますと、今後の持続可能な観光地経営をしていくための財源を確保していかななくてはいけないときですので、そこら辺はやはり各皆様のご意見をちゃんと聞いてくるという意味で、代表の方に、そうした方たちの代表として意見をまとめてもらうという考え方でおります。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** 特に財源のことですので、それが観光振興に使う財源なのか、私ども特別委員会が目指しているところの一般財源として、教育とか福祉のほうにも使えるような財源が何かないのかなということの勉強会や議論をこれから重ねていくつもりでいるんですけど、村の時間的なものは重なっていかないと思いますので、私たち議員が終わる1年半先までに何とかいろいろな手だてを考えて、こんな財源は考えられないだろうかとか、これはどうだろうかとか、そういう議論をしていきたいと思っているんですが、今、あれでいきますと、何か新しい観光財源で使えるもののためだけに宿泊税だとか、あるいは観光税とかといったものをすごい議論していて、そこに引きずり込まれていくような感じがして、とても仕方ないんですけど、いずれにしても財源がないんで、そこをどうしようかという、あるいは使途が明確じゃないのにこのことの議論をしていていいのかいということも、村民の皆さんから言われているんですけども、そこは齟齬のないようにということで、私は村長にぜひお願いをしておきたいと思います。

それで、これだけやっているわけにはいかないんで、次のところに行きたいと思っているんですけど、先ほど加藤亮輔議員のところでも村長説明されていましたが、ゼロカーボンシティに向かってこの村のというところで、私は、今この村の中で化石燃料から外れたところの再生可能エネルギーで考えたら、今は太陽光発電はこの村でほとんど無理だということが結論づけられていますので、法律でも変えりゃ別ですけども。

それで考えると、やっぱり水力とバイオマスのこの2つが残されて、先日の務台俊介衆議院議員が提案している大糸線を水素ガスで動かそうというような、そういう新しい研究もされているんで、いずれはそこのところに入ってくるかなと思うんですけども、再生可能エネルギーでこの村の持続可能な社会をつくっていくということを考えると、そんなに時間的な余裕はないはずですし、さっきの行程表でいっても、2030年までに先ほどのCO<sub>2</sub>を削減するなんてことはちょっと難しいかなと思うんですが、それは一生懸命努力していただかなきゃいけないと思います。

そういうことでいったら、私どもはやっぱりこの村で持続可能な社会を継続していくことが、このベスト・ツーリズム・ビレッジに選ばれた一つのあれだと思いますので、ここはもうぜひ村長の能力を発揮してやっていてもらいたいというように思っています。

それから、昨日の丸山勇太郎議員に対しての、一番最後の質問で、ボランティアポイント制度の

導入ということで、村長はいわゆる介護保険法の改正で出てきたボランティアポイントの活用というようなことでご答弁されたと思うんですが、私もちょっとお聞きしていて、昨日丸山勇太郎議員のほうが、時間がなくてできなかったんですけども、やっぱりみんなでボランティアの力を活用して、何も介護だけではなくて、みんなで力を合わせて、例えば道路が汚くて草刈りが、もうぼうぼうだったらみんなで協力して、ボランティア活動でいいから、それにポイントを付与しながらみんなで有効活用して、地域でやってもいいし、個人個人でもいいからポイントをためて、それを例えば電子ポイントに変えたりとか、WAONのああいうポイントに変えるとか、そんなようなことでみんなが協力し合ってボランティア精神を持ってきたら、何か前に新しいものが進んでいくだろうというふうに私は思って、すごくいい発想だなというふうに、昨日丸山勇太郎議員の質問については感じていたんですけども、そういうことで、村長、できることはぜひみんなで協力してやる体制を整えるように、ぜひリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

時間がありませんのであれですけど、それでせっきやく若きリーダーを私たちは擁したわけですから、政権が短命で終わるようなことがあっては絶対いけませんので。

**議長（太田伸子君）** 太谷議員、質問に入ってください。

**第7番（太谷修助君）** ですから、村長、そういう意味で、ぜひ村長の能力を最大限に発揮して、リーダーシップを取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで、私の一般質問は終わります。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から12月13日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、12月14日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、明日から12月13日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり、各委員会、議会全員協議会を行ない、12月14日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時03分

令和5年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和5年12月14日（木）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決



## 令和5年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和5年12月14日（木）

（第4日目）

### 追 加 日 程

- 日程第 2 議案第59号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第60号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 7 議員派遣について

令和5年第4回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和5年12月14日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山和之	第7番	太谷修助
第2番	増井春美	第8番	津滝俊幸
第3番	横川恒夫	第9番	松本喜美人
第4番	切久保達也	第10番	加藤亮輔
第5番	加藤ソフィー	第11番	丸山勇太郎
第6番	尾川耕	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	丸山俊郎	副 村 長	吉田久夫
教 育 長	横川秀明	総 務 課 長	田中克俊
参事兼税務課長	山岸茂幸	健康福祉課長	工藤弘美
会計管理者会計室長	鈴木広章	建 設 課 長	矢口俊樹
観 光 課 長	太田雄介	農 政 課 長	田中洋介
上下水道課長	廣瀬昭彦	住 民 課 長	堤 則 昭
参事兼教育課長	横川辰彦	生涯学習スポーツ課長	松澤宏和
総務課長補佐兼総務係長	太田俊祉		

6. 欠席した職員

子育て支援課長 内山明子

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 下川浩毅

8. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

議案第59号（村長提出議案）説明、採決

議案第60号（村長提出議案）説明、採決

議案第61号（村長提出議案）説明、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

- 4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
  - 5) 議員派遣について
9. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 議案第59号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定について
  2. 議案第60号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
  3. 議案第61号 工事請負契約の締結について

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和5年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

内山子育て支援課長が、所用のため欠席しております。

## 2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第54号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第5号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第1番丸山和之総務社会委員長。

総務社会委員長（丸山和之君） 1番丸山和之です。それでは、先週の8日に開かれました総務社会委員会の審査等の委員長報告をさせていただきます。

令和5年第4回白馬村議会定例会総務社会委員会審査報告。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案10件、陳情2件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第47号 白馬村検診事業実施条例の制定について。

村民の健康の保持増進、疾病の早期発見、早期治療及び生活習慣の改善を目的として、村が実施する検診等の事業について、必要な事項を定めた条例を制定するもの。

質疑、意見に入りまして、要綱だったものを条例ということであるが、金額について幅を持たせたほうがよいのではという問いに、国のほうで規定されて推奨されている検診については、医療保険にならって自己負担額3割と考えて額を設定している。無料については、国民健康保険運営協議会でも継続したほうがよいとの意見があり、そのようになっている。また、妊婦検診、20歳の歯科検診は、大北管内で統一した金額として無料としている。

討論はなく、採決したところ、議案第47号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきも

のと決定しました。

続きまして、議案第48号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、議員の期末手当の支給月数を改定するもの。質疑、討論はなく、採決したところ、議案第48号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第49号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、特別職の期末手当の支給月数を改定するもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第49号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

令和5年の人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、給与を改正するもの。

質疑、意見に入りまして、一般職とフルタイム・パートタイムの待遇は、なるべく一緒にするように総務省からも通知されている。差をつけると今後も差が広がってしまう可能性があるので、一緒にしたほうがいいのではないかの問いに、報酬額だけに注目されるが、事務の内容により職責が変わるので、職責による報酬の差はつけるようにと指導されているとの答え。

討論はなく、採決したところ、議案第50号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第51号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提出に伴い、フルタイムの会計年度任用職員の給料を改正するもの。

質疑、意見はありませんでした。討論として、賛成はするが、この金額の改定については問題があると思う。

採決したところ、議案第51号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第52号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第51号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提出に伴い、その改定率を勘案し報酬等を改正するもの。

質疑、意見に入りまして、責任ある職種、資格のある職種等は妥当な数字と思えるが、集落支援員の金額は今の状況だと高すぎると考えるが、妥当だと考えているかの問いに、集落支援員の報酬は一般事務より高くなっているが、通訳・翻訳の担当をしてもらっている職員もいるので、適当だと考える。

意見として、集落支援員は国から特材を得るためだということは分かっているが、総務課にいる集落支援員がもらう額としては妥当ではない。専門的な職員の額が妥当なのか、待遇改善を考えてはの問いに、国では技術系の正規職員を新たにすることは推奨していない。そのため、会計年度任用職員としている。他の仕事と兼ねている部分もあるので、担当課で検討してもらおう。

討論として、一応賛成。人材を逃してはいけないと考える。金額の妥当性については考えてもらいたい。

採決したところ、議案第52号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第53号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について。

健康保険証のマイナンバーカード一体化に備え、福祉医療給付事業において必要となる保険情報を個人番号の利用により活用するための改正。

質疑、意見に入りまして、条例の施行はいつかの問いに、公布日から施行としているが、実際に利用できるにはあと1年かかる。マイナ保険証が軌道に乗ったときにこれが利用できないと福祉医療も給付できなくなってしまうので、何とか手続を進めたいとの答え。

主要な範囲は、白馬村福祉医療給付金条例の支給に関する事業だけが活用できるようになるのかの問いに、今回は福祉医療の関係のみとなる。法律で定められているものについては問題ないが、村が独自で使う場合は条例で規定しなければならない。今回の条例改正は独自利用の初めてのパターンなので、必要な項目が出てくれば随時追加していかなければならない。

討論はなく、採決したところ、議案第53号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第54号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第5号）所管事項。

歳入歳出それぞれ5億6,545万6,000円を増額し、予算の総額を69億389万9,000円とするもの。人事異動に伴う人件費補正について及び電気料単価高騰による光熱水費の増額補正については報告を省略します。

教育課関係です。

I C T支援業務委託料216万円の増額は、支援員業務委託料の付替えによるもの。

質疑、意見に入りまして、I C T支援員の報酬を小学校から中学校に移す理由はの問いに、昨年までは小学校で1名、中学校で1名雇用していたが、今回は3校で1名しか採用できなかった。中

学分をメインとしている北小に動かしてまとめて支払うためとの答え。

続きまして、総務課関係です。

姉妹都市連携事業47万1,000円の増額は、姉妹都市提携交流事業のバス運行业務委託料。

企画一般事業14万8,000円の増額は、令和6年4月1日に運行開始予定の新たな公共交通体系の構築と移行に伴う関係費。

情報化対策事業93万5,000円の増額は、次年度4月までに必要なパソコン5台分の購入費。

ふるさと納税事業1億7,929万1,000円の増額は、納税寄附額の最終見込額を6億4,000万とすることに伴う関係諸経費の増額。

移住交流集落支援事業47万2,000円の増額は、地域おこし協力隊の募集・受入などについて、行政職員の研修を目的とした研修支援委託料。

ふるさと納税基金事業2億5,550万円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金。

質疑、意見に入りまして、光熱水費の増額について、天井の高いところはシーリングファンをつけるなどの工夫をしてもらいたいとの問いに、空調は大切な役割なので、十分検討したいとの答え。

続きまして、税務課関係です。

賦課徴収事業59万4,000円の増額は、北城23区の国土調査で291筆の登記が完了したことによる地盤図の更新委託料。質疑、意見はありませんでした。

続きまして、住民課関係です。

戸籍住民基本台帳事業530万4,000円の増額は、システム連携による改修費。

住民国保事業384万9,000円の増額は、特別会計からの繰出金によるもの。

福祉医療給付事業12万4,000円の増額は、医療データのシステム機能を追加するための委託料。

公衆トイレ管理事業20万円の増額は、改修による消耗品の増加と、使用マナーの悪化による消耗品の増加。

質疑、意見に入りまして、出産一時金の増加をしたとあるが、予定した人数は何人増えたのか。神城と北城で分けた場合の人数はの問いに、予定していた人数は18人、地区については確認できていないとの答え。

道の駅のトイレで悪質ないたずらと言っていたが内容はの問いに、おむつを便器に流して詰ませる。トイレットペーパーを過剰に流される、排便を壁に塗られることが相次いだ。これについては警察にも相談しているとの答え。

続きまして、健康福祉課関係です。原油価格物価高騰緊急支援給付金5,850万円の増額は、住民税非課税世帯に対する1世帯当たり7万円を支給する事業、介護予防地域支え合い事業108万8,000円の増額は、デイサービスセンター岳の湯の修繕費、心身障害者福祉事業

1,114万3,000円の増額は、グループホーム新設による自立支援給付金659万2,000円、国保負担金返還金379万9,000円が主なもの、保健予防事業57万7,000円の増額は、令和4年度新型コロナワクチン接種業務の精算により国に返還するもの。

質疑、意見に入りまして、ワクチンの保管について、不足している市町村や医療機関などに給付していくのか、ただ有効期限まで保管するののかの問いに、ワクチンの実情はどこの市町村も余っている状況にあるが、過不足が生じた場合は市町村間で融通し合うようにしているとの答え。

自立支援給付金の増額でグループホームの説明があったが、作業所はないと思うが、作業所に出かける人に給付するということかの問いに、グループホームに支給する分と、一般企業で就労が困難な人に働く場を提供する非雇用型の就労の知識能力を向上させる訓練を行なう場所に行く人に支給する分との答え。

続きまして、生涯学習スポーツ課関係です。

スノーハープ維持管理事業60万円の増額は、競技関係備品の修繕・購入によるもの。

白馬ジャンプ競技場維持管理事業83万6,000円の増額は、風向風力計の修繕品。

スポーツ振興事業545万円の増額は、企業版ふるさと納税を活用したスキー選手育成強化費。

体育施設維持管理事業209万1,000円の増額は、指定管理の売上げ金・売上げ増額分をグリーンスポーツの遊具の修繕・撤去に当てたものが主なもの。

質疑、意見に入りまして、ウィンドファクター3次元の風向風力計の修繕はノーマルヒルかの問いに、移動式のものでラージヒルにも使用できるが、県と協議の上、村で修繕するとの答え。県との折半になるのかの問いに、緊急的なものは村が一時的に支給するが、予算の範囲内で対応することとなるとの答え。

続きまして、子育て支援関係です。

児童手当等給付金事業1,276万5,000円の増額は、令和4年度児童手当交付金、子どものための教育保育給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、子育て支援事業の子ども第3の居場所事業補助金843万4,000円の減額は、事業の遅れによるもの。母子健康事業60万円の減額は、医療材料費80万円の減額と、不妊治療補助金の20万円の増額、母子健康衛生事業38万4,000円の増額は、産後ケアの利用者増と、令和4年度の未熟児養育医療費の精算。

質疑、意見、討論はありませんでした。

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく、議案第54号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第55号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

歳入歳出それぞれ6,664万5,000円を増額し、予算総額10億9,352万2,000円とするもの。



質疑、討論はなく、採決したところ、議案第55号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第56号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出それぞれ28万8,000円を増額し、予算総額1億1,071万8,000円とするもの。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第56号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

続きまして、陳情第7号 白馬村小中学校給食費の補助拡充を求める陳情書。

提出者は、白馬村大字北城425、白馬村の学校給食を考える会世話人代表郷津奈々です。受理年月日は、令和5年11月16日。

陳情内容は、給食費について、白馬村では、大北地域の他の自治体と比べて大幅な差があり、コロナ禍から続く物価高騰により、子育て世代の家計に重くのしかかっているため、一步踏み込んだ子育て支援推進の一環として、給食費の補助拡充を要望する陳情です。提出者より趣旨説明の申出があり、説明終了後に審査を実施。説明者は高橋英子です。説明者への質疑として、想定している補助額は大体どのくらいかの問いに、補助は大きければ大きいほどいいが、小谷村が半額になったので、希望は半額。

審査に入りまして、説明者から希望は半額とのことだが、行政側として半額にした場合の額はどのくらいになるのかの問いに、今までの補助や低所得者世帯への就学援助費、第3子以降の給食無料化の残りの負担額を半額にする試算をすると1,761万円余りで、その他の補助まで合計すると2,856万円余りの公費負担となるとの答え。

給食費について国・県はどのような考えをしているのか、予算配慮はあるのかの問いに、国・県としては市町村の判断としている。人件費以外の経費は保護者負担と規定されているが、白馬村では材料費のみを負担してもらっている。全国的傾向は、極小・大規模自治体は実施しており、中小規模の自治体は財政的に苦しい中でサービス競争に巻き込まれているとの答え。

地域格差は埋めていくべき。使途が違っただけで財政規模は変わらない。行政的には、はくばっ子供支援給付金のように個別で支援する方法と、給食費を補助するような大きな範囲で支援する方法と、どちらを充実させていく予定かの問いに、政策決定として実施していく予算は、最初の年は財源を別で確保するが、翌年度からは経常経費となる。この経常経費の中から一般財源の支出が厳しいとなれば、各種全体の事業を削りながら行なうようになる。給食費の保護者負担の一部は既に補助しているので、見せ方を検討すべきではの問いに、アピールの仕方は課としては足りなかったと思う。新年度予算編成で検討したい、との答え。

意見として、補充を拡充したい気持ちがあるのはありがたいので、来年度以降お願いしたい。懸念するのは村の財政のため。お金があればやれることはあるが、その中で厳選しなければならない。

陳情内容自体は賛成。次年度予算編成で辞めていい事業もある。拡充についてはできればやっても  
らいたい。今まで村が負担していることについてはアピールしてもらいたい。

討論に入りまして、採択として、これ以上の格差拡大は止めるべき。それが各自治体の努力義務。  
不採択として、行政側も考えていないわけではない。あえて陳情として採択しなくていいと思う。  
できることなら手厚くしてもらいたいが、それぞれの自治体で予算編成の優先順位は異なってくる。  
平等ということを考えるなら、低所得者世帯への支援を考えるべきではないか。

採決したところ、陳情第7号は委員長を除く委員多数の賛成により採択すべきものと決定しまし  
た。

続きまして、陳情第8号 生活保護基準を引き下げ前に戻すことを国に要望する意見書提出を求  
める陳情書。

提出者は、大町市八坂大町808-41、大北生活と健康を守る会会長松島吉子です。受理年月  
日は、令和5年11月17日。

陳情内容は、生活保護基準は様々な制度の土台となっているため、その引下げは生活保護を利用  
していない多くの国民にも多大な影響を及ぼします。そこで、生活保護基準引下げ取消しを求めた  
裁判で相次ぐ原告勝訴の判決に従い、直ちに生活保護基準を引き下げ前に戻すことの見解書を提出す  
るための陳情です。

審査に入りまして、今まで国では生活保護額を物価の変動で変えてきたのかの問いに、白馬村の  
生活保護の担当は大町福祉事務所が行なっている。基準の見直しは5年に1回しており、基準が下  
がったとしても支給保障があり、前年より下がることはないとのことである。ただし、級地の変更  
により下がる場合もあり得るとのこと。

討論に入りまして、採択として採択すべき。そもそも国は憲法25条で最低限の生活を営む権利  
があり、それを保障する国の役割があることから、裁判の判決に従い見直す必要がある。

不採択として、この陳情の内容が非常に曖昧でよく分からなく、土台となる金額も示されていな  
い。行政側からの説明によると、白馬村では減額になっている者もないことから採択すべきでは  
ないと考える。

採決したところ、陳情第8号は委員長を除く委員多数の賛成により採択すべきものと決定しまし  
た。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

**議長（太田伸子君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

議案第47号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号 白馬村検診事業実施条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号の討論に入ります。討論はありませんか。失礼しました。

議案第48号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号 白馬村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第51号 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。議案第52号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号 パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。議案第53号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号 白馬村個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。議案第55号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第55号 令和5年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。議案第56号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議

案第56号 令和5年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（太田伸子君）** 起立全員です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第7号の討論に入ります。討論はありませんか。第7番太谷修助議員。賛成ですか、反対ですか。

**第7番（太谷修助君）** 反対です。陳情第7号 白馬村小中学校給食費の補助拡充を求める陳情書について、反対の立場で討論いたします。

白馬村においても給食費の保護者負担は1,095万円余り補助しています。また、教育委員会では地産地消の拡充や有機農業で栽培した食材を給食に提供していく計画もあること、さらに今後はスクールバスの運行など計画されており、教育における費用は度々増えています。白馬村の財政は厳しい状況にあります。単に給食費納助だけを注目するのではなく、教育の全体を見て限られた財源を現に必要なところに予算を割り振りし、保護者や児童、生徒への支援をしていくべきと考えます。

以上のことから、陳情第7号について反対いたします。

**議長（太田伸子君）** 他に討論がありませんか。第7番じゃない、失礼しました。第10番加藤亮輔議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 10番加藤亮輔です。私は陳情7号 給食費の補助拡充を求める陳情を採択する立場で意見を述べます。

現在、白馬村は給食費の保護者負担額を1食につき小学生10円、中学生20円で、年間小学生で2,000円、中学生で4,000円の補助を実施しています。近隣の小谷村は2割の補助額を今年から5割に引き上げ実施中、また池田町、松川村は小学生3万5,800円、中学生3万6,600円の補助額を今年1万円増額し4万5,800円、4万6,600円に引き上げました。4村の小学生の補助率を比較しますと、白馬村は補助額2,000円で補助率3.6%、小谷村は半額で補助率50%、池田町、松川村は補助額4万5,800円で補助率78%と大きな違いがあります。

コロナ禍の中、2年前から学校給食費の無償化事業が全国的に広がり、今年度実施、または年度内実施予定は491自治体です。また、なるべく早い時期にとか、来年度から実施という自治体、物価高騰分や半額補助、第3子以降無償など条件付でいろいろなことが各地で工夫されています。この給食費の補助拡大の陳情は、白馬村が子育て地域として魅力ある地域になるためにも地域格差の縮小に努力してほしいという内容の陳情です。私は至極真つ当な陳情だと思います。このままでは近隣町村より子育て政策が遅れている村だと言われかねません。給食時間がさらに楽しく補助額の増額を求める本陳情を皆さんも採択することをお願いして、意見に代えたいと思います。よろし

くお願いします。

**議長（太田伸子君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第7号 白馬村小中学校給食費の補助拡充を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

**議長（太田伸子君）** 挙手少数です。よって、陳情第7号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第8号の討論に入ります。討論はありませんか。第10番加藤亮輔議員、賛成ですか、反対ですか。

**第10番（加藤亮輔君）** 賛成です。10番加藤亮輔です。生活保護基準を引き下げ前に戻すことを国に要望する意見書提出を求める陳情書を採択する立場で意見を述べます。

生活保護制度は憲法25条で、国民を健康で文化的な最低限の生活を営む権利を保障することを国に命じた制度です。その制度の基準を国は2013年から2015年に物価が下落したとの理由で支給額を平均6.5%、最大10%減額しました。それを元に戻せとの要求です。

しかも、この引き下げの基準となる物差しを厚労省は独自の物価指数を使い4.78%を下落たと算出しましたが、総務省の消費者物価指数は2.35%の下落に過ぎず、生活保護基準を引き下げのための口実にするための指数ではないかと疑義が生じました。今、全国29の自治体で引下げの不当性を訴える裁判が行なわれ、厚労省の物価指数の基準は裏づけのない恣意的な数値だ、整合性に欠くとの判断で12勝10敗。最近の10件は9勝1敗と原告勝訴、政府敗訴が続いています。生活保護基準の引き下げは厚労省の発表でも低所得者を対象とする47の施策の給付や水準に連動します。最低賃金、住民税の非課税限度額が下がれば今まで無税だった人が課税される。また、就学援助制度が利用できなくなり、未満児保育料や介護保険料の階層分布の変更など、多くの住民の暮らしに影響します。基準を元に戻すことは生活保護受給者だけの問題ではなく、全ての住民の暮らしの基盤を底上げすることにつながります。

以上の理由から採択すべきと考えます。よろしくお願いします。

**議長（太田伸子君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第8号 生活保護基準を引き下げ前に戻すことを国に要望する意見書提出を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

議長（太田伸子君） 挙手少数です。よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第4番切久保達也産業経済委員長。

産業経済委員長（切久保達也君） 第4番切久保達也です。産業経済委員会の審査報告をいたします。

本定例会において、産業経済委員会に託された案件は、議案6件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第44号 村道路線の廃止について、議案第45号 村道路線の認定について、行政側の希望により、関連するため一括で説明、質疑を行ないました。

村道2125号線において、村道の一部を長く供用していなかったことから、全線を廃止し、新たに供用している部分を村道2273号線として認定。村道2147号線は、村道の中間部分において開発道路となることから、全線を廃止し、村道2274号線と村道2275線に認定し直すもの。

質疑といたしまして、開発道路に面しているところで何か建設したいなどとなった場合、建築確認は下りるのかの問いに、開発道路であっても接道義務は満たすので建築確認は取れる。また、開発道路のままでも、仮に村道認定をしても、どちらにせよ建築基準法上適合するとの答えです。

建物があって、その下に村道があるケースは村の中に存在するのかの問いに、全てを見回したデータはないが、基本的には確認申請のときに調整している。一般的には村道の上に一般の民家があるのは現実的にはあり得ない。国土調査などで正確な測量が入ったときに建物が上にある状況というのは否定できないとの答えです。

土地などで、持ち主が村に寄附するというような話があった場合、村は受け入れるのかの問いに、公益性が高いと判断できれば手続を取る、困ったから譲渡するなどの公益性が高くないものは庁内で協議して必要に応じて判断するとの答えです。

開発道路はこれからできるのかの問いに、そのとおりとの答えです。廃止される村道付近の住民の除雪等の支障はないのかの問いに、今回廃止する中の一部の路線は細い道で除雪路線にはなっていない。従前どおり、除雪を行なうところの開発は協定の中で当面の間、事業者が実施するように約束を交わしているとの答えです。

議案第44号については、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号については、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第46号 財産の譲与について。

譲与する財産は、神城字中原、同南ノ沢、同北ノ沢、同大平の原野及び山林で36筆19万6,331平方メートルを、神城県行造林契約期間満了に伴い、旧飯森部落と旧神城村で取り交わ

した契約に従い、所有権を地縁団体飯森区に返還するもの。

譲与先は、白馬村大字神城25393番地1、飯森区区长太田洋一。

質疑といたしまして、収益なしとのことだが木が育たなかったということか、また植えた当時は積極的に受け入れたということかとの問いに、樹種はカラマツ、土地が急峻なのと生え方が密であることが原因で、木が太く育たなかったことや作業コストもかかってしまい収益が出なかった。また、将来のために木を財産として残したいという思いがあったと聞いている。作業も飯森区民がやったと聞いているとの答えです。

今後は飯森区で管理するということかとの問いに、今年の8月頃に意向確認や説明会を実施した。その後、当時の契約に従って返還してほしいと連絡があったとの答えです。

討論はなく、採決したところ、議案第46号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第54号 令和5年度白馬村一般会計補正予算（第5号）所管事項。

農政課関係。

農林業費、農地費1,342万円減額は、農地耕作条件改善事業による工事請負費242万円の減額。犬川用水電動ゲート設置・省水力発電事業の事業費増加に伴う事業等の取下げと、国県事業配分決定による1,100万円の減額が主なもの。

林業振興費216万4,000円増額の主なものは、有害鳥獣被害対策事業による対策実施隊員報酬81万9,000円や捕獲報償58万5,000円、駆除・委託料15万5,000円の増額によるものです。

森林経営管理制度推進事業42万9,000円は、林地台帳システムソフト更新による増額が主なもの。

現年発生農地農林施設災害復旧費825万3,000円の増額は、9月10日に発生した豪雨災害復旧工事等によるものです。

質疑といたしまして、犬川用水電動ゲートの減額について、減額後の内容は、今回の減額は、国と県の予算が決定したため、今年度の予算のほかに、前年度繰越予算と債務負担で合計1億7,000万円余りとなる。この合計額で一括発注手続を組んでいるとの答えです。

豪雨災害の復旧工事費についての場所はとの問いに、農地災害が3件あった。堀之内、野平、嶺方で法面が崩落した。また、施設災害が野平で1件、合計4件との答え。

熊の目撃情報アプリの外国語での発信の考えはとの問いに、以前は英語で行なっていた時期もあったが、今は翻訳機能で対応できているとの答えです。

熊の出没場所が通学路だと危険が伴う。教育委員会と連携はとの問いに、パトロールはしている。連日パトロールの場合は教育委員会にも協力してもらっているとの答えです。

続いて、観光課関係。



観光宣伝振興費637万3,000円増額は、21観光戦略事業のうち、観光地経営会議運営支援委託料73万7,000円は、観光庁の持続可能な開発観光推進モデル事業に採択され会議費を増やしたことによるもの。

観光振興負担金等527万4,000円は、松本空港シャトル便の利用者の増加により317万円増と、白馬・長野・松本の連携協定による3市村を結ぶシャトルバスの210万4,000円の増。

観光特産費460万円増額は、道の駅白馬のレジシステム設備更新の負担金。

商工振興費250万円増額は、創業支援事業の申請者の増によるものです。

質疑といたしまして、シャトルバス運行事業について、長野と松本の負担金はあるのか、また、松本空港シャトル便の乗客数が増えるほど負担が大きくなるとのことだが、お客が支払う額は上げられないかとの問いに、それぞれにかかる費用を折半する。また、お客が支払う料金は一律に決まっているとの答えです。

基本的にはインバウンドが対象か、また、飲食店利用による途中下車はできるのか、また、乗車料金はどのくらいかの問いに、インバウンドが対象だが、村民も利用可能。途中下車はできないので、長野・松本で観光や食事をしてもらう。料金は松本空港往復シャトルで2,500円、白馬・松本便は片道2,800円、白馬・長野便は片道3,000円との答えです。

道の駅の更新は急に決まったのかの問いに、今のレジはQR決済等に対応していないので、もともと変更したかった。振興公社側が一定の収益を得られたので3台を更新し、形態をコンビニ形式にしたとの答えです。

全体を通しての討論はなく、採決したところ、議案第54号 委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第57号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算（第3号）。

収益的支出に90万円を増額し2億9,624万2,000円、予算第4条本文括弧書き、不足する額1億9,323万円を不足する額1億9,925万7,000円に改め、資本的支出の予定額を602万7,000円増額し3億917万1,000円とするものです。

収益的支出では、人事院勧告による人件費の増額や電気代高騰による動力費の増額が主なものです。

資本的支出においては、人事院勧告による人件費の増額や資材高騰などによる配水設備工事請負費の増額によるものです。

質疑、意見、討論はなく、採決したところ、議案第57号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第58号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算（第3号）。

収益的支出に240万円増額し4億5,765万4,000円。予算第8条に定めた経費の職員給

与費を20万円増額し2,189万6,000円とするものです。

収益的支出では、電気価格高騰による動力費の増額やマンホール修繕工事増加に伴う修繕費の増加が主なものです。

質疑といたしまして、マンホールの修繕箇所はの問いに、具体的な場所ではなく、今後、突発的に修繕が必要となったときに備えて補正するものとの答え。

基本的なマンホールの金額は幾らかとの問いに、鉄のマンホールについては黒とカラーがあり、黒の1式で18万4,000円、カラーの1式で23万9,000円。今回の補正は今後の補修を見込んだ補正との答えです。

討論なく採決したところ、議案第58号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業経済委員会報告とします。

**議長（太田伸子君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑がありませんので、質疑を終結します。

議案第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号 村道路線の廃止については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

**議長（太田伸子君）** 挙手全員です。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号 村道路線の認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

**議長（太田伸子君）** 挙手全員です。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号 財産の譲与については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。議案第57号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第57号 令和5年度白馬村水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。議案第58号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第58号 令和5年度白馬村下水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第54号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号 令和5年度白馬村一般会計補正予算(第5号)は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から議案の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長においてこれを受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議すること

に決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

**議長(太田伸子君)** 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第2 議案第59号から、日程第4 議案第61号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。日程第2 議案第59号から日程第4 議案第61号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

**議長(太田伸子君)** 挙手全員です。よって、日程第2 議案第59号から日程第4 議案第61号までは、委員会付託を省略することは可決されました。

これにより、議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることはできないと定められておりますので申し添えます。

**△日程第2 議案第59号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定について**

**議長(太田伸子君)** 日程第2 議案第59号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中総務課長。

**総務課長(田中克俊君)** 議案第59号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本議案は、白馬ノルウェービレッジの指定管理期間が令和6年3月31日で満了することから、白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、12月5日に指定管理候補者を決定しましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、白馬ノルウェービレッジ。指定管理者となる団体の所在及び名称は、長野県北安曇郡白馬村大字北城7025番地、一般社団法人白馬村観光局。指定の期間でございますが、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

説明は以上です。

**議長(太田伸子君)** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。議案第59号 白馬ノルウェービレッジの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

**議長(太田伸子君)** 挙手全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

**△日程第3 議案第60号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

**議長(太田伸子君)** 日程第3 議案第60号白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堤住民課長。

**住民課長(堤則昭君)** 議案第60号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明します。

条例改正の趣旨は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正のうち、子育て世帯の負担を軽減するため、出産被保険者の産前産後期間の国民健康保険税軽減措置に係る部分については令和6年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正内容についてご説明させていただきます。ページめくりまして1ページから2ページにかけて。

加えられる第23条の第3項以下各項において、国民健康保険税を構成する基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3区分それぞれの所得割額と均等割額について減免される額と期間を定めるものです。そして、第24条の3において、その届出の方法を定めるものです。

3ページをご覧ください。

附則として、施行期日を令和6年1月1日から施行とし、適用区分においてその適用期日を明記するものです。

説明は以上になります。

**議長(太田伸子君)** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。議案第60号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長(太田伸子君)** 挙手全員です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第4 議案第61号 工事請負契約の締結について

**議長(太田伸子君)** 日程第4 議案第61号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中農政課長。

**農政課長(田中洋介君)** 議案第61号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

12月8日の入札結果に基づき、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条により議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的、令和5年度犬川用水電動ゲート・小水力発電施設建設工事。

2、契約金額、1億6,720万円。

3、契約の相手方、長野県北安曇郡白馬村大字神城6848番地5、姫川建設株式会社代表取締役西沢信男。

説明は、以上です。

**議長(太田伸子君)** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。議案第61号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議長(太田伸子君)** 挙手全員です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

**議長(太田伸子君)** 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所

管事務の調査事項についてを、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

**議長(太田伸子君)** 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第7 議員派遣について

**議長(太田伸子君)** 日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は、全て終了いたしました。

ここで、丸山村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。丸山村長。

**村長(丸山俊郎君)** 令和5年第4回白馬村議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、今月5日に開会し、本日まで10日間にわたり提出いたしました全ての案件につき、原案どおりお認めをいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび成立しました一般会計補正予算により、国の重点支援地方交付金を活用した住民税非課税世帯に対する1世帯当たり7万円の追加給付につきましては、1月中にお手元に届くよう迅速に事務処理を進めてまいる考えであります。

また、一般質問では8名の議員の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきました。ご提言等につきましては真摯に受け止め、その対応については十分留意し、今後の村政運営において総合的に

検討させていただきます。

さて、先月末には令和6年度当初予算編成方針を発表し、新たな施策として進めていかなければならないゼロカーボンビジョンの実現、デジタルトランスフォーメーションの推進、子育て支援の推進を含む重点的かつ積極的に取り組むべき3つの分野を掲げさせていただきました。

本定例会が終わりますと、いよいよ予算編成作業も本格化してまいります。国民意識の変化や社会変革を求める構造的な課題などを見極め、村民生活の向上と当面する村政課題の解決に取り組みながらも、選択と集中により将来を見据えた先行投資についてもしっかりと盛り込んだ予算編成に努めてまいり所存であります。議員の皆様方には、今後とも一層のご指導、ご鞭撻、お力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

来年は甲辰であります。甲は、十干の最初の文字で、物事の始まりを象徴します。辰は、十二支の中では唯一の架空の生き物、龍を意味します。登り龍などに描かれるように、勢いよく活気あふれる年になると言われています。2024年は、甲と辰の組み合わせから、これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し、飛躍するような年にしていきたいと思っております。これから年末に向けて大変慌ただしい日々が続くと思いますが、議員の皆様にはどうかご自愛の上、新しい年をお迎えになられますよう、来る年が、白馬村と村民の皆様にとりまして、よりよい年となりますようお祈りし、白馬村議会12月定例会の閉会にあたりましての御礼の挨拶とさせていただきます。どうぞよいお年をお迎えてください。ありがとうございました。

**議長（太田伸子君）** これをもちまして、令和5年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時20分



以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月14日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員